

経営所得安定対策等実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制 定	平成23年4月1日付け22経営第7133号
一部改正	平成23年9月1日付け23経営第1616号
一部改正	平成24年4月6日付け23経営第3521号
一部改正	平成24年12月17日付け24経営第2660号
一部改正	平成25年1月17日付け24経営第2841号
一部改正	平成25年5月16日付け25経営第360号
一部改正	平成26年4月1日付け25経営第3838号
一部改正	平成27年4月9日付け26経営第3507号

目 次

I 趣旨	1
II 経営所得安定対策等の普及・推進等	1
III 交付申請手続等	2
1 交付申請書等の配布	2
2 交付申請書・営農計画書の提出	2
3 申請書類の受付	4
IV 各種交付金の手続等	5
第1 経営所得安定対策	5
1 畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金	5
(1) 交付対象者	5
(2) 畑作物の直接支払交付金	9
(3) 収入減少影響緩和交付金	18
2 経過措置	21
(1) 米の直接支払交付金	21
(2) 収入減少影響緩和交付金移行のための円滑化対策	25
(3) 再生利用交付金	27
第2 水田活用の直接支払交付金	29
V その他	36
第1 交付申請者の農業経営の承継等	36
第2 関係機関の役割	37
第3 証拠書類等の保存期間	39
第4 報告及び検査	39
第5 交付金の返還	40
第6 罰則	41
第7 その他	42

(別紙 1) 調整水田等の不作付地の改善計画の手続	44
(別紙 2) 米の直接支払交付金及び水田活用の直接支払交付金の交付対象農地	47
(別紙 3) 畑作物の直接支払交付金の対象作物とその品質区分別生産数量の 対象範囲及び確認書類	50
(別紙 4) 麦の品質区分と品質評価基準	52
(別紙 5) パン・中華麺用品種加算の対象範囲	53
(別紙 6) 面積払（営農継続支払）の交付対象農地	55
(別紙 7) 収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲 及び確認書類	56
(別紙 8) 収入減少影響緩和交付金における標準的収入額等の算出	58
(別紙 9) 収入減少影響緩和交付金における交付金額の算定方法	65
(別紙 10) 収入減少影響緩和交付金における積立金の算定方法	69
(別紙 11) 収入減少影響緩和交付金における積立金管理者	71
(別紙 12) 米の生産数量目標に従っていることの確認方法	73
(別紙 13) ナラシ移行のための円滑化対策交付金の算定方法	75
(別紙 14) 戦略作物助成及び二毛作助成の扱い	77
(別紙 15) 耕畜連携助成の扱い	79
(別紙 16) 産地交付金の考え方及び設定手続	83

I 趣旨

経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金（以下「経営所得安定対策等」といいます。）の交付に関する手続については、本実施要綱に定めるところにより行うことにします。

II 経営所得安定対策等の普及・推進等

- 1 経営所得安定対策等の交付事務を円滑に実施するため、都道府県・市町村等地域段階において、農業再生協議会を活用し、行政と農業者団体等が連携した取組を進めることにします。

（注）農業再生協議会の運営方法などの細則については、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）において定めます。

- 2 都道府県段階では、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センター（地方農政局又は北海道農政事務所が所在する道府県のうち地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの管轄区域以外の区域にあつては当該区域を管轄する地方農政局又は北海道農政事務所、沖縄県にあつては沖縄総合事務局。以下「地域センター等」といいます。）が、都道府県や都道府県農業再生協議会と連携して、管内市町村、農協、地域農業再生協議会等の市町村段階の関係機関に対して経営所得安定対策等の趣旨、内容の周知等の活動を行います。
- 3 市町村段階では、地域センター等が、地域農業再生協議会を構成する市町村、農協等の関係者と連携し、地域の実情に応じて、各種説明会や農協の地区別懇談会等を活用し、経営所得安定対策等の趣旨、内容の周知等の推進活動を行います。
- 4 地域センター等は、経営所得安定対策等の実務や推進活動が円滑に進められるよう、地域農業再生協議会と相談して、経営所得安定対策等に係る年間スケジュールを作成します。これを基に、地域農業再生協議会は経営所得安定対策等の計画的な取組を進めるとともに、地域センター等は、年間スケジュールに即した取組を行う地域農業再生協議会に対して、指導・助言を行います。

Ⅲ 交付申請手続

1 交付申請書等の配布

- (1) 農業者の申請手続が円滑に進むようにするため、地域農業再生協議会は、米の生産数量目標の設定ルールの農業者等への周知活動と併せて、「経営所得安定対策等交付金交付申請書」(様式第1号。以下「交付申請書」といいます。)及び「経営所得安定対策等交付金に係る営農計画書」(様式第2号。以下「営農計画書」といいます。)を農業者に配布します。
- (2) 様式第2号で示している営農計画書は参考様式ですので、経営所得安定対策等の運営に必要な情報が把握できるものであれば、水稻共済細目書異動申告票との一体化様式などを使用することができることにします。

2 交付申請書・営農計画書の提出

- (1) 経営所得安定対策等の交付金の交付を受けようとする農業者(以下「交付申請者」といいます。)は、交付申請書及び営農計画書を作成し、生産年の6月30日までに、地域センター等又は地域農業再生協議会に提出します。
- (2) 交付申請書には、交付申請者の住所、氏名を記入するほか、交付申請する交付金を選択します。また、営農計画書には、設定ルールに適合した米の生産数量目標、畑作物の直接支払交付金の対象作物の生産予定面積、対象作物ごとの作付面積等を記入してください。

(注) 交付申請書等に、住所、氏名など国に登録してあるデータが印字されたものが配布されている場合は、内容に変更等があるときは訂正して提出してください。

- (3) 農協、集荷業者、農業法人等の団体(以下「農協等の団体」といいます。)が、農業者の交付申請書及び営農計画書を取りまとめる場合は、取りまとめた農業者に係る農業者別の米の生産数量目標が設定ルールに適合していることを示す書類及び畑作物の直接支払交付金の対象作物の出荷契約数量が分かる一覧表など(Ⅳの第1の1の(2)の②のアの(i)、同2の(1)の②のイを参照してください。)を添付の上、生産年の6月30日までに、地域センター等又は地域農業再生協議会に提出します。

一方、農協等の団体に交付申請書及び営農計画書の取りまとめを委託しない農業者については、畑作物の直接支払交付金の対象作物に係る実需者との販売契約の写しを提出することになります。

(4) 交付申請者が、次のいずれかに該当する場合は、それぞれの場合に記載されている書類を、交付申請書に追加して提出していただきます。

- ① 集落営農については、規約と共同販売経理を確認できる書類
 - ・ 集落営農の規約の写し、構成員名簿の写し、集落営農（代表者）名義の預金通帳の写し、総会資料等
- ② 前年度までに経営所得安定対策に加入していなかった者及び加入していた者のうち振込口座を変更する必要がある者については、「経営所得安定対策等交付金振込口座届出書」（様式第3号。以下「交付金振込口座届出書」といいます。）
- ③ ブロックローテーション等の維持を理由に、その取組の代表農業者に交付金の受領の権限を委任する者については、「口座名義人に対する委任状」（様式第4号）
 - ・ 前年度までに既に提出している者は不要です。グループの中で変更する必要がある者のみ提出してください。
- ④ 米の直接支払交付金の交付申請者のうち、当該交付金の交付対象農地において調整水田等の不作付地を有する者については、「調整水田等の不作付地の改善計画」（様式第5号）
 - ・ 前年度までに市町村の認定を受けた農業者については、当年度以降に新たに不作付地となった水田についてのみ作成します。
具体的な手続については、別紙1「調整水田等の不作付地の改善計画の手続」に定めています。
- ⑤ IVの第1の1に定める畑作物の直接支払交付金又は収入減少影響緩和交付金の交付を受けようとする者については、交付対象者であることが確認できる書類
 - ・ 認定農業者（基盤強化法第23条第7項に規定する特定農用地利用規程で定められた同条第4項に規定する特定農業法人（以下「特定農業法人」といいます。）を除きます。）にあつては、農業経営改善計画認定書の写し
 - ・ 特定農業法人又は基盤強化法第23条第7項に規定する特定農用地利用規程で定められた同条第4項に規定する特定農業団体（以下「特定農業団体」といいます。）にあつては、特定農用地利用規程認定書の写し及び当該特定農用地利用規程の写し
 - ・ 集落営農（特定農業団体を除きます。）にあつては、①の書類
 - ・ 認定新規就農者にあつては、青年等就農計画認定書の写しなお、集落営農（特定農業団体を除きます。）については、市町村が「経

営所得安定対策への加入を希望する集落営農の一覧」(様式第6号)を作成して地域センター等に提出することとします。

3 申請書類の受付

(1) 地域農業再生協議会は、2の(1)により農業者から提出された交付申請書(正)及び営農計画書の写し、2の(4)により追加で提出された書類を取りまとめ、

① 畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金の交付申請者の分については、原則として生産年の6月30日までに

② それ以外の者の分については、生産年の7月31日までに地域センター等に提出します。

(2) 地域農業再生協議会は、生産年の7月1日現在の農業者ごとの営農計画書の内容を「経営所得安定対策等交付金の対象作物の地域別作付計画面積報告書」(様式第7号)に取りまとめて、生産年の7月31日までに地域センター等に報告してください。

(3) また、地域農業再生協議会は、農業者ごとの営農計画書に記載された米の直接支払交付金及び水田活用の直接支払交付金に係る対象作物ごとの作付面積を確認し、米については地域農業再生協議会又は認定方針作成者が定めた米の生産数量目標に従っていることの確認も行います。

この場合、対象作物ごとの作付面積の確認日については、原則として生産年の7月1日を基準としますが、当該基準日に確認することが難しい作物については、地域農業再生協議会が地域センター等と協議して確認日を設定することができます。

(4) 地域農業再生協議会は、確認が終わり次第、「経営所得安定対策等交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書」(様式第8号。以下「作付面積確認結果報告書」といいます。)を作成して、その基礎データ(地域センター等が定める形式とします。)と併せて、地域センター等に報告します。

(5) 地域センター等は、(1)の交付申請書等の内容を審査の上、その内容が適当と認められる場合には受理し、交付申請者ごとに「交付申請者管理コード」を付与します。

(6) 地域センター等は、交付金振込口座届出書等のシステム登録が終わり次第、交付申請者の登録情報(氏名、住所、交付申請の内容、交付金の振込口座、交付申請者管理コード等)を整理して、交付申請者に送付することにします。交付申請者は、登録内容(交付予定交付金を除く。)に変更があった場合には、該当箇所を訂正して、速やかに地域センター等に提出してください。

(注) 交付申請者管理コードについては、前年度までに設定したコードをそのまま引き継ぐことにしているため、その要素となっている「地域協議会等管理コード(13桁)」は変更しないことを基本としますが、変更する場合には、地域農業再生協議会と地域センター等との間で調整してください。

(7) 地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターは、(6)の手続が終わり次第、交付申請書を地方農政局(北海道にあっては、北海道農政事務所)へ送付します。

IV 各種交付金の手続等

第1 経営所得安定対策

1 畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金

(1) 交付対象者

① 基本要件

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「法」といいます。)に基づき、次のア～ウのいずれかに該当する者を対象として交付金を交付します。

ア 認定農業者

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」といいます。)第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者又は特定農業法人のことです。

イ 集落営農

特定農業団体又は次の(ア)から(ウ)までの全ての要件を満たす委託を受けて農作業を行う組織(法人を除きます。)のことです。

(ア) 定款又は規約が定められていること

その記載事項として、

- a 目的
- b 構成員たる資格
- c 構成員の加入及び脱退に関する事項
- d 代表者に関する事項
- e 総会の議決事項
- f 総会の議決方法

- g 農用地の利用及び管理に関すること
 - h 農業用機械及び農業用施設の利用及び管理に関すること
- の全ての事項が記載されており、かつ、これらの記載事項の内容が
- i 構成員の加入及び脱退について不当な制約がないこと
 - j 代表者についてその選任手続を明らかにしていること
 - k 総会の議決事項について定款又は規約の変更その他の重要事項が議決事項とされていること
 - l 総会の議決方法について構成員の参加を不当に差別していないこと
- の全ての基準に適合するものであることとします。

(イ) 共同販売経理を行っていること

その組織が行う耕作に要する費用を全ての構成員が共同して負担しており、かつ、その組織が販売した農産物に係る利益を全ての構成員に対し配分していることとします。

具体的には、その組織の代表者名義の口座を設け、農産物の販売名義をその組織名義とし、農産物の販売収入をその口座に入金し、その利益の全部又は一部を全ての構成員に対し配分していることが必要です。

なお、その組織の費用負担については、その組織の取決めによることとなりますが、組織の構成員が共同で農業経営を行う実態が存在せず、形式的に組織の代表者名義の口座を設け、販売収入の全てを構成員に対し配分しているような場合には、共同販売経理を行っているとは認められません。

(ウ) 地域における農地利用の集積及び農業経営の法人化を確実に行うと市町村から判断を受けていること

その組織が地域における農地の利用の集積を確実に行うと見込まれること、及び農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることについて、市町村が確実と判断していることが必要となります。

ウ 認定新規就農者

基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者のことです。

② 環境との調和及び農地の有効利用に関する要件

ア 本対策は、農業の生産活動を長期的に持続させることを前提として、担い手の経営の安定を図ることにより、食料の安定供給を確保しようとするものであることから、交付対象者は、環境と調和のとれた農業生産の基準を遵守していることが必要です。

具体的には、農薬及び廃棄物に関する法令の遵守に関する事項、たい肥その他の有機質資材及び肥料の施用に関する事項、有害動植物の防除に関する事項その他の事項の実施状況について、本対策に加入申請した者自らが点検を行っていることとします。

イ 本対策は、農業の基礎的な生産基盤である農地を有効に利用することを前提として、担い手の経営の安定を図ることにより、食料の安定供給を確保しようとするものであることから、交付対象者は、その耕作の業務の対象となる農地のうちに、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地がないことが必要です。

なお、「耕作の業務の対象となる農地」とは、次の(ア)又は(イ)の経営面積に算入することができる田又は畑とし、「耕作の目的に供されないと見込まれる農地」とは、農地法（昭和27年法律第229号）第36条第1項の規定による勧告に係る農地とします。

(ア) その者（集落営農にあってはその構成員。aにおいて同じ。）が所有権又は使用収益権（以下「使用収益権等」といいます。）を有している田又は畑の面積

ただし、a及びbの面積を除きます。

a その者が所有権を有している田又は畑であっても、他の者に対して使用収益権が年間を通じて設定されている田又は畑の面積

b 集落営農にあっては、共同販売経理の対象となっていない田又は畑の面積

(イ) その者（集落営農にあってはその組織）が委託を受けて農作業を行うことを約した契約であって次のaからcまでの全ての事項を約したもの（以下「農作業委託契約」といいます。）に基づき、他の者（集落営農にあってはその構成員以外の者。以下同じ。）から農作業の委託を受けた田又は畑の面積

a 受託者が基幹三作業を受託し、受託者自ら当該作業を行うこと

b その受託により生産した農産物を当該受託者の名義により販売

すること

- c その販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当すること

ウ イの(ア)又は(イ)の田又は畑の面積に関し、

- (ア) 二毛作（生産及び販売を伴うものに限ります。以下同じ。）が行われている田又は畑については、表作と裏作を異なる者が行っている場合に限り、その面積をそれぞれの者の経営面積に算入することができるものとします。
- (イ) 受託した基幹三作業のうちいずれか一つの作業を他の者に再委託することが、その受託した者の効率的な経営に明らかに資するものであるときは、その再委託する作業に係る面積を経営面積に算入することができるものとします。

エ イの(ア)の田又は畑の面積であっても、

- (ア) 使用収益権等を有している者が農作業委託契約に基づき他の者に対して農作業の委託をした場合であって、かつ、
- (イ) 当該農作業委託契約における受託者がイの(イ)の田又は畑の面積として経営面積に算入し、かつ、
- (ウ) その委託をした者が当該農作業を委託した年において、当該農作業委託契約を締結した田又は畑に係る農産物の生産及び販売を行っていない

部分の面積については、当該委託をした者の経営面積に算入することはできないものとします。

③ 交付対象者の要件を満たしておく時点

①及び②の要件は、畑作物の直接支払交付金の交付を受けようとする者にあつては（２）の②のアの交付申請をした時点において、収入減少影響緩和交付金の交付を受けようとする者にあつては（３）の②のイの交付申請をした時点において満たしておくこととします。

交付対象者の要件の確認については、原則として当年の６月30日までにⅢの２の（４）の⑤に定める書類を地域センター等に提出し、予め確認を受けることとします。

(2) 畑作物の直接支払交付金

① 趣旨

畑作物の直接支払交付金は、別紙3「畑作物の直接支払交付金の対象作物とその品質区分別生産数量の対象範囲及び確認書類」に記載する対象作物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば及びなたね）を生産する農業者に対して、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するものです。

本交付金は、数量払（品質及び生産量に応じて交付するもの。）を基本とし、営農継続支払（作付面積に応じて交付するもの。以下「面積払」といいます。）をその内金として先払いすることができるものとします。

② 数量払

ア 交付申請手続

(7) 交付申請の申出

数量払の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容」欄の「畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の申請」の「数量払」の「27年産の申請」欄の「する」に○を付けて、生産年の6月30日までに、地域センター等又は地域農業再生協議会に提出します。

(イ) 播種前契約書等の提出

交付申請に当たり、実需者等と直接販売契約を締結している農業者については、対象作物が播種前契約等に基づき需要に応じて生産されていることの確認に必要な書類として、その契約の写しを営農計画書に添付することとします。

また、農協等と出荷契約を締結している農業者については、農協等から地域センター等に出荷契約数量が分かる一覧表などを提出していただくこととします。

なお、麦、大豆、そば及びなたねについて、自らが生産した農産物を使用した加工品の製造・販売（以下「自家加工販売」といいます。）や直売所等での販売を予定する農業者については、次のa又はbの書類を添付することとします。

- a 自家加工販売については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告

書」(様式第10-4号。以下「自家加工販売計画書」といいます。)

- b 直売所等での販売については、直売所等との利用・出荷契約など取引数量が分かる資料又は自家加工販売計画書に準じて作成する直売所等の名称、所在地、連絡先、年間販売予定数量などを記載した計画

(注) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)に基づいて農林水産大臣の認定を受けた者にあつては、「総合化事業計画」の写し(原料農産物の数量が記載されているもの)を自家加工販売計画書に代えることができるものとします。

(ウ) 品質区分別生産量の報告(交付申請手続)

- a 交付申請書に数量払の交付申請を行う旨の申出をした農業者は、生産年の7月1日から翌年の3月5日までに、対象畑作物の品質区分別生産量を記載した「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書」(様式第10-1号。以下「数量払交付申請書」といいます。)に確認書類(出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し、農産物検査結果通知書の写しなど)を添付して、地域センター等に提出します。

この場合、数量払の交付申請は、対象畑作物の種類ごとに分割して行うこともできます。

なお、二期作により、夏そば(概ね7月下旬から8月上旬に収穫されるそば)と秋そば(概ね8月下旬から12月下旬に収穫されるそば)に係る二作分の面積払の交付金の交付を受けた者にあつては、それぞれのそばごとに数量払の交付申請を行ってください。

(注) 確認書類は、別紙3「畑作物の直接支払交付金の対象作物とその品質区分別生産数量の対象範囲及び確認書類」を参照してください。

麦、大豆、そば及びなたねについて、自家加工販売や直売所等での販売を予定する数量については、自ら生産した農産物の数量を客観的に確認できる書類(麦、大豆及びそばは農産物検査結果通知書の写しなど、なたねは製油業者等に製油を委託した原料の数量が分かる伝票の写しなど)を提出してください。

b なお、生産年の翌年の3月5日までに、品質区分別生産量が確定できない対象畑作物（大豆、そばに限ります。）があるときには、同年の3月31日までに品質区分別生産量が確定できる場合に限り、同年の3月5日までに対象畑作物の生産量を記載した「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書（予定数量報告書）」（様式第10－2号。以下「予定数量報告書」といいます。）に確認書類（例えば、農協等が発行する入庫伝票・荷受伝票など）を添付して、地域センター等に提出することで交付申請を行うことができます。この場合、該当する対象畑作物は種類ごとに分割せずに、全て一括して申請（生産年の翌年の3月5日までに品質区分別生産量が確定できる部分と確定できない部分がある場合であっても、それらをまとめて予定数量報告書で申請）してください。

この手続により、交付申請をした対象畑作物については、同年の3月31日までに品質区分別生産量を確定し、その年の4月5日までに、その数量を記載した「畑作物の直接支払交付金における数量払の生産実績数量報告書」（様式第10－3号）に確認書類を添付して、地域センター等に提出することになります。

イ 交付対象数量

数量払の交付対象数量（品質区分別生産量）については、別紙3「畑作物の直接支払交付金の対象作物とその品質区分別生産数量の対象範囲及び確認書類」に定める数量とします。

（注）品質区分別生産量の単位は、1kg単位とし、端数があるときには切り捨てにより整理します。

ただし、そばの品質区分別生産量の単位は、0.5kg単位とし、端数があるときにはこれを切り捨てにより整理します。

ウ 交付単価

数量払の交付単価については、品質向上の努力が適切に反映されるよう、対象畑作物ごとにそれぞれ品質区分に応じた単価を設定しています。

（7）小麦

小麦については、たんばく質の含有率などが一定の範囲内にあることが求められるため、これらを反映した検査成績ごとに単価を設

定しています。

また、A～Dのランクについては、別紙4「麦の品質区分と品質評価基準」に定めています。

なお、パン・中華麺用品種については、下記の単価に2,550円／60kgを加算します。対象となる品種については、別紙5「パン・中華麺用品種加算の対象範囲」に定めています。

(単価：円／60kg)

1 等				2 等			
A	B	C	D	A	B	C	D
6,410円	5,910円	5,760円	5,700円	5,250円	4,750円	4,600円	4,540円

(参考) 平均交付単価6,320円／60kg。

(イ) 大麦・はだか麦

粒の白度やたんぱく質の含有率などが一定以上であることが求められるため、これらを反映した検査成績ごとに単価を設定しています。

また、A～Dのランクについては、別紙4「麦の品質区分と品質評価基準」に定めています。

a 二条大麦

(単位：円／50kg)

1 等				2 等			
A	B	C	D	A	B	C	D
5,190円	4,770円	4,650円	4,600円	4,330円	3,910円	3,780円	3,730円

(参考) 平均交付単価5,130円／50kg。

b 六条大麦

(単位：円／50kg)

1 等				2 等			
A	B	C	D	A	B	C	D
5,860円	5,440円	5,310円	5,260円	4,830円	4,410円	4,290円	4,240円

(参考) 平均交付単価5,490円／50kg。

c はだか麦

(単位：円／60kg)

1 等				2 等			
A	B	C	D	A	B	C	D
7,650円	7,150円	7,000円	6,910円	6,080円	5,580円	5,430円	5,350円

(参考) 平均交付単価7,380円／60kg。

(ウ) 大豆

被害粒が少なく粒の揃ったものが高値で取引されているため、これらを反映した検査成績ごとに単価を設定しています。

(単位：円／60kg)

1 等	2 等	3 等	特定加工用
12,520円	11,830円	11,150円	10,470円

(参考) 平均交付単価11,660円／60kg。

(注) 特定加工用とは、豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこなどの製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆のことであり、検査の結果、合格となった場合に数量払の対象となります。

(イ) てん菜

糖度が高いものほど高値で取引されているため、糖度（てん菜の重量に対するショ糖の含有量）に対応した単価を設定しています。

（単価：円／トン）

← (+0.1度ごと)	16.3度 (糖度)	→ (▲0.1度ごと)
+62円	7,260円	▲62円

（参考）平均交付単価7,260円／トン。

(ロ) でん粉原料用ばれいしょ

でん粉含有率が高いものほど高値で取引されているため、でん粉含有率（ばれいしょの重量に対するでん粉の含有量）に対応した単価を設定しています。

（単価：円／トン）

← (+0.1%ごと)	19.5% (でん粉含有率)	→ (▲0.1%ごと)
+64円	12,840円	▲64円

（参考）平均交付単価12,840円／トン。

(カ) そば

容積重が高いものが高値で取引されているため、これを反映した検査成績ごとに単価を設定しています。

（注）平成27年産からは、等級区分が2等級になり、規格外品は数量払の対象から除外されます。

（単位：円／45kg）

1等	2等
14,700円	12,590円

（参考）平均交付単価13,030円／45kg。

(キ) なたね

エルシン酸を含まず油分含有率の高い３品種とその他の品種に分けて単価を設定しています。

(単価：円／60kg)

キザキノナタネ キラリボシ ナナシキブ	その他の品種
9,850円	9,110円

(参考) 平均交付単価9,640円／60kg。

エ 交付決定及び交付金の交付

- (ア) 地域センター等の長（以下「地域センター長等」といいます。）は、交付申請者から報告された対象畑作物ごとの品質区分別生産量を審査し、その内容が適当と認められる場合は、対象畑作物ごとの品質区分別生産量に交付単価を乗じることにより交付金額を算定します。

その際、交付申請者が面積払の交付金を受けている場合には、その交付金額を控除して数量払の交付金額を算定します。

なお、算定された数量払の交付金額が面積払の交付金額を超えない場合、数量払の交付金額は零円となり、交付金は交付されません。

- (イ) 地域センター長等は、数量払の交付金額の算定が終わり次第、交付金計算書を作成します。また、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長は、作成した交付金計算書を数量払交付申請書等と併せて地方農政局長（北海道にあつては、北海道農政事務所长）に送付します。

- (ウ) 地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所长、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」といいます。）は、関係書類の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は、交付決定を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知した上で、交付金を交付します。

(注) 交付金の交付時期は、生産年の７月から翌年３月頃になります。ただし、翌年の３月５日までに品質区分別生産量が確定していない大豆・そばについての交付金の交付時期は、翌年の４月になります。

す。

③ 面積払

ア 交付申請手続

面積払の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容」欄の「畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の申請」の「面積払」の「27年産の申請」欄の「する」に○を付けて、生産年の6月30日までに、地域センター等又は地域農業再生協議会に提出します。

なお、「面積払」の交付申請者は、「数量払」の「27年産の申請」欄の「する」にも必ず○を付けてください。

イ 営農計画書の作成

面積払の交付申請を行う者は、営農計画書の「農地の利用計画記入欄」に対象作物の作付面積等を記載するとともに、「畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の営農継続支払に係る生産予定面積」に対象作物ごとの作付面積の合計を記載し、地域センター等又は地域農業再生協議会に提出します。

ウ 作付面積の確認等

- (ア) 地域農業再生協議会は、地域センター等と連携の上、交付申請者の営農計画書に基づき、対象作物に係る作付面積、作付状況等を確認します。

この確認作業は農業共済組合又は農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「農災法」といいます。）第85条の6第1項の共済事業を行う市町村（以下「農業共済組合等」といいます。）から農作物・畑作物共済の引受面積等の情報提供を受けて行うことを基本とし、それによる確認ができない場合には現地確認を行います。

(注) 確認にあたっては、別紙6「面積払（営農継続支払）の交付対象農地」を参照してください。

- (イ) 特に、作付面積については、a～dの複数の情報を活用し確認することを基本とします。

- a 農業共済組合等の農作物・畑作物共済の引受面積の情報
- b 農協等（製糖事業者を含みます。）が取りまとめた作付面積の情報
- c 市町村等が保有するGIS等地図情報システムのデータ
- d a、b又はcにより確認できない場合には、現地における実測

(ウ) 地域農業再生協議会は、(ア)及び(イ)の確認が終わり次第、確認結果を「畑作物の直接支払交付金における面積払（営農継続支払）の作付面積確認報告書」（参考様式1。以下「作付面積確認報告書」といいます。）に取りまとめて、その基礎データ（地域センター等が指定した形式とします。）とともに、地域センター等に報告します。

その際、作付面積は、作物ごとに分割して報告することができるものとします。

(注) 交付対象面積の単位は、a単位とし、1a未満の端数があるときには切り捨てにより整理します。

エ 交付単価

対象畑作物の交付対象面積に応じて、20,000円／10aを交付します。ただし、そばについては、13,000円／10aを交付します。

オ 交付決定及び交付金の交付

(ア) 地域センター長等は、地域農業再生協議会等から報告された、作物ごとの交付対象面積を審査し、その内容が適当と認められる場合は、作物ごとの交付対象面積に交付単価を乗じることにより交付金額を算定します。

この際、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょについては、地域農業再生協議会等から報告があった面積に交付対象比率（てん菜：1.0、でん粉原料用ばれいしょ：0.65）を乗じたものを交付対象面積とします。

(イ) 地域センター長等は、交付申請者ごとの交付対象面積の算定が終わり次第、交付金計算書を作成します。また、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長は、交付申請者ごとの交付金計算書を地方農政局長（北海道にあっては、北海道農政事務所

長)に送付します。

- (ウ) 地方農政局長等は、交付金計算書の内容を審査し、その内容が
適当と認められる場合は、交付決定を行い、交付申請者に対して
交付決定額を通知した上で、交付金を交付します。

カ 面積払と数量払の交付対象数量との関係

面積払の交付金を受けた農業者は、対象畑作物ごとの品質区分別生産量を当該対象畑作物に係る面積払の交付対象面積で除した単収が、地域センター長等が定める市町村別等の基準単収の2分の1に満たない場合には、品質区分別生産量の報告の際に、その理由書を添付することが必要です(参考様式2「基準単収を大きく下回ったことの理由書」を参照してください。)

なお、その理由を確認した結果、自然災害などの合理的な理由がなく、いわゆる「捨てづくり」と判断された場合には、交付済みの面積払の交付金を返還していただきます。

また、上記により面積払の交付金が返還となった農業者に対しては、当面の間は面積払の交付金を交付しないこととします。

(注) 対象畑作物に係る市町村別等の基準単収は、地域センター等において縦覧することとします。

(3) 収入減少影響緩和交付金

① 趣旨

収入減少影響緩和交付金は、別紙7「収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類」に記載する対象作物(米穀、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ)を生産する対象農業者に対して、収入の減少が経営に及ぼす影響を緩和するものです。

本交付金は、対象となる農業者の当年産の収入の額が標準的な収入の額を下回った場合に、その減収額の9割を対象として、国費を財源とする交付金の交付とそれに伴い農業者が自ら積み立てている積立金の返納により補填を行います。

② 交付申請手続

ア 積立金の納付

(7) 積立ての申出

本交付金の交付を受けようとするときは、当年の4月1日から6月30日までの間に、(イ)の生産予定面積を記載した交付申請書を地域センター等又は地域農業再生協議会に提出して、当該交付金に係る積立金（以下「積立金」といいます。以下同じ。）の積立ての申出をするものとします。

(イ) 生産予定面積

交付申請書に記載する当年において生産を予定する全ての対象作物の種類ごと（小麦にあっては、春期には種する小麦（主として3月及び4月には種することにより生産される小麦をいいます。以下同じ。）と秋期には種する小麦（主として9月から11月までの間には種することにより生産される小麦をいいます。以下同じ。）の区分ごと）の生産予定面積は、別紙8「収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的収入額等の算出」により農産物の種類ごとに算出された10a当たりの標準的な収入額（以下「単位面積当たり標準的収入額」といいます。）の区分ごとの面積とします。

この場合において、

- a その者が認定農業者又は特定農業団体であるときは、その農業経営改善計画又は特定農用地利用規程を認定した市町村（複数の市町村において認定を受けている場合にあっては主として農作業を行う農地が所在する市町村。以下「計画認定市町村」といいます。）
- b その者が集落営農（特定農業団体を除きます。）であるときは、農業経営の法人化及び地域における農地利用の集積を確実に行うと判断した市町村

が属する地域に設定された単位面積当たり標準的収入額の区分ごとの生産予定面積とします。

(ウ) 当年積立額等の通知

地域センター長等は、(ア)により提出された交付申請書の内容を確認し、積立ての申出をした者（以下「積立申出者」といいます。）が当年において積立金として積み立てる額（別紙10「収入減少影響緩和交付金における積立金の算定方法」の2により、対策加入者の繰越積立残額（前年において生産した農産物に係る収入減少影響緩和交付金の交付に伴う積立金返納後の積立金の残額をいいます。以下同じ。）に応じ算出された額をいいます。以下「当年積立額」といいます。）及びその納付先口座（別紙11「収入減少影響緩和交付金における積立

金管理者」の1により指定された積立金管理者が指定する口座をいいます。)を、当該積立申出者に対し通知するものとします。

(エ) 当年積立額の納付

(ウ)により通知を受けた積立申出者は、その通知された当年積立額(10%の収入減少に対応した積立額又は繰越積立残額に応じ20%までの収入減少に対応した積立額)のいずれかを選択し、その額を当年の7月31日までに、その通知された納付先口座に納付するものとします。

ただし、繰越積立残額が、別紙10「収入減少影響緩和交付金における積立金の算定方法」の1により算出された当年における積立基準収入額の4.5%以上となる積立申出者は、当年において当年積立額を納付しないものとします。

イ 交付申請

(ア) 収入減少影響緩和交付金の交付申請書の提出

当年積立額を納付した積立申出者(繰越積立残額が当年における積立基準収入額の4.5%以上となるため、当年積立額を納付しなかった積立申出者を含みます。)は、本交付金の交付を受けようとするときは、翌年の4月1日から4月30日までの間に、(イ)の生産実績数量を記載した「収入減少影響緩和交付金の交付申請書」(様式第11-1号)に、別紙7「収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類」に定める確認書類を添付し、地域センター等に提出して、当該交付金の交付申請をするものとします。

(イ) 生産実績数量

「収入減少影響緩和交付金の交付申請書」(様式第11-1号)に記載する当年において生産した全ての対象作物の種類ごとの生産実績数量は、別紙7「収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類」に定める全ての数量とします。

この場合において、

- a その者が認定農業者又は特定農業団体であるときは、計画認定市町村
- b その者が集落営農(特定農業団体を除きます。)であるときは、農業経営の法人化及び地域における農地利用の集積を確実に行うと判断した市町村

が属する地域に設定された単位面積当たり標準的収入額の区分ごとの生産実績数量とします。

ウ 積立金の確定

地域センター等は、アにより提出された交付申請書及び別紙7「収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類」に定める確定書類等を審査し、その内容が適当と認められる場合には、別紙10「収入減少緩和交付金における積立金の算定方法」の3に基づき、積立金の額を確定するとともに、交付申請者への返納額を算定します。

エ 交付決定及び交付金の交付

- (ア) 地域センター等は、速やかに、別紙9「収入減少影響緩和交付金における交付金額の算定方法」により交付金計算書を作成します。また、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長は、作成した交付金計算書を、「収入減少影響緩和交付金の交付申請書」（様式第11-1号）等と併せて、地方農政局長（北海道にあっては、北海道農政事務所長）に送付します。
- (イ) 地方農政局長等は、交付金計算書の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は交付決定を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知した上で、交付金を交付します。

オ 積立金の返納

地域センター長等は、ウにより算出した返納額及び交付申請者に交付された交付金額の3分の1に相当する額を当該申請者の積立金から取り崩した上で返納するよう積立金管理者（別紙11「収入減少影響緩和交付金における積立金管理者」の1で指定された者をいいます。）に指示するとともに、当該申請者に対し、返納額及びその算定内容を通知します。

2 経過措置

（1）米の直接支払交付金（平成29年度までの時限措置で、平成30年度から廃止）

① 交付対象者

米の生産数量目標に従って生産（耕作）した販売農家又は集落営農が対象です。

ただし、調整水田等の不作付地を有する者については、「調整水田等の

不作付地の改善計画」を作成し、市町村の認定を受ける必要があります。

(注1)「販売農家」とは、米の販売実績がある者又は農業共済の加入者のことです。

なお、米の直接支払交付金については、水稻共済細目書異動申告票を農業共済組合等に提出している者を販売農家とすることを原則とします。ただし、地域に農業共済組合等がない場合や水稻の作付面積が当然加入の基準面積を下回っている等のため、水稻共済に加入できない又は加入しない者については、当年産米の出荷・販売先との契約状況等を確認して対象とすることにします。

(注2) 本交付金における「集落営農」とは、複数の販売農家により構成される農作業受託組織であって、組織の規約及び代表者を定め、かつ、米の生産・販売について共同販売経理を行っているもののことです。

② 生産数量目標の設定

米の直接支払交付金の交付申請者は、米の生産数量目標を設定する必要があります。

このため、米の直接支払交付金の交付申請者は、営農計画書に米の生産数量目標を記載し、地域センター等又は地域農業再生協議会に提出します。

この場合、営農計画書に記載する米の生産数量目標については、次のとおりとします。

ア 米（主食用水稻）の生産数量目標については、「需要に応じた米生産の推進に関する要領」（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）に基づき、国から都道府県、都道府県から市町村に通知された生産数量目標を基礎に、認定方針作成者から方針に参加している農業者に（生産調整方針に参加しない農業者については、地域農業再生協議会から当該農業者に）通知されたものを農業者別の生産数量目標（面積換算値を含みます。）とします。

なお、農業者間で生産数量目標の調整を行う場合には、生産年の6月15日までに認定方針作成者から通知される調整後の生産数量目標が農業者別の生産数量目標となります。

(注) 認定方針作成者は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律

(平成6年法律第113号。以下「食糧法」といいます。)第5条第1項に基づき、農林水産大臣の認定を受けた生産調整方針を作成した生産者団体等のことです。

イ 米の生産数量目標の設定確認は、地域農業再生協議会が行います。その確認に必要な書類については、認定方針作成者又は地域農業再生協議会から農業者に通知された生産数量目標が確認できる書類としますが、地域農業再生協議会でその内容が確認できる場合は、提出を省略することができることとします。

③ 交付申請手続

ア 米の直接支払交付金の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容」欄の「米の直接支払交付金の申請」の回答欄「する」に○を付けて、営農計画書とともに、生産年の6月30日までに、地域センター等又は地域農業再生協議会に提出します。

イ その際に、出荷・販売状況が分かる書類（当年産米の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの1つ）を原則として添付してください。

ただし、農業共済組合等に対して、水稻共済細目書異動申告票を提出している者については、出荷・販売状況が分かる書類の提出を省略することができます。

ウ また、醸造用玄米や種子用米の生産ほ場の面積を有している者については、次の書類を添付してください。ただし、一般主食用米の作付けを10a以上の面積で行う場合は、書類の添付を省略することができます。

(ア) 醸造用玄米の作付面積がある場合には、水稻共済細目書異動申告票の写し、農協等の出荷販売契約書の写し等の醸造用玄米の面積を確認できる書類

(イ) 種子用米の生産ほ場の面積がある場合には、ほ場審査証明書の写し、農協等と都道府県主要農作物種子協会との栽培契約書の写し等の種子用米の生産ほ場の面積を確認できる書類

④ 作付面積等の確認

ア 地域農業再生協議会は、交付申請者の営農計画書に基づき、主食用米の作付面積の確認及び米の生産数量目標に従っていることの確認を行います。

イ 主食用米の作付面積については、水稻作付面積から加工用米、新規需要米及び備蓄米の作付面積を控除して算定することになります。その面積の確認については、農業共済組合等から水稻共済引受面積の情報提供を受けて行うことを基本とし、それによる確認ができない場合には、現地確認を行うことになります。

(注) 水稻作付面積については、現場実態を踏まえ、㎡単位で管理することを基本とし、水稻共済引受面積との突合を行う際には、農業者が営農計画書の「農地の利用計画記入欄」に申告した耕地ごとの面積に0.1a単位未満の端数がある場合には、四捨五入により端数を整理した面積により突合する方法とします。

ウ 米の生産数量目標に従っていることの確認については、米の生産数量目標の面積換算値を主食用米の作付面積が上回っていないことを確認します。具体的な確認方法は別紙12「米の生産数量目標に従っていることの確認方法」に定めています。

エ 地域農業再生協議会は、ウの確認が終わり次第、確認結果を「作付面積確認結果報告書」（様式第8号）に取りまとめて、その基礎データ（地域センター等が指定した形式とします。）とともに、地域センター等に報告します。

その際、主食用米の作付面積は、一般米、醸造用玄米、種子用米の生産は場の面積に区分して報告してください。

(注) 米の直接支払交付金の交付対象農地については、別紙2「米の直接支払交付金及び水田活用の直接支払交付金の交付対象農地」に定めています。

オ なお、報告の際には、市町村が認定した「調整水田等の不作付地の改善計画」の写しも併せて報告していただくことが効率的です。

⑤ 交付単価

交付対象面積に応じて7,500円／10aを交付します。

⑥ 交付対象面積

ア 地域センター等は、地域農業再生協議会から報告されたデータを基に、交付申請者の主食用米の作付面積から自家消費等分10aを控除して交付対象面積を算定します。

ただし、集落営農が農業共済資格団体として水稻共済に加入している場合は、自家消費米等分の控除については、集落営農全体の主食用米の作付面積から10aを控除することにします。

イ 醸造用玄米又は種子用米については、作付けの段階で自家消費米等に出回らないことが確実と見込まれますので、交付対象面積の算定に当たって10a控除は行いません。

(注) 面積の単位は、a単位とし、1a未満の端数があるときには切り捨てにより整理します。

⑦ 交付決定及び交付金の交付

ア 地域センター等は、交付申請者ごとの交付対象面積の算定が終わり次第、交付金計算書を作成します。また、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長は、交付申請者ごとの交付金計算書を地方農政局長（北海道にあっては、北海道農政事務所長）に送付します。

イ 地方農政局長等は、交付金計算書の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は、交付決定を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知した上で、交付金を交付します。

(注) 交付金の支払時期は、生産年の11月から翌年1月頃になります。

(2) 収入減少影響緩和交付金移行のための円滑化対策(27年度(26年産)限り)

① 趣旨

平成26年産において規模要件が残る収入減少影響緩和交付金の加入者でない者に対して、平成26年産米に限り、同交付金への移行のための円滑化対策（以下「ナラシ移行のための円滑化対策」といいます。）を実施します。

ナラシ移行のための円滑化対策は、平成26年産の収入減少影響緩和交付金に係る米の部分の補填が行われる場合に、同交付金に係る米の部分の補填の国費分相当の5割を交付するものです。

② 交付対象者

平成26年産の米の直接支払交付金の交付対象者であって、平成26年産の収入減少影響緩和交付金の加入者でない者が対象です。

③ 生産実績数量の報告（交付申請手続）

交付申請書にナラシ移行のための円滑化対策の交付申請を行う旨の申出をした農業者は、平成26年産米の生産実績数量を記載した「収入減少影響緩和交付金への移行のための円滑化対策交付金交付申請書」（様式第13号）に、確認書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し、農産物検査結果通知書の写しなど）を添付して、平成27年4月30日までに、地域センター等に提出します。

④ 交付対象数量

交付対象数量は、交付対象者が生産した平成26年産米穀のうち、次のア及びイを満たすものの数量です。（ただし、陸稲以外の米にあつては、生産数量目標の対象とされた米に限り、その数量は生産数量目標を上限とします。）

ア 次のいずれかに該当するもの（ただし、種子として販売し、又は販売を委託して出荷したものは除きます。）

（ア） 平成27年3月31日までに、米穀安定供給確保支援機構の会員又は当該会員の構成員（食糧法第5条第1項に規定する生産調整方針（同項の認定を受けたものに限ります。）を作成し、かつ、食糧法第47条第1項の規定による届出（出荷の事業に係るものに限る。）をしている者に限る。）に対して販売し、又は販売を委託して出荷したもの

（イ） 平成27年3月31日までに、農業者又は農業者から委託を受けて米を販売する者（（ア）に掲げる者を除きます。）が販売の相手方との間で販売契約を文書等により締結して、当該契約に基づき販売の対象としたもの

イ 平成27年3月31日までに、米穀品位等検査を受検し、当該検査において3等以上の等級に格付けされたもの又は当該等級に相当するものと認められるもの

（注）当該等級に相当するものについては、次のいずれかに該当するものに限るものとします。

- ・ 災害等により作柄が著しく不良となり、米穀品位等検査において3等に満たない品位に格付けされた米穀が発生したときは、一定の

品位基準等を満たし、主食用に販売されることが販売伝票等により客観的に確認できるもの

- ・ 共同乾燥調製施設等において調製されたもみにあつては、当該施設等に配置された農産物検査員（検査法第17条第2項第1号に規定する者をいいます。）による当該ばらもみから生産される玄米の数量及び相当等級の確認が行われ、3等以上の等級に相当すると認められたもの

⑤ 交付決定及び交付金の交付

ア 地域センター長等は、交付申請者から報告された米の生産実績数量を審査し、その内容が適当と認められる場合は、交付金額を算定します。具体的な算定方法は、別紙13「ナラシ移行のための円滑化対策交付金の算定方法」に定めます。

イ 地域センター長等は、交付金額の算定が終わり次第、交付金計算書を作成します。また、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長は、作成した交付金計算書と交付申請書等を併せて地方農政局長等に送付します。

ウ 交付決定については、地方農政局長等が、関係書類の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合に行い、交付申請者に対して交付決定額を通知した上で、交付金を交付します。

（注）交付金は、交付に必要となる予算の成立及び交付金の算定に必要な当年産収入額等の決定の後に支払われます。

（３）再生利用交付金（平成26年度限りで廃止）

再生利用交付金は平成26年度限りで廃止となりましたが、対象農地に対象作物を作付けていることを確認するため、平成26年度までに確定した交付対象期間中は、地域農業再生協議会が毎年度、作付面積の確認を行います。

具体的には、地域農業再生協議会は、農業者の営農計画書を基に、農業共済引受面積との突合又は現地確認することにより、対象農地において対象作物の作付けが行われていることを確認し、確認結果を「作付面積確認結果報告書」（様式第8号）に取りまとめて、その基礎データ（地域センター等が指定した形式とします。）とともに、地域センター等に報告します。その際、交付申請者の営農計画書の写し、作成済みの「荒廃農地等の再生利用計画」も添付して提出してください。

(注) 再生利用交付金誓約書に基づく作付計画の期間を経過するまでの間に対象農地に対象作物以外が作付けられた場合には、その時点で営農として定着したとみなし、交付額から当該年度及び残りの作付計画期間分に相当する金額の返還を求めることとなります。

また、再度不作付地にした場合には、特別な事情がない限り、それまで受領した再生利用交付金の返還を求めることとなります。

第2 水田活用の直接支払交付金

1 趣旨

国土が狭く、農地面積も限られている我が国において、国民の主食である米の安定供給のほか、食料自給率・自給力の向上、多面的機能の維持強化等を図るためには、持続性に優れた生産装置である水田を最大限に有効活用することが重要です。

このため、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進めるとともに、地域で作成する水田フル活用ビジョンに基づく、地域の特色ある魅力的な産品の産地づくりに向けた取組への支援を行います。

2 水田フル活用ビジョン

水田フル活用ビジョンは、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するための地域の作物生産の設計図となるものです。地域の水田における作物ごとの取組方針・作付予定面積、産地交付金の活用方法等を明らかにし、地域で共有することで、地域の特色ある産地づくりに向けた取組を更に推進することを目的としています。水田フル活用ビジョンの作成が産地交付金による支援の要件となります。

3 交付対象者

交付対象者は、販売農家又は集落営農です。

(注1)「販売農家」とは、本交付金の対象作物の販売実績がある者です。

(注2) 本交付金における「集落営農」とは、複数の販売農家により構成される農作業受託組織であって、組織の規約及び代表者を定め、かつ、本交付金の対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っているもののことです。

4 交付申請手続等

(1) 交付申請手続

水田活用の直接支払交付金の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容欄」の「水田活用の直接支払交付金の申請」の回答欄の「する」に○を付けて、営農計画書とともに、生産年の6月30日までに、地域センター等又は地域農業再生協議会（産地交付金の追加配分に係る取組を行う場合には、地域農業再生協議会）に提出します。

なお、加工用米、飼料用米及び米粉用米に係る取組については、主食用米の不作など需給動向等を踏まえ、生産局長が必要と判断した場合には、別に定めるところにより6月30日以降も主食用米への変更を受け付けることができるものとします。

(2) 出荷・販売の実績報告等

- ① 水田活用の直接支払交付金の交付申請者は、原則として対象作物の生産年の12月20日までに、「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書」(様式第12-1号。以下「出荷・販売等実績報告書」といいます。)を作成し、確認書類として、対象作物ごとに当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの1つを添付して地域センター等に提出します。

(注1) 畑作物の直接支払交付金(数量払)に交付申請した者であって、同交付金(数量払)の交付申請手続において、水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売状況が分かる書類を提出する(提出した)者は、当該対象作物に係る出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等については、提出する必要はありません。

(注2) 対象作物について、自家加工や直売所等での販売のみに供する場合には、確認書類として「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売(直売所等での販売)実績報告書」(参考様式3)を作成して提出してください。

- ② 飼料用米、米粉用米の数量払いの交付申請者は、翌年の1月31日までに、対象作物の生産数量を記載した「水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書」(様式第12-2号。以下「飼料用米等の数量報告書」といいます。)を作成し、確認書類として、農産物検査結果通知書等の写しを添付して地域センター等に提出します。

5 作付面積の確認等

- (1) 地域農業再生協議会は、交付申請者の営農計画書に基づき、対象作物に係る作付面積、作付状況、交付対象となる取組の実施状況等を確認します。

- (2) 対象作物の作付面積等の確認については、農業共済組合等から農作物共済引受面積等の情報提供を受けて行うことを基本とし、それによる確認ができない場合には現地確認を行います。

なお、生産年の10月31日までに作付面積等の確認ができない対象作物が

ある場合には、地域センター等との協議の上、地域農業再生協議会が当該作物を生産する交付申請者の一定程度を抽出し、実際の作物の作付状況を現地調査することで、営農計画書の申請面積を作付面積とすることができることとします。

- (3) 地域農業再生協議会は、(2)の確認が終わり次第、確認結果を「作付面積確認結果報告書」(様式第8号)に取りまとめて、その基礎データ(地域センター等が指定した形式とします。)とともに、地域センター等に報告します。

その際、対象作物の作付面積は、戦略作物助成、二毛作助成、耕畜連携助成の面積に区分して報告してください。

(注) 水田活用の直接支払交付金の交付対象農地については、別紙2「米の直接支払交付金及び水田活用の直接支払交付金の交付対象農地」に定めています。

- (4) 地域センター等は、交付申請者ごとの出荷・販売等実績報告書の内容等を確認します。

- (5) なお、対象作物の作付準備をしていたにもかかわらず、自然災害等により、作付けが困難となった農地について、以下①から③までに掲げる全ての条件に該当すると地方農政局長等が認めるものについては、作付準備を行っていた年産に限り本交付金の交付対象(飼料用米、米粉用米の交付単価は55,000円/10a)とすることができることとします。

- ① 作付けが困難となった農地で対象作物の作付準備をしていた交付申請者が、交付申請書及び営農計画書を地域センター等又は地域農業再生協議会に提出済みであること
- ② 被災した農地が災害復旧事業(国又は地方公共団体の補助金等により施工される災害復旧事業をいいます。)の対象となり、他作物への転換を含めた作物の作付けが困難であることが確認できること
- ③ 当該自然災害等の発生前に、耕起や種子消毒等の作付準備を行っていたと確認できること

6 交付単価等

(1) 戦略作物助成

- ① 当年産において、主食用米を作付けしない水田に下表に定める作物(以

下「戦略作物」といいます。)を作付けする場合に、作付面積(飼料用米、米粉用米にあつては作付面積及び生産数量)に応じて、下表に定める単価の交付金を交付します。具体的な戦略作物助成の扱いについては別紙14「戦略作物助成及び二毛作助成の扱い」に定めています。

作 物	交付単価
麦(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦)、大豆、飼料作物	35,000円/10a
WC S用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55,000～105,000円/10a (下記②参照)

(注1) 自家加工品(販売目的)の製造原料に供する目的や、自らの畜産経営に供する目的で対象作物を生産する者も対象となります(二毛作助成、耕畜連携助成、産地交付金も同様です)。

(注2) 戦略作物助成は、当年産において1水田当たり1作物となります。

② 飼料用米、米粉用米の交付単価については、

ア 10a 当たり交付対象数量が(標準単収値-150)kg以下の場合、
55,000円/10a

イ 10a 当たり交付対象数量が(標準単収値-150)kg ～ (標準単収値+150)kgの場合は、 $80,000\text{円}/10\text{a} + 25,000\text{円}/150\text{kg} \times (10\text{a 当たり交付対象数量} - \text{標準単収値})$ で算定された単価

ウ 10a 当たり交付対象数量が(標準単収値+150)kg以上の場合、
105,000円/10a

とします。

(注1) 10a 当たり交付対象数量を算定するに当たっては、農産物検査法(昭和26年法律第144号)に基づく農産物検査において合格又は3等以上に格付けされたもの並びに当該等級に相当すると認められるものを対象とするものとします。

この場合において、当該等級に相当するものについては、飼料用米

等の数量報告書を提出した時点において共同乾燥調製施設等において現に調製されているもみであって、当該施設等に配置された農産物検査員（農産物検査法第17条第2項第1号に規定する者をいう。）による当該ばらもみ又は当該ばらもみから生産される玄米の数量及び相当等級の確認が行われ、合格又は3等以上の等級に相当すると認められたものに限るものとします。なお、当該等級に相当すると認められたものについては、出荷時に別途農産物検査を受けなければならないものとします。

また、もみで検査を受けた場合は、合格に格付けされた数量に0.8を乗じた数量を10a当たり交付対象数量とします。

農産物検査を受けない場合の交付単価は55,000円/10aとします。

（注2）交付単価の算定に用いる標準単収値は「需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号）」第2の2（3）の地域の合理的な単収等とします。

（注3）交付金額は、1円未満を切り捨てとします。

（注4）飼料用米を生もみで出荷又は利用する旨をあらかじめ記載し認定を受けた新規需要米取組計画書（需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙4の第5の1）に基づいて、生もみを直接利用する場合において、その取組について、地域センター等と地域農業再生協議会が連携して確認を行ったときには、交付単価は80,000円/10aとします。

- ③ 交付金の算定に当たって、飼料用米、米粉用米の生産数量に疑義が生じた場合、地域センター等と地域農業再生協議会とが連携して主食用米等のふるい下米の出荷・販売契約数量を確認できる書類（販売伝票の写し等）の提出を求める等の手法により、農業者の出荷・販売の形態やふるい目の実態について確認を行うことがあります。

（2）二毛作助成

当年産において、「主食用米と戦略作物」又は「戦略作物同士」の組み合わせによる二毛作を行う場合に、二毛作として作付けする戦略作物の作付面積に応じて、15,000円/10aを交付します。具体的な二毛作助成の扱いについては別紙14「戦略作物助成及び二毛作助成の扱い」に定めています。

（3）耕畜連携助成

飼料作物等を作付けする又は作付けした水田で耕畜連携（わら利用、水田放牧、資源循環）の取組を行う場合に、その取組面積に応じて、13,000円/

10 a を交付します。具体的な耕畜連携助成の扱いについては、別紙15「耕畜連携助成の扱い」に定めています。

(4) 産地交付金

水田フル活用ビジョンに基づく、①戦略作物の生産性向上等の取組、②地域振興作物や備蓄米の生産に対して支援を行います。対象作物・交付単価等については、都道府県において定めるものとします。具体的な産地交付金の考え方及び設定手続については、別紙16「産地交付金の考え方及び設定手続」及び生産局長が別に定めるところによります。

7 交付対象面積等の算定

- (1) 地域センター等は、地域農業再生協議会から報告されたデータを基に、交付申請者ごとの戦略作物助成、二毛作助成及び耕畜連携助成の交付対象面積及び交付金額を算定します。
- (2) 産地交付金については、地域農業再生協議会が交付申請者ごとの交付対象面積及び交付金額を算定し、その結果を「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の交付額報告書」(様式第12-3号)に取りまとめて、都道府県を經由して地域センター等に報告します。

(注) 面積の単位は、a 単位とし、1 a 未満の端数があるときには切り捨てにより整理します。

8 交付決定及び交付金の交付

- (1) 地域センター長等は、交付申請者ごとの戦略作物助成、二毛作助成、耕畜連携助成及び産地交付金の交付面積及び交付金額の確認が終わり次第、交付金計算書を作成します。また、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長は、交付申請者ごとの交付金計算書を地方農政局長（北海道にあっては、北海道農政事務局長）に送付します。

ただし、飼料用米、米粉用米の数量払いに係る交付金計算書については、交付金額の確認作業の進捗状況に応じ、交付単価55,000円/10 a 超の部分に係る分をその他の分とは別に作成し、送付することができるものとします。

- (2) 地方農政局長等は、交付金計算書の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は、交付決定を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知した上で、交付金を交付します。

(注) 交付金の支払時期は、生産年の8月から翌年3月ごろになります。

9 捨てづくりの防止対策等

- (1) 交付対象作物については、地域の普及組織等が指導する栽培方法等に即し、十分な収量が得られるように生産することが原則です。そのような栽培方法に即さず、明らかに作付けや肥培管理等が不適切な場合（捨てづくり）には、交付金を交付しないこととします。

(注) 地域センター等は、交付申請者が交付申請を行った作物に係る農地のうち、通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあることを理由に共済関係の除外指定等が行われたものについて、農業共済組合等から情報提供を受け、地域農業再生協議会の協力の下、その状況の確認を行います。

確認の結果、十分な収量が得られないと判断される農地については、交付対象面積から除外します。

また、当該交付申請者の翌年産における栽培管理状況等について、地域センター等と地域農業再生協議会とが連携して重点的に確認することとします。

- (2) 飼料用米、米粉用米及び加工用米については、地域センター等における新規需要米取組計画及び加工用米取組計画の認定等に際して、実需者等との間で締結した出荷・販売契約数量を、需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙3の第5の2の(3)及び別紙4の第5の6の(1)において定められた単収を用いて面積換算することにより、これらの米穀の作付面積が適切に設定されていることを確認し、さらに、出荷段階において、当年産米の実需者等へのお荷数量を確認します。

WCS用稲については、地域農業再生協議会は、作付面積等の現地確認の際に栽培が適切に行われているかを確認することとし、不適切な事例を発見した場合には、地域センター等に報告し、地域センター等が改めて確認します。

- (3) (2) の確認の結果、加工用米及び生もみを利用する飼料用米にあつては当年産米の実需者等へのお荷数量が当初契約数量の8割に満たない場合、飼料用米（生もみを利用するものを除く。）及び米粉用米にあつては交付対象数量及び交付対象面積から算出された10a当たりの収量が、標準単収値から150kg/10aを減じた値に満たない場合、WCS用稲にあつては近隣ほ場の主食用米の生育状況等と比較して、十分な収量が得られないと判断される場合には、

- ① 地域センター等が当該交付申請者に対して、収量低下等が生じたと思われる原因や次年度に向けた改善点を記載した理由書の提出を求めることと

します。この際、改善の余地があったにもかかわらず、改善が行われなかったり、自然災害や直播栽培等の新技術の導入初期による技術的な問題等の合理的な理由がないなど、捨てづくりが判明した場合には、交付金を交付しないこととします。

- ② また、翌年産における栽培管理状況等について、地域センター等と地域農業再生協議会とが連携して重点的に確認することとします。

(4) なお、本交付金の交付申請者が、自然災害等によって、交付対象作物の収穫、出荷・販売を行うことができず、出荷・販売状況が分かる書類を提出できなかった場合については、

- ① その原因が自然災害等によるものであることが交付申請者の提出書類（自然災害等ごとに、地域センター長等が本交付金の交付対象となるかどうかを確認するため、提出を求める書類）で確認できること

- ② 当該自然災害等の発生以前においては、通常の肥培管理等が行われていたことが確認できること

を条件として、当該自然災害等が発生した年産に限り、本交付金の交付対象（飼料用米、米粉用米の交付単価は55,000円／10a）とすることができることとします。

V その他

第1 交付申請者の農業経営の承継等

- 1 交付対象者の要件を満たしていることの確認を予め受けた農業者は、その後に農業者年金の受給等のやむを得ない理由によって、その農業経営（交付金の対象となるものに限ります。以下同じ。）を移譲し、又は離農した場合には、当該年産の交付金の交付申請に限り、当該要件を満たすものとして取り扱うものとしします。
- 2 交付申請書の提出後に生じた相続、合併、移譲その他これらに類する事由により、交付申請者の農業経営を譲り受けた者（以下「承継者」といいます。）に対して、交付申請者から承継した農業経営に係る部分に限り、当該交付申請者が経営所得安定対策等において行った手続を前提として、承継者に対して交付金を交付できるものとしします。
- 3 交付申請者が、交付申請後に死亡した場合において、2により交付金の交付を受けるための手続を承継する者がいないときは、当該交付申請者の相続人は、当該交付申請者が経営所得安定対策等において交付金を受けるための要件を全て満

たしていることを前提として、当該交付申請者の交付金の交付を受けることができます。

- 4 2又は3により交付金の交付を受けるための手続を行う者は「交付申請者の農業経営の承継等に関する申出書」（様式第9号）に、次の書類を添付して、農業経営の承継等があった後速やかに地域センター等に提出してください。

（1）2により交付金の交付を受けるための手続を承継する場合

- ① 承継者に係る交付申請書
- ② 相続、合併、移譲その他これらに類する事由により承継者が交付申請者の農業経営を承継したことを確認できる書類
- ③ 収入減少影響緩和交付金に係る積立金を承継する場合にあっては、そのことについて交付申請者と承継者との間において合意があることを確認できる書類

（2）3により交付金の交付（死亡した農業者が積立金を積み立てている場合は、その積立金の返納）を受ける場合

- ① 交付申請者と相続関係があることを確認できる書類
- ② 交付申請者が死亡したことを確認できる書類

第2 関係機関の役割

経営所得安定対策等の交付金の手続等について、関係機関ごとの主な役割を整理すると、次のとおりです。

（1）都道府県

- ① 都道府県農業再生協議会の意見を聴いて、市町村ごとの米の生産数量目標を設定し、市町村へ通知
- ② 水田活用の直接支払交付金における水田フル活用ビジョンの作成
- ③ 関係機関と連携した経営所得安定対策等の普及・推進等

（2）都道府県農業再生協議会

- ① 市町村別の米の生産数量目標の設定ルールについて、都道府県に対して意見具申
- ② 水田活用の直接支払交付金における水田フル活用ビジョンの作成に関する意見具申
- ③ 都道府県と連携した経営所得安定対策等の普及・推進

等

(3) 市町村

- ① 地域農業再生協議会の構成員として、市町村別の米の生産数量目標を基に、農業者別の米の生産数量目標の設定ルールを決定
 - ② 地域農業再生協議会の構成員として、経営所得安定対策等の交付金に係る農業者の申請手続等の支援、米の生産数量目標に従っていること、対象作物の作付面積の確認等
 - ③ 調整水田等の不作付地の改善計画の認定
 - ④ 地域における経営所得安定対策等の加入者等へのフォローアップ
 - ⑤ 経営所得安定対策等の普及・推進
- 等

(4) 農協等の団体

- ① 農業者別の生産数量目標の設定ルールに従って、農業者別の生産数量目標を調整し、構成員である農業者ごとに設定・通知
 - ② 地域農業再生協議会の構成員として、経営所得安定対策等の交付金（特に、畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金）に係る農業者の申請手続等の支援、米の生産数量目標に従っていることの確認、対象作物の作付面積等の確認等
 - ③ 畑作物の直接支払交付金における数量払に係る農業者別の出荷・販売契約数量等のデータ提供等
- 等

(5) 農業共済組合等

- ① 地域農業再生協議会の構成員として、農業共済引受事務と併せて、農業者の申請手続等を支援
 - ② 農業者ごとの対象作物の作付面積等の確認において、当該農業者の農作物の共済引受面積等の情報（通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあることを理由に共済関係の除外指定等が行われた農地についての情報を含みます。）を地域センター等及び地域農業再生協議会に提供
- 等

(6) 地域農業再生協議会

- ① 農業者別の生産数量目標の設定ルールの決定（必要に応じて、農業者別の生産数量目標も算定）

- ② 交付申請書、営農計画書等の申請書類の配布・回収
- ③ 希望する農業者に対して収入減少影響緩和交付金に係る積立金のとりまとめ、納付等
- ④ 米の生産数量目標に従っていること、対象作物の作付面積等の確認、システム入力等
- ⑤ 水田活用の直接支払交付金における水田フル活用ビジョンの作成に関する検討
- ⑥ 農業者別の水田情報等の整理
- ⑦ 地域の荒廃農地又は遊休農地の解消に向けた推進
- ⑧ 地域における経営所得安定対策等の加入者等へのフォローアップ
- ⑨ 経営所得安定対策等の普及・推進等

(7) 地域センター等

- ① 経営所得安定対策等の普及・推進
- ② 地域農業再生協議会と連携し、農業者の交付申請書、営農計画書等の申請書類の受付
- ③ 農業者別の畑作物の生産予定面積の設定確認、作付面積、生産数量の確認
- ④ 地域農業再生協議会と連携し、水田活用の直接支払交付金の対象作物の作付面積等の確認、捨てづくりの防止の徹底
- ⑤ 新規需要米・加工用米の取組計画の認定、横流れ防止の徹底
- ⑥ 交付申請内容の審査、交付金算定システムへのデータ入力
- ⑦ 市町村及び地域農業再生協議会の行う地域における経営所得安定対策等の加入者等へのフォローアップに対する支援
- ⑧ アダムスへの入力、交付金の支払等

第3 証拠書類等の保存期間

経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた農業者は、交付申請を行った年度の翌年度から5年間、交付申請の基礎となった証拠書類及び交付金の交付に関する書類を保存しておいてください。必要な場合には、書類の確認をさせていただくことがありますので、なくさないでください。

第4 報告及び検査

- (1) 地域センター長等は、交付申請者が申請した出荷・販売数量等が適切かど

うか確認するため、農協等の団体、実需者等に対し、必要な事項の報告を求め、交付申請者の申請内容等と照合することにします。

具体的には、対象作物の検査や集荷が終わった時期に、出荷者ごとの対象作物の数量や検査結果等がわかる資料を提出してもらう場合があります。

- (2) また、地域センター長等は、申請内容等の確認を行うために必要な場合は、地域センター等の職員による現地ほ場等の立入調査を行います。
- (3) 経営所得安定対策等が適正かつ円滑に実施できるよう、これらの報告や検査の実施に当たっては、地域農業再生協議会に協力をいただくとともに、交付申請者や、地方公共団体、農協等の関係機関にもご協力をお願いします。
- (4) 畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金については、法に基づき、次のとおりとします。
 - ① 地域センター長等は、法の施行に必要な限度において、交付金の交付を受け、若しくは受けようとする者若しくはこれらの者からその生産した農産物の加工若しくは販売の委託を受け若しくは当該農産物の売渡しを受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させることができます。
 - ② ①により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければなりません。
 - ③ ①による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはなりません。
 - ④ 対策加入者、地方公共団体、農業委員会、農業協同組合、地域農業再生協議会等は、経営所得安定対策の適正かつ円滑な実施に資するよう、①による報告及び検査に協力するものとします。

第5 交付金の返還

- (1) 交付申請者が経営所得安定対策等の交付金を受けた後に、
 - ① 交付要件を確認する際に用いる書類や交付金の交付申請の基礎となる書類の内容について事実と異なる内容を記載するなど、虚偽の申請をして交付金を不正に受けていたことが判明した場合
 - ② 交付申請時に確認していただく誓約事項に反していることが判明した場合
 - ③ 需要に応じた米生産の推進に関する要領に定める新規需要米、加工用米及び備蓄米の生産に取り組む者であって、経営所得安定対策等の交付金の交付申請者が、これらの米穀を主食用に出荷・販売（いわゆる横流し）した事実が判明した場合

④ 地域センター等や関係機関からの改善指導を受けたにもかかわらず、それに従わない場合

などの事案が発生した場合には、地方農政局長等は、その者に対してその交付を受けた交付金の全部又は一部の返還を命ずることができることとします。

なお、③の場合には、事実が判明した年産に係る全ての経営所得安定対策等の交付金の返還を命ずることとします。

また、特に悪質と認められる場合には、これに加え、翌年度以降の交付申請書の不受理等の措置を講じることとします。

(2) 地方農政局長等は、(1)により交付金の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利5%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとします。

(3) (2)により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、地方農政局長等は、期限を指定してこれを督促するものとし、その督促を受けた者がその指定期限までに返還を命ぜられた金額を納付しないときは、国税滞納処分等の例によりこれを処分することができるものとします。

(注) 平成27年度までに収入減少影響緩和交付金の交付を受けた集落営農が、法人化計画の達成に向けた努力を行わずに解散した場合等は、交付金の返還を求める場合があります。

第6 罰則

畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金については、法に基づき、次の罰則規定があります。

(1) 対象農業者の要件を確認する際に用いる書類や交付金の交付申請の基礎となる書類の内容について事実と異なる内容を記載するなど、偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されることがあります。

(2) 第4の(4)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第4の(4)による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金に処されることがあります。

(3) 法人(法人でない団体で、代表者又は管理人の定めのあるものを含みます。以下同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、(1)又は(2)の違反行為をしたときは、

行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、（１）又は（２）の罰金刑が科されることがあります。

第７ その他

経営所得安定対策等の実施に際して必要な事項については、本実施要綱に定めるもののほか、必要に応じて関係局長等が別に定めるところによるものとします。

附 則（平成23年４月１日付け22経営第7133号）

- 1 この通知は、平成23年４月１日から施行します。
- 2 本実施要綱の制定に伴い、戸別所得補償モデル対策実施要綱（平成22年４月１日付け21政第190号農林水産事務次官依命通知）は廃止します。

ただし、平成22年度に戸別所得補償モデル対策実施要綱に基づき行われた取組については、なお従前の例によることとします。

附 則（平成23年９月１日付け23経営第1616号）

この通知は、平成23年９月１日から施行します。

附 則（平成24年４月６日付け24経営第3521号）

- 1 この通知による改正は、平成24年４月６日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農業者戸別所得補償制度事業実施要綱の規定に基づき、平成23年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（平成24年12月17日付け24経営第2660号）

- 1 この通知による改正は、平成24年12月17日から施行します。
- 2 この通知による改正後の第７の４の（２）の②及び（３）の④の規定に係る部分については、平成25年４月１日から適用します。
- 3 この通知による改正後の第７の５の（１）の①及び⑦の規定に係る部分については、平成24年３月１日以後に行われたこの通知による改正後の第７の５の（１）の①に規定する利用権の設定について適用します。

附 則（平成25年１月17日付け24経営第2841号）

この通知は、平成25年１月17日から施行し、この通知による改正後の附則第２項及び第３項は、平成24年12月17日から適用します。

附 則（平成25年 5 月16日付け25経営第360号）

- 1 この通知による改正は、平成25年 5 月16日から施行します。
- 2 この通知による改正後の別紙10の 2 の(5)の規定による都道府県の地方農政局等に対する産地資金の活用計画書の提出期限について、「5 月31日」とあるのは、平成25年度にあつては「6 月 5 日」とします。
- 3 この通知による改正前の農業者戸別所得補償制度実施要綱の規定に基づき、平成24年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（平成26年 4 月 1 日付け25経営第3838号）

- 1 この通知による改正は、平成26年 4 月 1 日から施行します。
- 2 この通知による改正後のⅣの第 2 の 4 の（2）①の規定による交付申請者の地域センター等に対する様式第 8 号の 2 の提出期限について、「12月20日」とあるのは、平成26年度にあつては「12月19日」とします。
- 3 この通知による改正後のⅣの第 2 の 4 の（2）②の規定による交付申請者の地域センター等に対する様式第 8 号の 3 の提出期限について、「1 月31日」とあるのは、平成26年度にあつては「2 月 2 日」とします。
- 4 この通知による改正後の別紙11の 2 の（6）の規定による都道府県の地方農政局等に対する水田フル活用ビジョンの提出期限について、「5 月31日」とあるのは、平成26年度にあつては「6 月 2 日」とします。
- 5 この通知による改正前の経営所得安定対策実施要綱の規定に基づき、平成25年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（平成27年 4 月 9 日付け26経営第3507号）

- 1 この通知による改正は、平成27年 4 月 9 日から施行します。
- 2 交付申請書等の各提出書類の提出について、この通知で定める提出期限が行政機関の休日に当たるときは、当該休日の翌日をもってその期限とみなします。
- 3 この通知による改正前の経営所得安定対策等実施要綱の規定に基づき、平成26年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。
- 4 本実施要綱の改正に伴い、水田・畑作経営所得安定対策実施要領（平成20年 2 月20日付け19経営第6631号農林水産省経営局長通知）は廃止します。ただし、平成26年度に同要領に基づき行われた取組については、なお従前の例によるものとします。

調整水田等の不作付地の改善計画の手続

1 申請手続

- (1) 米の直接支払交付金の交付を受けようとする者のうち、調整水田等の不作付地（ほ場 1 筆単位）を有する者については、「調整水田等の不作付地の改善計画」（様式第 5 号。以下「改善計画」といいます。）に必要事項を記入し、生産年の 6 月 30 日までに、市町村に提出します。

ただし、前年度までに市町村の認定を受けた農業者については、当年度以降に新たに不作付地となった水田のみ作成します。

- (注) 改善計画については、必要事項が記載できるものであれば、様式第 5 号を参考として、市町村は独自の様式（選択肢を設定したチェック方式の様式等）を定めることができます。

また、水田情報（水田台帳等）が整理され、集落等地域ぐるみで不作付地の改善に向けた検討を進めることが確実と認められる場合には、その範囲内に住所地を有する販売農家又は集落営農の改善計画を一覧表形式で整理して作成することも可能です。

- (2) 市町村は、提出された改善計画について、販売農家又は集落営農ごとに水田情報（水田台帳等）に照らして、

- ① 不作付地の地番、面積
- ② 不作付地ごとに、作物の栽培ができない理由
- ③ 改善に向けた具体的な取組内容及びその達成予定年

が正確に記載されていることを確認し、次の例を参考として、内容に不備がなく、特段の問題がなければ認定してください。

- (注 1) 改善計画を作成する必要がある水田については、別紙 2 「米の直接支払交付金及び水田活用の直接支払交付金の交付対象農地」の交付対象水田の範囲内の水田とします。

ただし、土地改良事業が行われている水田（いわゆる土地改良通年施行）は改善計画を作成する必要はありません。

- (注 2) 達成予定年は、改善計画の提出年を含めて 3 年以内を目途に設定しますが、他の政策目的に活用することで作物作付けが期待できない水田や周辺の状況から見て将来的にも作物生産が期待できない水田がある場合には、改善計画の達成予定年は記載せず、「－」（バー）を記載してください。

【例】

<作物の栽培ができない理由>	<改善に向けた取組内容>
○ 連作障害を防ぐために休耕している	→ ブロックローテーションの計画に則した作物生産を行う
○ 湿田で麦・大豆等の作付けができない	→ 農業協同組合等と相談し、飼料用米等の作付けを検討する
○ 高齢であり自力作付には限界がある	→ 集落営農に参加する、他人に委託する
○ ほ場条件が悪く引き受け手が見つからない	→ ほ場条件を整備し利用を図る
○ ビオトープとして町と契約している	→ 契約内容に従った利用を行う
○ 鳥獣害を防止するための緩衝帯として活用している	→ 引き続き緩衝帯として活用する
○ 水稻の育苗ハウスとして活用している	→ 引き続き水稻の育苗ハウスとして活用する

2 改善計画の達成予定年までに作物の作付けが行われない場合の取扱い

- (1) 調整水田等の不作付地の改善計画を提出した後に、当該計画の達成予定年までに作物の作付けが行われず、翌年も作付けが行われないことが確実な場合には、米の直接支払交付金及び水田活用の直接支払交付金の交付対象農地から除外します。

ただし、次に掲げる場合を除きます。

- ① 人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955農林水産事務次官依命通知）第2の1に規定する人・農地プランをいいます（市町村等が、当該事業を実施せずにこれに準じて独自に作成したもの及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）に基づき、東日本大震災の津波被災市町村が策定する経営再開マスタープランを含みます。）。以下、同じです。）において近い将来農地の出し手となる者の農地（平成25年度以前において、地域の中心となる経営体に集積する農地として位置付けられたものを含みます。）として位置付けられたもの
- ② 農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第5項に規定する農地中間管理権をいいます。以下、同じです。）が設定されたもの
- ③ その他現在の利用形態を当面維持する必要があると地域センター長等が認めたもの

- (2) 市町村は、上記のことを踏まえ、地域再生協議会の構成メンバー（農業委員会、農業協同組合等）の協力の下、調整水田等の不作付地の改善計画が提出されている農地についての現況確認を行いつつ、改善計画を提出している農業者に対する農地の利用増進の指導を徹底してください。

3 改善計画の達成期限に係る例外的取扱い

調整水田等の不作付地の改善計画を提出した水田であって、自然災害等のやむを得ない理由により、一時的に営農が不可能となり、改善計画の達成予定年までに不作付けの解消が困難と見込まれる水田については、改善計画の達成期限を延長することができます。

市町村は、農業者から改善計画の達成期限を延長したい旨の申し出があった場合には、1の申請手続に準じて手続を進めてください。

4 地域センター等への報告

市町村は、改善計画を認定した結果を生産年の9月30日までに地域センター等に提出してください。

米の直接支払交付金及び水田活用の直接支払交付金の交付対象農地

1 交付対象水田の整理・更新の基本的な考え方

(1) 地域農業再生協議会においては、毎年7月1日現在で、農業者ごとの営農計画書等を基に、米の直接支払交付金及び水田活用の直接支払交付金の交付対象となる農地（以下「交付対象水田」という。）を明確にした水田情報（水田台帳等）を整理してください。

(2) 交付対象水田の整理に当たっては、次の方法を基本とします。

① 原則として地域農業再生協議会の管内に住所を有する農業者が使用及び収益を目的とする権利を有する交付対象水田について、販売権の委託を含む農作業受託契約を締結しているものも含めて整理します。

また、交付対象水田の所在地が当該協議会の区域外である場合も含めます。

② 交付対象水田の面積については、田本地面積とし、畦畔、はぎ場等の作物の作付けが不可能な農地は含みません。

なお、施設園芸を交付対象とする場合の交付対象面積は、生産に用いる施設の面積とします。

③ 地域農業再生協議会は、営農計画書に記載された交付対象水田について、その状況を適切に把握することとし、次のいずれかの方法により、定期的に確認し、その確認に要した資料（実測の測定資料、畦畔率の根拠資料など）は、次に確認を行うまで保管することとします。

ア 実測

米の直接支払交付金及び水田活用の直接支払交付金の対象作物の作付面積の確認の機会を利用して、交付対象水田の本地面積を各筆ごとに測定します。

イ 水稻共済細目書記載面積等公的資料に記載された面積との照合

交付対象水田に係る水稻共済細目書の水田面積（畦畔等耕作しない面積を除いた本地面積）の他、土地登記簿、固定資産課税台帳、農地台帳、地積調査の結果、ほ場整備等に伴う確定測量の結果等の公的資料に記載された水田の面積と照合します。

ただし、当該資料に記載された面積が本地面積であることが確認できない場合には、次のいずれかの手法を参考に推計した畦畔率を用いて畦畔面積を算出して、これを当該資料に記載された面積から差し引いて得た面積と照合します。

- ・ 交付対象水田を抽出し、実測して求めた平均畦畔率
- ・ 図面上の測量により求めた平均畦畔率（ほ場整備事業完了地区等の水田の区画が整理されている地域に限ります。）
- ・ 統計部が公表した耕地面積及び畦畔面積から得られる平均畦畔率を参考とした推定平均畦畔率

ウ ア及びイに掲げる方法以外の方法で、地域農業再生協議会が地域センター等と協議して定めたもの

2 交付対象水田の範囲

(1) 前年度において米の直接支払交付金及び水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に該当したもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。

- ① 現況において非農地に転換された土地又は転換されることが確実と見込まれる土地
- ② 畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けを行うことが困難な農地であって、地域農業再生協議会が本制度の推進上当該農地への交付金の交付が必要ないと判断するもの
- ③ 再生利用交付金の交付対象となった農地
- ④ 調整水田等の不作付地の改善計画の達成予定年までに作物の作付けが行われず、その翌年も作付けが行われないことが確実な農地
ただし、次に掲げる場合を除きます。
 - ア 人・農地プランにおいて近い将来農地の出し手となる者の農地（平成25年度以前において、地域の中心となる経営体に集積する農地として位置付けられたものを含みます。）として位置付けられたもの
 - イ その他現在の利用形態を当面維持する必要があると地域センター長等が認めたもの
 - ウ 農地中間管理権が設定されたもの

(2) (1) のほか、米の直接支払交付金及び水田活用の直接支払交付金の交付に当たって、新たに整理する必要がある水田等がある場合には、次の①から④までのいずれかに該当するもの。ただし、⑤のアからエまでのいずれかに該当するものを除きます。

- ① これまで米の生産数量目標の配分を行っていないこと又は需給調整に参加しないこと等により水田情報に掲載されていなかった水田等のうち、前年度において、
 - ア 水稻の作付けが行われた水田
 - イ 水稻以外の作物作付けが行われ又は農地として良好な状態で管理されていた水田等に該当するもの
- ② 前年度から当該年産までに水稻の作付けが可能となった土地であって、次のいずれかに該当するもの。
 - ア 水田が公共的事業の用地に供されることとなったことに伴い、その補償の一環として行われた開田
 - イ 自然災害等により被害を受けた水田の復旧に代えて行われた開田
 - ウ 耕作放棄地再生利用緊急対策（耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）等の対象となった水田で、水田機能が復帰・再生されたもののうち、地域センター長等が認めたもの。

- ③ 農地中間管理機構が行う事業の対象となった水田で、農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けたもの（ただし、農地を所有者自ら農地中間管理機構から借り受けた場合及び農地を農地中間管理機構に貸し付けられる以前に利用権を有していた者が再び農地中間管理機構から借り受けた場合を除きます。）
- ④ 上記のほか、担い手への集積、低コスト化等、水田フル活用に資することを条件に交付金の交付が適当と認められる農地であって、地域センター長が認めたもの（個人単位又は都道府県・地域農業再生協議会単位で交付対象水田の面積が増加しない範囲で、新たに交付対象水田として整理しようとする農地を含みます。）
- ⑤ 交付対象水田に該当しない土地
- ア 新規開田地（新規開田地とは、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第150条の2に規定する新規開田地等をいいます。）に該当するもの（②、③又は④に該当するものを除きます。）
 - イ 現況において非農地に転換された土地、転換されることが確実と見込まれる土地その他畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けを行うことが困難と地域農業再生協議会が判断する農地
 - ウ 再生利用交付金の交付対象となった農地
 - エ 調整水田等の不作付地の改善計画の達成予定年までに作物の作付けが行われず、その翌年も作付けが行われないことが確実な農地
ただし、次に掲げる場合を除きます。
 - ・ 人・農地プランにおいて近い将来農地の出し手となる者の農地（平成25年度以前において、地域の中心となる経営体に集積する農地として位置付けられたものを含みます。）として位置付けられたもの
 - ・ その他現在の利用形態を当面維持する必要があると地域センター長等が認めたもの
 - ・ 農地中間管理機構が行う事業の対象となった水田で、農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けたもの（ただし、農地を所有者自ら農地中間管理機構から借り受けた場合及び農地を農地中間管理機構に貸し付けられる以前に利用権を有していた者が再び農地中間管理機構から借り受けた場合を除きます。）

3 報告及び指導

- （１）地域農業再生協議会は、毎年７月１日現在で、当該協議会の水田情報において整理している全ての交付対象水田の合計を「経営所得安定対策等交付金の対象作物の地域別作付計画面積報告書」（様式第７号）により、地域センター等に報告します。
- （２）地域センター等は、地域農業再生協議会における交付対象水田の整理状況等について、作付面積の確認等を通じて把握し、必要な指導・助言を行います。
特に、２の（２）の②のウ、③及び④の対象となる農地の取扱いの判断に当たっては、地域農業再生協議会は地域センター等に相談してください。

畑作物の直接支払交付金の対象作物とその品質区分別生産量の対象範囲

対象作物	品質区分別生産量の対象範囲	確認書類
麦 (小麦・二条大麦 麦・六条大麦 ・はだか麦)	交付年度に生産する麦であって、農協等と実需者との販売契約に基づき農協等との出荷契約又は実需者との販売契約に基づき出荷・販売した数量のうち、麦品位等検査で2等以上の等級に格付けされたものが対象です。 ただし、種子用麦、ビール用麦は対象外です。 なお、品位等検査とは、農産物の種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査をいいます(以下同じ)。	- 出荷・販売契約数量を確認できる書類 (出荷・販売契約書、販売伝票の写しなど) - 麦品位等検査の結果を確認できる書類 (農産物検査結果通知書の写しなど) - 品質評価(A～Dランク)結果を確認できる書類(「経営所得安定対策における麦の品質評価の方法について」(平成19年5月15日付け19総食第133号)の第6により農林水産省生産局長が登録した法人(品質評価主体))から通知された品質評価結果通知書の写しなど) (注)品質評価(A～Dランク)の基準については、別紙5「麦の品質区分と品質評価基準」に定めています。 - なお、品質評価結果が確認できない場合は、すべてDランクとなります。 - 通常の用途と異なる利用実態があり、実際の用途に合わせて品質評価を受けた場合は、当該用途に最も多く出荷・販売したことが確認できる書類(実需者の当年産の用途別使用見込数量を証明したもの)
大豆	交付年度に生産する大豆であって、農協等との出荷契約又は実需者との販売契約に基づき出荷・販売した数量のうち、大豆品位等検査で3等以上の等級又は特定加工用大豆の合格に格付けされたものが対象です。 ただし、種子用大豆、黒大豆は対象外です。	- 出荷・販売契約数量を確認できる書類 (出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど) - 大豆品位等検査の結果を確認できる書類(農産物検査結果通知書の写しなど)
てん菜	交付年度に生産するてん菜であって、国内産糖交付金の交付対象となり、又は交付対象となることが確実と見込まれる国内産糖の製造の用に供されたものが対象です。 ただし、北海道内で生産されたものであって、糖度7.0度以上のものに限りません。	国内産糖製造事業者に販売する農業者別の平均糖度及び数量を確認できる書類

でん粉原料用ば れいしよ	交付年度に生産するでん粉原料用ばれいしよであって、国内産 いもでん粉交付金の交付対象となり、又は交付対象となることが 確実と見込まれる国内産いもでん粉の製造の用に供されたものが 対象です。 ただし、北海道内で生産されたものに限りま。	でん粉工場にでん粉の製造の委託を行 い、又は売り渡した品質区分別の出荷数 量を確認できる書類
そば	交付年度に生産するそばであって、農協等と実需者等との販売 契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約に基 づき出荷・販売した数量のうち、そば品位等検査で2等以上の等 級に格付けされたものが対象です。 ただし、種子用そばは対象外です。	- 出荷・販売契約数量を確認できる書類 (出荷・販売契約書の写し、販売伝票の 写しなど) - そば品位等検査の結果を確認できる書 類 (農産物検査結果通知書の写しなど)
なたね	交付年度に生産する食用植物油脂用のなたねであって、農協等 との出荷契約又は実需者との販売契約に基づき出荷・販売した数 量が対象です。 ただし、その他の用途、種子用なたねは対象外です。	製油業者等との出荷・販売契約数量を 確認できる書類 (出荷・販売契約書の写 し、販売伝票の写しなどで、品種名が分 かるもの)

(注1) なたねについて、品位等検査の結果等生産数量を客観的に確認できる書類がなく、出荷・販売契約書の写しのみで、数量払交
付申請書を提出しようとする場合は、数量払交付申請書を提出する前に、地域センター等による立会いの下、生産数量の確認を
受けてください。(地域センター等は、地域再生協議会等関係機関との連携の下、生産数量の確認の立会いを行うものとしま。

(注2) 農業者と当該農業者の対象作物の出荷・販売先である実需者等が実質的に同一の者と見なされる場合 (名称、代表者の氏名、
事務所の所在地、構成員が同一である等) は、販売伝票等の写し及び品位等検査の結果等生産量を客観的に確認できる書類に加
え、実需者等が対象作物を販売することを確認できる書類 (原料農産物の使用実績 (見込みを含みます。)、商品の加工販売実
績 (見込みを含みます。)、商品の販売形態、商品の主な販売先等を記載した書類 (「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販
売 (直売所等での販売) 計画書兼出荷・販売等実績報告書」 (様式第10-4号) に準ずる書類) を地域センター等に提出してく
ださい。

(注3) 原子力災害対策特別措置法 (平成11年法律第156号) 第20条第2項の規定に基づく出荷制限が行われることとなった区域で生
産され、出荷・販売することができなくなった対象作物については、播種前契約書及び品位等検査の結果を確認できる書類 (そ
ば及びなたねについては、地域センター等による数量確認書類を含む。) の提出により品質区分別生産量が確認できる場合は、
確認された数量に対して数量払の交付を行います。

なお、自家加工販売や直売所等で販売する予定であった対象作物については、播種前契約書に代えて、自家加工計画を提出す
るものとします。

麦の品質区分と品質評価基準

1 麦の品質区分

Aランク	評価項目の基準値を3つ以上達成し、かつ、許容値を全て達成している麦
Bランク	評価項目の基準値を2つ達成し、かつ、許容値を全て達成している麦
Cランク	評価項目の基準値を1つ達成し、かつ、許容値を全て達成している麦
Dランク	評価項目の基準値を2つ以上達成しているものの、許容値を達成していない麦
	A～C区分のいずれにも該当しない麦

2 麦の品質評価基準

(1) 小麦（日本麦の製造用）

評価項目	基準値	許容値
たんばく (低アミロース品種等)	9.7～11.3%	8.5～12.5% (8.0～13.0%)
灰 分	1.60% 以下	1.65% 以下
容 積 重	840g/ℓ 以上	—
フォールディングナンバー	300 以上	200 以上

(注) 「低アミロース品種等」は、粘弾性（もちもち感）を高め、製麺適性を向上させた品種であり、最近の品種転換の主流となっているが、従来品種と比べたんばくが上がりにくい特性をもつ。

(2) 小麦（パン又は中華麦の製造用）

評価項目	基準値	許容値
たんばく (低アミロース品種等)	11.5～14.0%	10.0%～15.5%
灰 分	1.75% 以下	1.80% 以下
容 積 重	833g/ℓ 以上	—
フォールディングナンバー	300 以上	200 以上

(3) 小麦（醸造用）

評価項目	基準値	許容値
たんばく	I 11.5%以上 12.0%未満	10.0%以上
	II 12.0%以上 13.5%未満	
	III 13.5%以上	
容 積 重	760g/ℓ 以上	—

(注) たんばく I は品質評価項目の基準値を1つ達成、たんばく II は2つ達成、たんばく III は3つ達成したものとする。

(4) 二条大麦（麦茶の製造用以外のもの）

評価項目	基準値	許容値
容 積 重	709g/ℓ 以上	—
細 麦 率	2.5mm（篩）下に3.0%以下	—
白 度	40以上 基準歩留：55%	37以上
正常粒率	80%以上（65%歩留時） 1.8mm（篩）上（砕粒を除く）	70%以上

(5) 六条大麦及びはだか麦（麦茶の製造用以外のもの）

評価項目	基準値	許容値
容 積 重	六条大麦 690g/ℓ 以上 はだか麦 840g/ℓ 以上	—
細 麦 率	六条大麦 2.2mm（篩）下に2.0%以下 はだか麦 2.0mm（篩）下に2.0%以下	—
白 度	43以上 基準歩留：六条大麦 55% はだか麦 60%	40以上
硝 子 率	六条大麦 40%以下 はだか麦 50%以下	50%以下 60%以下

(6) 二条大麦、六条大麦及びはだか麦（麦茶の製造用）

評価項目	基準値	許容値
たんばく	I 7.5%以上 9.0%未満	6.5%以上
	II 9.0%以上 10.5%未満	
	III 10.5%以上	
細 麦 率	二条大麦 2.2mm（篩）下に2.0%以下 六条大麦 2.0mm（篩）下に2.0%以下 はだか麦 2.0mm（篩）下に2.0%以下	—

(注) たんばく I は品質評価項目の基準値を1つ達成、たんばく II は2つ達成、たんばく III は3つ達成したものとする。

(別紙 5)

パン・中華麵用品種加算の対象範囲

畑作物の直接支払交付金の数量払において、小麦の交付単価に加算(2,550円/60kg)を行うパン・中華麵用品種は、次のとおりです。

品種名	産地名
キタノカオリ	北海道
つるきち	北海道
はるきらり	北海道
ハルユタカ	北海道
春よ恋	北海道
ゆめちから	北海道、長野県
ゆきちから	青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県
銀河のちから	岩手県、宮城県
コユキコムギ	岩手県（西磐井郡平泉町）
ナンプコムギ	岩手県
ハルイブキ	秋田県
アオバコムギ	福島県
ゆめかおり	茨城県、栃木県、神奈川県、山梨県、長野県
ユメシホウ	茨城県、千葉県、神奈川県、三重県
タマイズミ	栃木県（小山市、下野市、下都賀郡野木町）、岐阜県、三重県
ダブル八号	群馬県
ハナマンテン	埼玉県、長野県

ニシノカオリ	神奈川県、三重県、滋賀県、京都府、山口県、愛媛県、佐賀県、熊本県
福井県大三号	福井県
ユメアサヒ	長野県
ゆめあかり	愛知県
ミナミノカオリ	滋賀県、兵庫県、広島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県（中津市、豊後高田市以外）、宮崎県、鹿児島県
せときらら	岡山県、山口県、佐賀県
ちくしW二号	福岡県
長崎W二号	長崎県

(注) 上記のほか、コユキコムギ（岩手県（西磐井郡平泉町以外））、せときらら（兵庫県）、タマイズミ（栃木県（小山市、下野市、下都賀郡野木町以外））、ナンブコムギ（青森県、宮城県、秋田県、山形県、石川県、福井県）、ニシノカオリ（大分県）、ミナミノカオリ（大分県（中津市、豊後高田市））、ゆめちから（兵庫県）であって、農業者自らがパン・中華麺用向けに最も多く出荷・販売したことを証明し、品質評価主体からパン・中華麺用としての品質評価を受けたものについては、加算の対象とします。

面積払（営農継続支払）の交付対象農地

1 面積払の対象となる農地の基本的な考え方

- (1) 面積払の対象となる農地は、畑作物の直接支払交付金の対象作物が作付けられた水田及び畑地であり、畑地については登記簿上の地目が「雑種地」等であっても対象となります。
- (2) また、農作業委託契約に基づき、受託者が基幹三作業（耕起・整地、は種及び収穫）を行い、対象作物を受託者名義で出荷・販売する者の農地も対象に含まれます。
- (3) 面積払の対象となる農地については、
- ① 圃場整備に伴う確定測量の結果
 - ② 農地基本台帳
 - ③ 地積調査の結果
 - ④ 土地登記簿
 - ⑤ 固定資産課税台帳
- 等の公的資料に記載された面積データ等を複数確認することとし、これらにより照合ができない場合については、図測や実測により把握することを基本とします。
- (注) なお、農地基本台帳の再整備(地図化)を図る観点から、交付申請された農地が、農地基本台帳に記載されていない場合には、地番・本地面積等を調査の上、適切に農地基本台帳に反映させていく必要があります。

2 面積払の交付対象面積

面積払の交付対象となる当年産作付面積の確認については、地域協議会等と地域センター等が十分に連携の上、下記の①～④の複数の情報の確認を行うことにより、交付対象面積として確定することとします。

- ① 農業共済組合等から農作物・畑作物共済の引受面積の情報
- ② 農協等(含む糖業事業者)がとりまとめた作付面積の情報
- ③ 市町村等が保有する GIS 等地図情報システムのデータ提供
- ④ ①、②、③により確認ができない場合には現地での実測(場合によっては、未作付分を実測し、全体面積から控除するなど)

収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類

対象作物	生産実績数量の対象範囲	確認書類
米穀 (種子用以外のもの(水稲にあっては、生産数量目標の対象とされたものに限ります。))であること。以下同じ。)	交付前年度に生産した米穀のうち、次のア及びイを満たすものの数量(水稲にあっては、生産数量目標に定められた数量を上限とします。) ア 次のいずれかに該当するもの (ア) 交付前年度の3月31日までに、積立申出者が社団法人米穀安定供給確保支援機構(以下「米穀機構」といいます。)の会員又は当該会員の構成員(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号。以下「食糧法」といいます。))第5条第1項に規定する生産調整方針(同項の認定を受けたものに限ります。))を作成し、かつ、食糧法第47条第1項の規定による届出(出荷の事業に係るものに限ります。))をして、いるものに限る。以下「米穀機構傘下業者」といいます。) イ に対し販売し、又は販売を委託して出荷したもの (イ) 交付前年度の3月31日までに、積立申出者又は積立申出者から委託を受けて米穀を販売する者(米穀機構傘下業者を除く。以下「販売受託者」といいます。))が販売の相手方との間で当該相手方に対し米穀を販売することを約した契約(以下「販売契約」といいます。))を文書等により締結して、当該契約に基づき販売の対象としたもの イ 検査法第3条に規定する玄米に係る品位等検査(以下「米穀品位等検査」といいます。))を交付前年度の3月31日までに受け、当該検査において3等以上の等級に格付けされたもの又は当該等級に相当すると認められるものとします。 この場合において、当該等級に相当するものについては、次に該当するものに限るものとします。 (ア) 災害等により作柄が著しく不良となり、米穀品位等検査において3等に満たない品位に格付けされた米穀が発生したときは、一定の品位基準等を満たし、主食用に販売されることが販売票等により客観的に確認できるもの (イ) 共同乾燥調製施設等において調製されたものみについては、当該施設等に配置された農産物検査員(検査法第17条第2項第1号に規定する者をいいます。))による当該ばらみから生産される玄米の数量及び相当等級の確認が行われ、3等以上の等級に相当すると認められたもの	- 生産数量目標を確認できる書類(生産調整方針作成者からの通知書の写しなど) - 米穀品位等検査の結果を確認できる書類(農産物検査結果通知書の写しなど) - 交付前年度の3月31日までに販売し、又は販売を委託して出荷した数量を確認できる書類(販売契約書の写し、販売伝票の写しなど) - 交付前年度の3月31日までに販売の対象とした数量を確認できる書類(販売委託契約書の写し、販売代金精算書の写しなど) 〔確認書類の枚数が著しく多い場合は、積立申出者自身がその数量に係る一覧表を作成して、その旨を申し出ることににより書類の添付を省略することができます。〕

米穀以外の 対象作物 (麦、大豆、 ん菜、でん粉原 料用ばれいし よ)	別紙３「畑作物の直接支払交付金の対象作物とその品質区分別生産量の対象範囲及び確認書類」の「品質区分別生産量の対象範囲」と同じです。 (ただし、小麦にあつては、春期に播種する小麦（主として３月及び４月に播種することにより生産される小麦をいいます。）と秋期に播種する小麦（主として９月から１１月までの間に播種することにより生産される小麦をいいます。）に区分します。)	別紙３「畑作物の直接支払交付金の対象作物とその品質区分別生産量の対象範囲及び確認書類」の「確認書類」と同じです。
--	--	---

(注) 品位等検査等の実施を求める申請書に記載する検査請求者及び販売伝票等に記載する販売者の住所及び氏名又は名称は、原則として「経営所得安定対策等交付金交付申請書」(様式第１号)に記載した住所及び氏名又は名称としてください。

収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的収入額等の算出

1 単位面積当たり標準的収入額の算出

単位面積当たり標準的収入額は、前年産以前 5 カ年産の各年産における 10 a 当たり収入額（各年産における販売価格に各年産における単収を対象作物ごとにそれぞれ乗じて得られる額をいいます。以下同じ。）のうち最大のもの及び最小のものを除いたものを合算し、3 で除して得られる額とします。

2 当年産単位面積当たり収入額の算出

当年産における 10 a 当たりの収入額（以下「当年産単位面積当たり収入額」といいます。）は、当年産における販売価格に単収を対象作物の種類ごとにそれぞれ乗じて得られる額とします。

3 販売価格及び単収

対象作物の種類ごとの販売価格及び単収は、それぞれ下表に定めるものとします。

ただし、4 により、単位面積当たり標準的収入額等について地域等区分が設定されている場合は、当該地域等区分ごとに都道府県知事が農林水産大臣に提出する販売価格又は単収とします。

対象作物	販売価格	単収
米穀	国が公表する都道府県産の産地品種銘柄の相対取引価格（消費税、包装代を除いたものとします。）のうち、当該年産の前年産のもので米穀品位等検査を受けた水稻うるち玄米の数量の多い順上位 3 銘柄(当該年産の前年産のもので米穀品位等検査を受けた当該産地品種銘柄が 2 銘柄である場合にあっては、当該 2 銘柄)について、報告徴収した各産地品種銘柄の価格を年産を通して毎月ごとの相対取引数量で加重平均した価格(以下「年産平均相対価格」とい	農林水産統計の都道府県ごとの 10 a 当たり収量（1.7mm 基準ベース）

	います。)を各産地品種銘柄の当該年産の前年産のもので米穀品位等検査を受けた水稻うるち玄米の数量で加重平均した価格（当該年産の前年産のもので米穀品位等検査を受けた産地品種銘柄が1銘柄である場合にあっては、当該1銘柄についての年産平均相対価格） ※1 1に係る前年産の収入額及び2の収入額に係る販売価格及び数量は、それぞれ交付前年度の3月31日までの取引に係るものを使用します。 ※2 米穀品位等検査を受けた水稻うるち玄米の数量は、当該検査を受けた年産に係る年度の翌年6月30日までのものを使用します。	
麦	小麦（春期には種する小麦と秋期には種する小麦別）、二条大麦、六条大麦及びはだか麦の別に、米麦改良協会が定める民間流通麦の入札業務規程に基づき入札取引が行われた年産に係る都道府県産の産地品種銘柄のうち、落札数量の多い順の上位3銘柄（入札取引が行われた産地品種銘柄が2銘柄である場合にあっては、当該2銘柄とします。）について、米麦改良協会が公表した各産地品種銘柄の価格（包装代、消費税等相当額を除いた価格とします。）を年産を通して入札回ごとの落札数量で加重平均した価格（平成23年産以降の小麦にあっては、当該価格に、入札が行われた時点における輸入麦の政府売渡価格に対する、下記に定める取引期間ごとの輸入麦の政府売渡価格の比率を乗じて算出した取引期間ごとの価格を、取引期間ごとの取引数量で加重平均した価格。以下「年産平均価格」といいます。以下同じ。）を各産地品種銘柄の落札数量で加重平均した価格（入札取引が行われた産地品種銘柄が1銘柄である場合にあっては、当該1銘柄についての年産平均価格）	農林水産統計の都道府県ごとの10a当たり収量（小麦にあっては、春期には種する小麦と秋期には種する小麦に区分したもの。）

	取引期間① 生産年の4月1日から9月30日まで 取引期間② 生産年の10月1日から翌年の3月31日まで 取引期間③ 生産年の翌年4月1日から9月30日まで ※ 小麦については、平成23年産以降の1に係る前年産の収入額及び2の収入額に係る各産地品種銘柄ごとの年産平均価格にあっては、取引期間③の取引数量として、取引予定数量を使用するものとします。	
大豆	財団法人日本特産農産物協会（以下「特農協会」といいます。）が定める大豆の入札取引に係る業務規程に基づき入札取引が行われた年産に係る都道府県産の産地品種銘柄のうち、落札数量の多い順の上位3銘柄（入札取引が行われた産地品種銘柄が2銘柄である場合にあっては、当該2銘柄とします。）について、特農協会が公表した各銘柄の年産平均価格を各産地品種銘柄の落札数量で加重平均した価格（入札取引が行われた産地品種銘柄が1銘柄である場合にあっては、当該1銘柄についての年産平均価格） ※ 1に係る前年産の収入額及び2の収入額に係る落札価格及び落札数量は、それぞれ翌年の3月31日までの取引に係るものを使用するものとします。	農林水産統計の都道府県ごとの10a 当たり収量
てん菜	てん菜白糖の販売価格を収入分配して得られるてん菜の販売価格（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号。以下「価格調整法」といいます。）第21条第2号に規定するてん菜糖製造事業者とてん菜生産者との約定に基づき、各年産のてん菜を原料として製造されるてん菜白糖の販売収入（当該てん菜白糖が主に製造される砂糖年度に適用される価格調整法第22条第2項第3号に規定する額にてん菜白糖の標準的な販売費用の額を加えた額を基礎として当該約定の定めるところにより算出される	農林水産統計の都道府県ごとの10a 当たり収量

	額) を分配して得られる価格のうち北海道平均のものに相当する額)	
でん粉原料用ばれいしょ	糖化用等交付金交付の対象用途に仕向けられるばれいしょでん粉の販売価格を収入分配して得られるでん粉原料用ばれいしょの販売価格（価格調整法第35条第2号に規定するばれいしょでん粉製造事業者とでん粉原料用ばれいしょ生産者との約定に基づき、各年産のでん粉原料用ばれいしょを原料として製造されるばれいしょでん粉の販売収入（価格調整法第36条第2項第3号に規定する額を基礎として当該約定の定めるところにより算出される額）を分配して得られる価格の北海道平均のものに相当する額) ※ 1に係る前年産の収入額及び2の収入額に係る価格にあっては、その算出に用いる価格調整法第36条第2項第3号に規定する額は、生産した年の翌年6月末までの間に適用される輸入に係るでん粉につき同法第31条第1項第1号の規定により定められる機構の売戻しの価格を基礎とするものとします。	農業災害補償制度に係る北海道のでん粉加工用（一類）の10a 当たり収量

(注1) 1に係る前年産以前5カ年産の販売価格のいずれかの年産において、都道府県の産地品種銘柄の価格及び数量がない場合にあっては、前年産以前5カ年産及び2の当年産に係る販売価格としては、全て全産地品種銘柄価格（全産地品種銘柄の年産平均価格を各産地品種銘柄の当該年産の前年産もので品位等検査を受けた数量で加重平均した価格をいいます。以下同じです。）を使用します。

ただし、当年産においてのみ当該都道府県に係る産地品種銘柄の価格及び数量がない場合は、当該都道府県の産地品種銘柄の前年産の年産平均価格を当該前年産の落札数量で加重平均した価格に、当年産の全産地品種銘柄価格を前年産の全産地品種銘柄価格で除した数を乗じて得られる価格を使用します。

(注2) 1に係る前年産以前5カ年産の単収のいずれかの年産において、都道府県ごとの10a 当たり収量が公表されていない場合にあっては、前年産以前5カ年産及び2の当年産に

係る単収としては、当該都道府県の属する全国農業地域別の10 a 当たり収量を使用するものとし、当該全国農業地域別の10 a 当たり収量が公表されていない場合にあっては、全国の10 a 当たり収量を使用します。

ただし、当年産においてのみ当該都道府県に係る単収がない場合は、当該都道府県の前年産の単収を、前年産の当該都道府県が属する全国農業地域の単収に、当年産の当該都道府県が属する全国農業地域の単収で除した数を乗じて得られる単収を使用します。

4 地域等区分

(1) 地域等区分の設定

単位面積当たり標準的収入額、当年産単位面積当たり収入額及び別紙9「収入減少影響緩和交付金における交付金額の算定方法」の3の共済金相当額（以下「単位面積当たり標準的収入額等」といいます。）は、原則として都道府県ごとに算出するものとしませんが、都道府県知事の申請により、都道府県内の地域別並びに対象作物の種類別及び産地品種銘柄別の区分（以下「地域等区分」といいます。）を設けることができます。

また、地域等区分は、原則として変更できないものとし、地域等区分を設定しなかった場合も同様とします。

(2) 地域等区分設定の手続

ア 都道府県知事は、地域等区分の設定を申請又は変更しようとするときは、当年の1月31日までに、「収入減少影響緩和交付金に係る地域等区分申請書」（様式第11－2号）を都府県庁所在地を管轄する地方農政局の地域センターの長及び地方農政局長等を経由して農林水産大臣に提出します。

イ 農林水産大臣は、申請のあった地域等区分が、(3)に掲げる要件に該当する場合は、当該地域等区分を設定します。

(3) 地域等区分設定の要件

ア 共通事項

- (ア) 当該地域等区分に係る単位面積当たり標準的収入額等の算出に使用するデータの全てについて、客観性及び透明性が確保されていること
- (イ) 単位面積当たり標準的収入額等の算出に使用する対象作物の種類ごとの販売価格や単収のデータの採り方について、当年産及び前年産以前5カ年産において連続性が確保されていること

- (ウ) 都道府県知事が、単位面積当たり標準的収入額等の算出に使用するデータについて、
- (4)のデータの提出期限までに提出することが確実と認められること
- (エ) 当該地域等区分に係る積立申出者の生産実績数量の把握が可能であること

イ 販売価格

原則として、米穀は産地品種銘柄ごとの年産平均相対価格及び米検査数量の加重平均価格とし、麦は米麦改良協会、大豆は特農協会がそれぞれ公表する産地品種銘柄ごとの落札価格及び落札数量の加重平均価格とします。

また、米穀のうち、水稻もち米や醸造用玄米のように、食糧法第52条第1項の報告徴収の対象となっていないものにあつては、全国農業協同組合連合会、全国主食集荷協同組合連合会等（以下「全農等」といいます。）と販売の相手先との相対取引による販売価格及び販売数量の加重平均を3の販売価格の扱いに準じて使用することができます。（この場合、(4)のア及びイのデータを提出する際に、販売価格の根拠となった全農等と販売の相手先との相対取引による販売価格及び販売数量のデータを添付することとします。）

なお、3に定めるところにより麦及び大豆の販売価格を算定する都道府県であつて、当該都道府県の産地品種銘柄の年産平均価格を各銘柄の落札数量で加重平均した価格（以下「都道府県平均落札価格」といいます。）に代えて地域等区分に応じた販売価格を算定し使用しようとするものは、当年産又は前年産以前5カ年産のいずれかの年産において、災害等を要因として生産量、集荷量及び品質が平年を著しく下回る等のやむを得ない事情により販売価格の算定に必要な産地品種銘柄の落札価格及び落札数量のデータが採れず、その算定が困難と認められる年産があるときは、(4)のデータの提出の際に農林水産大臣に申請することにより、その年産の販売価格について、都道府県平均落札価格を使用することができます。

ウ 単収

原則として、農林水産統計によるデータ

エ 標準単収

原則として、農業災害補償制度において設定される単位当たり収穫量

(4) 地域等区分データの提出

都道府県知事は、次のア及びイに掲げるデータについて、それぞれ定める期日までに、「収入減少影響緩和交付金に係る地域等区分データ報告書」（様式第11－3号）により、都府県庁所在地を管轄する地方農政局の地域センターの長及び地方農政局長等を経由して農林水産大臣に提出します。

ア 単位面積当たり標準的収入額に係るデータ 当年の4月15日

イ 当年産単位面積当たり収入額に係るデータ及び共済金相当額に係るデータ 翌年の4月1
5日

収入減少影響緩和交付金における交付金額の算定方法

1 当年産生産面積の算出

地域センター長等は、提出された「収入減少影響緩和交付金の交付申請書」（様式第11－1号）に記載された対象作物の種類ごとの生産実績数量を確認し、当該数量を別紙8「収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的収入額等の算出」の3に定める対象作物の種類ごとの当年産の単収で除して得た面積を当年産における当該交付申請者ごとの対象作物の生産面積（以下「当年産生産面積」という。）として算出します。

ただし、地域センター長等は、交付申請者が水田作において当年産の米穀の生産を行っている場合は、米穀の生産数量目標に即した生産を行った者であることを、「経営所得安定対策等交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書」（様式第8号）で確認し、必要に応じて、当該申請者が属する市町村等を地域とする地域農業再生協議会等に照会して確認するものとします。

確認の結果、交付申請者が当該生産数量目標に即した生産を行った者でなかった場合には、当該交付申請者の米穀の生産実績数量は零として取り扱います。

2 交付金額の算定

地域センター長等は、次の(1)から(3)までにより当該交付申請者ごとの交付金額を計算します。

なお、この場合において、交付金額の計算については、当該交付申請者が、

ア 認定農業者又は特定農業団体であるときは、計画認定市町村

イ 集落営農組織（特定農業団体を除く。）であるときは、当該集落営農が法人化及び農地利用の集積が確実であると判断した市町村

が属する地域に設定された単位面積当たり標準的収入額等を適用します。

(1) 標準的収入額

交付申請者ごとの標準的な収入の額（以下「標準的収入額」という。）は、対象作物の種類ごとに次の算式により算出された額を合算した額とします。

$\text{単位面積当たり標準的収入額} \times \text{当年産生産面積}$
--

(2) 当年産収入額

交付申請者ごとの当年産の収入の額（以下「当年産収入額」という。）は、対象作物の種類ごとに次の算式により算出された額を合算した額とします。

$$\text{当年産単位面積当たり収入額} \times \text{当年産生産面積}$$

(3) 交付金額

交付申請者ごとの収入減少影響緩和交付金の交付金額は、次の算式により算出された金額とします。ただし、当該交付申請者ごとの積立金の全額の3倍に相当する額を上限とします。

$$((\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9 - \text{共済金相当額 (注1)}) \times 0.75$$

(注) 共済金相当額が算定される場合には、共済金相当額を控除します。

3 共済金相当額

(1) 共済金相当額を控除する場合

災害等により収量の減少があった場合に支払われる農業災害補償制度における共済金と収入減少影響緩和交付金が重複して補填されることを回避するため、当年産において、対象作物の種類ごとに、単収を当該年産の標準的な10a当たりの収量（以下「標準単収」という。）で除して得られる割合が、当該対象作物の種類ごとの9割を下回った場合は、農業災害補償制度が発動したとみなし、共済金相当額を控除します。

(2) 共済金相当額の算出

交付申請者ごとの共済金相当額は、(1)に該当する対象作物であって、その種類ごとに次の算式により算出された額を合算した額とします。

$$\text{単位面積当たり共済金相当額}^{(\text{注})} \times \text{当年産生産面積}$$

(注) 単位面積当たり共済金相当額 = (標準単収 × 9割 - 単収) × 数量当たり
価額

ア 単収

単収は、それぞれ別紙8「収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的収入額等の算出」の3に定める単収と同じです。

イ 標準単収

標準単収は、それぞれ次に定めるものとします。

なお、アにおいて、全国農業地域の10a当たり収量を使用する場合における標準単収は、当該全国農業地域に属する都道府県の標準単収を当該都道府県ご

との前年産の作付面積の加重平均により算出された単位当たり収穫量とし、全国の10a当たり収量を使用する場合は、同様の手法により算出された全国の単位当たり収穫量とします。

この全国農業地域及び全国の10a当たりの標準単収を算出する場合に、(イ)のただし書又は(ウ)のただし書に該当する都道府県を計算に含める必要があるときは、この計算に使用する都道府県の標準単収は、(イ)のただし書又は(ウ)のただし書の規定にかかわらず、麦にあっては農作物共済引受要綱第2章第2節第1の1の(4)の規定に、大豆及びてん菜にあっては畑作物共済引受要綱第2章第3節第3の1の(1)のエの規定に基づき農林水産省経営局長が都道府県ごとに通知する単位当たり収穫量（春期には種する小麦と秋期には種する小麦に区分したもの）とします。

ただし、別紙8「収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的収入額等の算出」の4により、単位面積当たり標準的収入額等について地域等区分が設定されている場合は、当該地域等区分ごとに都道府県知事が農林水産大臣に提出する標準単収とします。

(ア) 米穀

農林水産統計の都道府県ごとの10a当たり平年収量（1.7mm基準ベース）

(イ) 麦

農作物共済引受要綱第2章第2節第1の1の(4)の規定に基づき農林水産省経営局長が都道府県ごとに通知する単位面積当たり収穫量（小麦にあっては、春期には種する小麦と秋期には種する小麦に区分したもの）

ただし、同(4)のただし書又は同節第1の2の(3)のただし書の規定を適用した都道府県にあっては、農林水産省経営局長が都道府県に通知する単位当たり収穫量に代えて、同節第1の1及び2の規定に基づき、当該都道府県知事が定めた農業共済組合等ごとの単位当たり収穫量を当該農業共済組合等ごとの作付面積で加重平均することにより算出された当該都道府県の平均単位当たり収穫量とします。

(ウ) 大豆及びてん菜

畑作物共済引受要綱第2章第3節第3の1の(1)のエの規定に基づき農林水産省経営局長が都道府県ごとに通知する単位当たり収穫量

ただし、同エのただし書又は同節第3の1の(2)のウのただし書の規定を適用した都道府県にあっては、農林水産省経営局長が当該都道府県に通知する単位当たり収穫量に代えて、同節第3の1の(1)及び(2)の規定に基づき、当該都道府県知事が定めた農業共済組合等ごとの単位当たり収穫量を当該農業共済組合等ごとの作付面積で加重平均することにより算出された当該都道府県の平均単位当たり収穫量とします。

(エ) でん粉原料用ばれいしょ

畑作物共済引受要綱第2章第3節第3の5の規定に基づき北海道知事が農林水産省経営局長に報告する単位当たり収穫量

ウ 数量当たりの価額

対象作物の種類ごとの数量当たりの価額は、当年に生産された年産に係るものとし、それぞれ次に定めるものとします。

(ア) 米穀

農災法第106条第2項の規定により、農林水産大臣が定める水稻の1kg当たり共済金額における都道府県ごとの最高額

(イ) 麦

農災法第106条第2項の規定により、農林水産大臣が定める麦（ビールの用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの及び種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものを除く。）の1kg当たり共済金額（法第5条第1項の規定に基づき法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって同法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するもの（以下「対象農業者」という。）が耕作の業務を営む耕地に係るものに適用する金額を除く。）における都道府県ごとの最高額（小麦にあつては、春期には種する小麦と秋期には種する小麦に区分したもの）

(ウ) 大豆、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょ

農災法第120条の14第2項の規定により、大豆については10kgを単位として、また、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょについては1,000kgを単位として、農林水産大臣が定める共済金額（対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るものに適用する金額を除く。）における都道府県ごとの最高額をそれぞれ1kg当たりのものとして換算した額

4 共済金相当額の調整

3により対象作物の種類ごとに共済金相当額を算出する場合において、次に定める場合に該当するときは、それぞれの場合に対応する額を単位面積当たり共済金相当額とみなします。

- (1) 単位面積当たり共済金相当額が、単位面積当たり標準的収入額から当年産単位面積当たり収入額を控除して得られる額の9割の額を上回る場合にあっては、当該9割の額
- (2) 当年産単位面積当たり収入額が単位面積当たり標準的収入額を上回る場合にあっては、零

収入減少影響緩和交付金における積立金の算定方法

1 積立基準収入額の算出

積立申出をした農業者（以下「積立申出者」という。）ごとの当年積立額の算出の基準となる収入額（以下「積立基準収入額」といいます。）は、対象作物の種類ごとに次の算式により算出された額を合算した額とします。

単位面積当たり標準的収入額^(注) × 生産予定面積

(注) 単位面積当たり標準的収入額については、

ア その者が認定農業者又は特定農業団体であるときは、計画認定市町村

イ その者が集落営農組織（特定農業団体を除く。）であるときは、当該

集落営農が法人化及び農地利用の集積が確実であると判断した市町村

が属する地域に設定されたものとします。

2 当年積立額の算出

積立申出者ごとの当年積立額は、積立基準収入額を基準として、積立申出者の繰越積立残額に応じて、それぞれ次の算式により算出された額とします。

なお、繰越積立残額が積立基準収入額の4.5%以上の場合には、当年積立額は算出しないものとします。

ア 繰越積立残額が零の場合 次のいずれかの算式により算出された額

(ア) 積立基準収入額×2.25%

(イ) 積立基準収入額×4.5%

イ 繰越積立残額が積立基準収入額の2.25%未満の場合 次のいずれかの算式により算出された額

(ア) 積立基準収入額×2.25%

(イ) 積立基準収入額×4.5%－繰越積立残額

ウ 繰越積立残額が積立基準収入額の2.25%以上4.5%未満の場合

積立基準収入額×4.5%－繰越積立残額

3 積立金の額の確定

地域センター長等は、積立申出者からの交付申請を受け、別紙9の1により対策加入者ごとの当年生産面積を算出したときは、次の算式により当該積立申出者ご

とに算出された額又は当該対策加入者が当年積立額を納付した後の積立金の額のいずれか低い額を、当該積立申出者の当年における積立金の額として確定し、積立申出者に通知します。

- ア 積立金の額が積立基準収入額の2.25%以上4.5%未満の場合
標準的収入額×2.25%+繰越積立残額
- イ 積立金の額が積立基準収入額の4.5%の場合
標準的収入額×4.5%
- ウ 積立金の額が積立基準収入額の4.5%を超える場合
繰越積立残額－（積立基準収入額×4.5%－標準的収入額×4.5%）

4 積立金返納額の算出

地域センター長等は、積立金を積み立てている積立申出者が次のアからキまでに掲げる場合に該当することとなったときは、それぞれの場合に対応する額を、当該積立申出者の積立金を取り崩した上で返納するよう、別紙11「収入減少影響緩和交付金における積立金管理者」により指定された積立金管理者に対し指示するとともに、イ、ウ、エ、オ及びキに該当する場合は、当該積立申出者にも通知します。

また、指示を受けた積立金管理者は、通知されたところにより、当該積立申出者に積立金を返納し、その結果を「収入減少影響緩和交付金の積立金返納状況報告書」（様式第11－4号）により、都道府県庁所在地を管轄する地域センター長等に報告します。

- ア 交付金の交付を受ける場合 当該交付金の交付金額の3分の1
- イ 積立金の返納の申出をした場合 積立金の全額
- ウ 積立金の積立ての申出時期に積立ての申出をしなかった場合 積立金の全額
- エ 当年積立額を納付期限までに納付せず、かつ、その者の繰越積立残額が、当年における積立基準収入額の4.5%を下回る場合 積立金の全額
- オ 納付した額が通知された積立額を超えた場合 その超えた部分に相当する額
- カ その者の当年における標準的収入額がその者の当年における積立基準収入額を下回った場合であって、
 - (イ) 積立金の額が当該積立基準収入額の2.25%以上4.5%未満であるとき その差額×2.25%
 - (イ) 積立金の額が当該積立基準収入額の4.5%以上であるとき その差額×4.5%
- キ 交付金の交付申請があった際に、その者が対象農業者でないことが確認された場合 積立金の全額

収入減少影響緩和交付金における積立金管理者

1 積立金管理者の指定

- (1) 農林水産大臣は、収入減少影響緩和交付金に係る積立金を適切に管理することができるものと認められるものとして、都道府県知事の意見を聴いて、都道府県ごとに積立金管理者を指定します。
- (2) 積立金管理者の指定を受けようとする者は、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者指定申請書」（様式第11－5号）に、定款又は規約の写しを添付し、都府県庁所在地を管轄する地方農政局の地域センターの長及び地方農政局長等を経由して農林水産大臣に申請するものとし、農林水産大臣は、その内容が適当と認められる場合は、当該申請者に対しその旨を通知します。
- (3) (2)の通知を受けた指定申請者は、定款又は規約において、収入減少影響緩和交付金に係る積立金の管理を行う旨を定め、当該定款又は規約の写し、預金口座及び事務取扱責任者について「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書」（様式第11－6号）により、速やかに、都府県庁所在地を管轄する地方農政局の地域センターの長及び地方農政局長等を経由して農林水産大臣に報告します。
- (4) 積立金管理者は、組織の名称、代表者氏名、住所、定款又は規約その他の積立金管理者の指定申請にかかる事項を変更しようとするときは、速やかに、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者変更届」（様式第11－7号）により、都府県庁所在地を管轄する地方農政局の地域センターの長及び地方農政局長等を経由して農林水産大臣に報告します。

この場合において、当該報告が、組織の合併等による2の積立金管理者の要件に係る変更の報告の場合には、都道府県知事の意見を添付します。（2の積立金管理者の要件に係る事項の変更の報告ではない場合（例えば、主たる事務所の移転による住所変更等の軽微な変更の報告を行う場合）は、この限りではありません。）。

- (5) 積立金管理者は、(3)の報告に係る事項について変更が生じた場合は、速やかに、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書変更届」（様式第11－8号）により、都府県庁所在地を管轄する地方農政局の地域センターの長及び地方農政局長等を経由して農林水産大臣に報告します。

2 積立金管理者の要件

積立金管理者の要件は、次に掲げるものとします。

- (1) 都道府県内の全ての対策加入者に係る積立金の適切な管理が可能な公正かつ中立な組織
- (2) 組織の定款又は規約が定められ、恒常的に存続することが確実と見込まれること
- (3) 地域センター長等の指示に基づき積立金を管理し、収入減少影響緩和交付金に係る事務を円滑に行うことが確実と見込まれること
- (4) 国又は地方公共団体が実施する担い手施策等の農業施策と密接な関係を有する組織

3 積立金管理者の業務

積立金管理者の業務は、次に定めるものとします。

- (1) 積立金を適切に管理するための決済用預金（預金保険法（昭和46年法律第43号）第51条の2第1項に規定する決済用預金をいう。）又は決済用貯金（農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第51条の2第1項に規定する決済用貯金をいう。）の口座を開設すること
- (2) (1)の口座に係る帳簿の整備を行うこと
- (3) 地域センター長等が積立金を積み立てている者の当該積立金の額を地域センター長等に対して報告するよう指示をした場合には、当該指示に従って報告すること
- (4) 地域センター長等が積立金を積み立てている者に対して当該積立金を返納するよう指示をした場合には、当該指示に従って返納すること
- (5) 毎年3月31日までに、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理状況報告書」（様式第11－9号）により、積立金の管理の状況を都府県庁所在地を管轄する地方農政局の地域センターの長及び地方農政局長等を経由して農林水産大臣に報告すること
- (6) その他積立金の適切な管理に必要な事項を実施すること
「収入減少影響緩和交付金に係る積立金残高報告書」（様式第11－10号）により、(1)の口座の毎月末の残高を都道府県庁所在地を管轄する地域センター長等に報告し、確認を受けること等積立金の適切な管理に必要な事項を実施する。

米の生産数量目標に従っていることの確認方法

1 確認体制の整備

- (1) 地域農業再生協議会は、農業共済組合、生産調整方針作成者、農業委員会、都道府県、地域センター等と連携し、交付申請者の対象作物の作付面積等の確認体制を整備してください。
- (2) 確認事務の簡素化の観点から、農業共済組合等との連携を図っていただき、水稻共済細目書異動申告票と営農計画書の様式を一体化するなどにより、農業者データの共有化に努めてください。

2 確認手法

- (1) 生産数量目標に従っていることの確認については、地域農業再生協議会が、交付申請者ごとに設定された生産数量目標の面積換算値の範囲内で主食用水稻の作付けが行われていることを確認することにより行います。
- (2) その際、交付申請者が水稻共済加入者である場合には、交付申請者の営農計画書に記載された水稻作付面積と当該交付申請者の水稻共済引受面積との突合により行うことが効率的です。
- (3) 具体的には、交付申請者の営農計画書における水稻作付面積の合計から、農業共済組合等が引受けを行わない水稻の作付面積（新規開田地、青刈り稲、WC S用稲等の作付面積）がある場合はその面積を控除した面積（水稻共済突合基礎面積）を水稻共済引受面積と突合します。

(注) 水稻共済突合基礎面積を算定する際には、面積の単位は0.1 a 単位とし、交付申請者の営農計画書に記載された水稻作付けに係る耕地ごとの面積に0.1 a 未満の端数があるときには、四捨五入の方法により耕地ごとの端数を整理した上で、その面積を合計します。
- (4) 主食用水稻の作付面積は、水稻作付面積から加工用米、新規需要米及び備蓄米の作付面積を控除した面積とし、その面積が、当該交付申請者の生産数量目標の面積換算値を超えていないことを確認します。

【確認手順】

(ア) 水稻共済突合基礎面積の算出

水稻共済突合基礎面積

$$= \text{農業者の水稻作付面積} - \left[\begin{array}{l} \text{各農業共済組合等が引受を行わない水稻の作付面積} \\ \cdot \text{新規開田地の水稻作付面積} \\ \cdot \text{青刈り稻の作付面積} \\ \cdot \text{WC S用稻の作付面積} \quad \text{等} \end{array} \right]$$

(イ) 水稻共済突合基礎面積と水稻共済引受面積との突合

(ウ) 主食用水稻の作付面積の算出

主食用水稻の作付面積

$$= \text{水稻作付面積} - \left[\begin{array}{l} \text{加工用米の作付面積} \\ \text{新規需要米の作付面積} \\ \text{備蓄米の作付面積} \end{array} \right]$$

(エ) 主食用水稻の作付面積と生産数量目標の面積換算値との突合により、生産数量目標に従っていることを確認

- (5) 地域農業再生協議会は、交付申請者が水稻共済未加入者である場合には、当該交付申請者の営農計画書に記載された水稻作付面積について、交付申請者ごとの水田情報（水田台帳等）、土地台帳及び集落地図等を活用しながら、現地ほ場において、実際の作付状況を確認することとし、必要に応じて実測を行ってください。

その際の水稲作付面積は田本地面積とし、畦畔、はざ場等の水稻の作付けが不可能な面積は含みません。

なお、当該交付申請者について、加工用米、新規需要米又は備蓄米の作付けがある場合は、当該交付申請者の水稻作付面積から当該面積を控除して得た主食用水稻の作付面積と当該交付申請者の生産数量目標の面積換算値を突合することにより確認します。

ナラシ移行のための円滑化対策交付金の算定方法

1 26年産生産面積の算出

地域センター長等は、提出されたナラシ移行のための円滑化対策交付申請書に記載された米の生産実績数量を26年産の単収で除して、交付申請者の米の生産面積を算出します。

(注) 単収は、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成18年6月27日農林水産省令第59号。以下「施行規則」といいます。）第11条第1項に基づき、農林水産大臣が定める米穀の単位面積当たりの収穫量とします。

2 交付金額の算定

地域センター長等は、次の（１）から（３）までにより、交付申請者の交付金を計算します。

（１）米の標準的収入額

交付申請者の米の標準的収入額を次式により算出します。

$$\text{単位面積当たり標準的収入額} \times \text{26年産生産面積}$$

(注) 単位面積当たり標準的収入額は、施行規則第12条第2項に基づき、農林水産大臣が定める米穀の単位面積当たり標準的収入額とします。

（２）26年産米の収入額

交付申請者の26年産米の収入額を次式により算出します。

$$\text{単位面積当たり26年産収入額} \times \text{26年産生産面積}$$

(注) 単位面積当たり26年産収入額は、施行規則第11条第1項に基づき、農林水産大臣が定める米穀の単位面積当たりの収入額とします。

（３）交付金額

交付申請者ごとの交付金額は、次式により算出された金額とします。

$$((\text{米の標準的収入額} - \text{26年産米の収入額}) \times 0.9 - \text{共済金相当額(注1)}) \times 0.75 \times 0.5$$

(注1) 共済金相当額が算定される場合には、共済金相当額を控除します。

(注2) 米の標準的収入額と26年産米の収入額の差額の9割から共済金相当額を除いた額が、米の標準的収入額の18% (収入減少影響緩和対策における米部分の補填額の上限) に相当する額を上回る場合は、その額を上限とします。

3 共済金相当額

(1) 共済金相当額を控除する場合

災害等により収量の減少があった場合に支払われる農業災害補償制度における共済金とナラシ移行のための円滑化対策交付金が重複して補填されることを回避するため、26年産の単収を26年産の標準単収で除して得られる割合が、9割を下回った場合は、共済金相当額を控除します。

(2) 共済金相当額の算出

交付申請者ごとの共済金相当額は、次式により算出します。

$\text{単位面積当たり共済金相当額 (注)} \times \text{26年産生産面積}$

(注) 単位面積当たり共済金相当額 = (26年産標準単収 × 0.9 - 26年産単収) × 数量当たりの価額

① 標準単収

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第4条第2項の金額の算定に関する省令 (平成18年8月7日農林水産省令第72号。以下「算定省令」といいます。) 第2条に基づき、農林水産大臣が定める米穀の標準的な収穫量とします。

② 単収

算定省令第2条に基づき、農林水産大臣が定める米穀の単位面積当たりの収穫量とします。

③ 数量当たりの価額

算定省令第3条第1号に基づき、農林水産大臣が定める米穀の数量当たりの価額とします。

戦略作物助成及び二毛作助成の扱い

1 戦略作物助成及び二毛作助成の要件

戦略作物助成及び二毛作助成の対象となる戦略作物については、以下の要件を満たして生産され、当該年度内に収穫を行うものであり、出荷・販売を行うことが必要です。

(1) 麦

農協等と実需者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者との販売契約を締結していること。

(2) 大豆

農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

(3) 飼料作物

実需者等との利用供給協定を締結していること。自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること。

(4) 飼料用米、米粉用米

新規需要米取組計画（需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙4の第5の1）又は生産製造連携事業計画（米穀の新用途への利用の促進に関する法律第5条第3項）の認定を受けていること。

(5) W C S用稲

新規需要米取組計画の認定を受けていること。

(6) 加工用米

加工用米取組計画（需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙3の第5）の認定又は加工用米出荷契約（需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙3の第6）を締結していること。

(注) 麦、大豆のうち、自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様

式第10－4号）を作成してください。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成してください。

2 二毛作助成の対象作物の申告

- （1）戦略作物同士の組み合わせによる二毛作に取り組む場合は、地域センター等又は地域農業再生協議会に提出する営農計画書において、農業者が二毛作として生産する戦略作物、作付面積を申告することとします。
- （2）それぞれの戦略作物の耕作者が異なる場合においても、いずれか一方（戦略作物助成の対象とならない方）が二毛作助成となりますので、関係者間で調整の上、営農計画書を提出するようにしてください。

耕畜連携助成の扱い

1 交付対象となる取組

本事業の交付対象となる取組は以下のとおりとします。なお、同一の水田において複数の取組を行う場合においては、いずれか一つの取組を選択するものとします。

(1) わら利用（わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組）

利用供給協定（利用供給協定に含まれるべき事項は別表1に定めています。）に基づき実施するわら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組であり、次に掲げる事項のすべてを満たしている必要があります。

- ① 当年産において、わら専用稲及び飼料用米の作付が行われる水田であること。
- ② そのわらが確実に飼料として利用され、かつ、その子実が飼料又は飼料の種苗として利用される稲の作付けであること。
- ③ 刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定に定める時期としていること。

(2) 水田放牧（水田における牛の放牧の取組）

利用供給協定に基づき実施する飼料作物の作付水田における牛の放牧の取組であり、次に掲げる事項のすべてを満たしている必要があります。

- ① 当該年度における放牧の取組であること。
- ② 1 ha 当たりの放牧頭数が成牛換算で2頭以上であること。なお、成牛換算においては、育成牛2頭あたり成牛1頭とします。
- ③ 対象牛は、おおむね24か月齢以上の成牛又は8か月齢以上の育成牛であること。
- ④ 地域における適正な放牧密度により放牧が実施されるものであり、かつ、1 ha 当たり延べ放牧頭数が180頭日以上であること。

(3) 資源循環（飼料生産水田への堆肥散布の取組）

水田で生産された粗飼料作物等（粗飼料作物等の範囲は別表2に定めています。）の供給を受けた家畜の排せつ物から生産された堆肥を粗飼料作物等を作付けする又は作付けした水田に施肥する取組であって、次に掲げる事項のすべてを満たしている必要があります。

- ① 当該年度における堆肥の散布の取組であること。
- ② 散布される堆肥が、利用供給協定に基づき水田で生産された粗飼料作物等の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること。
- ③ 堆肥を散布する者は、水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた家畜の所有者又はその者の委託を受けた者（飼料生産水田への堆肥散布の取組の交付対象者を除きます。）であること。
- ④ 同一年度において他に水田への堆肥散布の取組による助成を受けない水田であること。
- ⑤ 堆肥の散布量が10 a 当たりで2 t 又は4 m³以上であること。ただし、地域の公的機関が堆肥の散布量に関する基準を定めている場合にあっては、地域協議会の判断により当該基準に代えることができます。

（注）自ら家畜を飼養している者については、当該家畜のすべての堆肥を慣行に従って自己所有地に散布しても、なお堆肥が不足する場合に、不足分を利用供給協定に基づいて散布した面積に限り対象とします。

2 利用供給協定の締結

耕畜連携の取組を行う者は、連携の相手方となる者との間に、3年間以上を締結期間とする利用供給協定（利用供給協定に含まれるべき事項は別表1に定めています。）を締結（自家利用の場合には自家利用計画を策定）することが必要です。

（別表1）利用供給協定に含まれるべき事項

各取組における利用供給協定書は、実施する取組の種類に応じて、次の事項を記載するものとします。

- 1 わら利用（わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組）
 - （1）取組の内容
 - （2）わらを生産する者
 - （3）わらを収集する者
 - （4）わらを利用する者
 - （5）ほ場の場所及び面積
 - （6）刈取り時期

- (7) 利用供給協定締結期間
- (8) わら取引の条件（作業分担及び品代・経費の負担）
- (9) その他必要な事項

2 水田放牧（水田における牛の放牧の取組）

- (1) 取組の内容
- (2) 飼料作物を生産する者
- (3) 牛群を管理する者
- (4) ほ場の場所及び面積
- (5) 牛の入退牧の時期及び放牧頭数
- (6) 利用供給協定締結期間
- (7) 水田放牧の条件（作業分担及び品代・経費の負担）
- (8) その他必要な事項

3 資源循環（飼料生産水田へのたい肥散布の取組）

- (1) 取組の内容
- (2) 供給される飼料作物の種類
- (3) 飼料作物を生産する者
- (4) 堆肥を散布する者
- (5) ほ場の場所及び面積
- (6) 堆肥の散布時期及び量
- (7) 利用供給協定締結期間
- (8) 堆肥散布の条件（作業分担及び品代・経費の負担）
- (9) その他必要な事項

（別表2）粗飼料作物等の範囲

青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦（らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。）、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稲、WCS用稲、わら専用稲、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スムーズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒ

アグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば

(注) 上記の粗飼料作物等については、食用に供される畜産物を生産するために飼養される牛、馬、めん羊、山羊に供される場合に限りです。上記の粗飼料作物等以外で地域農業再生協議会がその地域の特性に適合し、かつ、水田においてその生産振興を図る必要があると認められる場合（新規需要米を除きます。）は、あらかじめ地方農政局長等と協議することとします。

産地交付金の考え方及び設定手続

1 趣旨

産地交付金は、地域で作成する水田フル活用ビジョンに基づく、水田で生産する麦・大豆等の戦略作物の生産性向上等の取組や、地域振興作物・備蓄米の生産を支援するものです。また、都道府県の判断で、畑地で生産する作物を対象とすることもできます。

2 産地交付金による助成内容の設定

(1) 国から各都道府県に対して、それぞれの交付金枠を配分します。

なお、配分については、年度当初に行うとともに（当初配分）、地域の取組に応じた追加配分（下表参照）を9月末を目途に行います。

対象作物	取組内容	追加配分単価
飼料用米 米粉用米	多収性専用品種の取組	12,000円／10a
加工用米	複数年契約（3年間）の取組	12,000円／10a
備蓄米	平成27年産政府備蓄米の買入 札における落札 ※ 平成23年度に県別優先枠として配分 した6万トンについては対象外。	7,500円／10a
そば なたね	作付けの取組	20,000円／10a（基幹作） 15,000円／10a（二毛作）※ ※ 主食用米、戦略作物、そば・ なたねとの組み合わせによる二 毛作を行う場合。

このほか、主食用米作付面積が生産数量目標の面積換算値を下回ることとなる都道府県に対して、当該生産数量目標の面積換算値より下回った面積に

応じた5,000円/10aの追加配分を行います。

(2) 都道府県は、国から配分される交付金枠の範囲内で助成内容（交付対象作物・取組・単価等）を設定します。都道府県の判断によっては、国から配分される交付金枠を更に地域農業再生協議会に配分し、地域農業再生協議会ごとに助成内容を設定することもできます。

(3) 助成の設定に当たっては、以下の点に即したものとすることが必要です。

- ① 戦略作物に対する助成については、生産性向上等の一定の取組に対する助成とすること
- ② 経営所得安定対策等における趣旨を損なうような助成としないこと
- ③ 主食用米、輸出用米（需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙4の第3の5）及び調整水田等の不作付地に対する助成は行わないこととするとともに、備蓄米に対する助成については7,500円/10aを上限とすること
- ④ 畑地を対象とする場合の対象作物は、畑作物の直接支払交付金の対象作物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）及び休閑緑肥とすること（ただし、畑作物の直接支払交付金の対象作物については、生産性向上等の一定の取組に対する助成とすること）

(4) 景観形成作物や地力増進作物の生産に対する助成内容を設定することもできます。（当該作物のみを生産する農業者も交付対象とすることができます。）

(5) 当初配分のうち、産地戦略枠については、

ア 農業・農村の所得増加につながる作物生産の取組

イ 生産性向上等、低コスト化に取り組む作物生産の取組

ウ 地域特産品など、ニーズの高い製品の産地化を図るための取組を行いながら付加価値の高い作物を生産する取組

のいずれかに充てるものとし、水田フル活用ビジョンに上記ア～ウの取組の目的を明らかにした上で平成28年度の取組面積、生産量等の客観的な目標を記載するとともに、これらの目標の達成に資することとなるような取組内容・単価を設定します。

また、産地戦略枠については、(3)の④及び(4)にかかわらず、

- ・ 食料自給率の向上や所得増加に直接寄与しない作物（景観形成作物等）への助成
- ・ 助成単価が50,000円/10aを超える助成（※）
- ・ 備蓄米への助成

- ・ 畑地を対象とする助成

は、不可とします。

※ 産地戦略枠以外での産地交付金による支援が行われる場合には、当該支援と産地戦略枠による支援を合算した額が50,000円／10aを超えてはならないものとします。

国は、29年度に28年度目標の達成度に対する評価検証を行い、必要に応じて30年度の産地戦略枠の調整を適宜行うものとします。

- (6) 都道府県は、都道府県段階で設定した取組方針等及び地域農業再生協議会ごとに設定した取組方針等を取りまとめて水田フル活用ビジョン（様式第12－4号）を作成し、地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」といいます。）の所在しない都府県にあっては都府県庁所在地を管轄する地方農政局の地域センターを経由して地方農政局等に生産年の5月31日までに提出するものとします。

また、追加配分に係る取組の進展に伴い、水田フル活用ビジョンの変更を行う必要がある場合、又は計画と実績が大きく乖離することが明らかになり、水田フル活用ビジョンの各使途ごとの面積及び所要額の変更を行う必要がある場合は、変更後の水田フル活用ビジョンを地方農政局等に提出するものとします。

- (7) 地方農政局等は、都道府県から提出のあった水田フル活用ビジョンの内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は承認し、都道府県に通知するものとします。

3 交付対象面積等の確認・算定

- (1) 地域農業再生協議会は、助成内容に応じて、それぞれの要件を確認できる手法により、交付対象となる作物の作付面積や取組の実施状況を確認します。
- (2) 地域農業再生協議会は、(1)の確認結果に基づき、交付申請者ごとに各助成の交付対象面積を算定します。交付対象面積は、助成ごとにa単位（1a未満切り捨て）となります。

4 交付金額の算定・交付

- (1) 地域農業再生協議会は、算定した交付対象面積に基づき、交付申請者ごと

の交付金額を算定して「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の交付額報告書」（様式第12－3号。以下「交付額報告書」といいます。）に取りまとめ、その関連データ（交付申請者ごとの交付額及び算定の基礎となった面積データを整理したものであって、地域センター等が指定した形式とします。）とともに都道府県を経由して地域センター等に提出します。

（注1）都道府県における交付額報告書の地域センター等への経由については、複数の地域センター等が所在する都道府県にあっては、都道府県庁所在地を管轄する地域センター等にまとめて送付することとします。

（注2）交付申請者ごとの交付額の算定の根拠となる書類については、地域農業再生協議会で保存しておくことにします。保存期間は、産地交付金に係る農業者の交付申請が行われた年度の翌年度から5年間です。

（2）その際、交付申請者ごとの交付金額の算定の結果、配分枠を超過する場合には、あらかじめ水田フル活用ビジョンで定めた単価調整の方法に基づき、配分枠内に収まるように交付単価を減額することになります。この場合においても、2の（5）の要件を満たさない取組の作付に対して産地戦略枠を活用した調整を行うことは認められないので注意してください。

（3）都道府県は、地域からの実績報告（「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の活用実績報告書」（様式第12－5号）の別紙）を取りまとめ、「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の活用実績報告書」（様式第12－5号）を作成し、地方農政局等の所在しない都府県にあっては、都府県庁所在地を管轄する地方農政局の地域センターを経由して、地方農政局等に提出します。

（4）地域センター長等は、交付申請者ごとの交付金計算書を作成します。また、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長は、交付申請者ごとの交付金計算書を地方農政局長（北海道にあっては、北海道農政事務所长）に送付します。

交付申請の内容(詳細)

(1) 米の直接支払交付金

米の直接支払交付金の交付を受けたいので、経営所得安定対策等実施要綱（以下「実施要綱」といいます。平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）のⅣの第1の2の（1）の⑥の規定に基づき、地域農業再生協議会から地域センターに報告された主食用水稻の作付面積から自家消費等分10aを控除して算定された交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

(注) 収入減少影響緩和交付金（ナラシ）移行のための円滑化対策の手續

本対策の交付金の交付を受けるためには、実施要綱のⅣの第1の2の（2）の③の規定に基づき、別途、平成26年産米の生産実績数量を記載した「収入減少影響緩和交付金移行のための円滑化対策交付金交付申請書」（様式第13号）に、確認書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し、農産物検査結果通知書の写しなど）を添付して、地域センター等に提出を行う必要があります。

(2) 水田活用の直接支払交付金

水田活用の直接支払交付金の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第2の7の規定に基づき、地域農業再生協議会が営農計画書を基に確認した水田における主食用米以外の作付面積により算定された交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

(3) 畑作物の直接支払交付金（ゲタ）

① 面積払（営農継続支払）

面積払の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第1の1の（2）の③のウの規定に基づき算定された交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

② 数量払

数量払の交付を受ける際には、実施要綱のⅣの第1の1の（2）の②のアの（ウ）の規定に基づき、対象畑作物の品質区分別生産量が確定した時点で、別途、数量払交付申請書を提出します。

（注）数量払による交付金の交付を受けるためには、別途、品質区分別生産量を記載した「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書」（様式第10号－1）に、確認書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し、農産物検査結果通知書の写しなど）を添付して、地域センター等に提出を行うことが必要になります。

(4) 収入減少影響緩和対策（ナラシ）

収入減少影響緩和対策（ナラシ）の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第1の1の（3）の②のアの規定に基づき、7月31日までに、地域センター等から通知される当年積立額を積立金管理者が指定する口座に納付します。

経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項

- 1 経営所得安定対策等交付金に関する報告や立入調査について、地域センター等から求められた場合には、それに応じます。
- 2 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類を 5 年間保管し、
地域センター等からの求めがあった場合には、提出します。
- 3 以下の場合には、交付金を返還することに異存ありません。
 - (1) 交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - (2) 正当な理由なく、営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていないことが判明した場合
 - (3) 営農計画書に記載した交付対象作物（水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成及び二毛作助成の対象となるもの）について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないことが判明した場合
 - (4) 営農計画書に記載した交付対象作物について、適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていない（捨てづくり）ことや、正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと、その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合
 - (5) 必要書類が保管されておらず、要件を満たすことが確認できない場合や提出を拒む場合
 - (6) 地域センター等による立入調査に応じない場合

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る確認事項

1 土づくりの励行

土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術です。また、土づくりにおける堆肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要です。このため、堆肥等の有機物の施用等による土づくりを励行しました。

2 適切で効果的・効率的な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠ですが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼします。このため、都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行いました。

3 効果的・効率的で適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行しました。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行いました。

4 廃棄物の適正な処理・利用

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は、関係法令に基づき適正に行いました。また、作物残さ等の有機物について利用及び適正な処理に努めました。

5 エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制及び資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥等施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしないよう努めました。

6 新たな知見・情報の収集

環境と調和のとれた農業生産を図るため、作物の生産に伴う環境に対する影響等に関して新たな知見及び適切な対処に必要な情報の収集に努めました。

7 生産に係る情報の保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等に係る記録を保存しました。

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に○を付けてください。

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、地域農業再生協議会は、経営所得安定対策等の交付金を交付するために、本対策の参加者から提出された申請書等に記載された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、地域農業再生協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付等に当たり、本対策の申請書等に記載された内容を申請者の関係する次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供又は確認場合があります。このほか、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、収入減少影響緩和交付金の計算、米穀流通監視業務の調査等を行うために、本申請書等に記載された内容を各地方農政局、北海道農政事務所、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センター及び内閣府沖縄総合事務所で必要最小限度内において利用する場合があります。

なお、この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策の交付金の交付事務手続上、申請書等の訂正が必要になったときでも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正手続を行うなど訂正手続が軽減されるほか、申請者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手続が簡素化されます。

さらに、農林水産省、地域農業再生協議会が行った作付面積等の確認結果に基づき、農林水産省、地域農業再生協議会が交付申請書及び営農計画書の内容を訂正することがあります。

事業等 (注1)	農業災害補償制度、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金、環境保全型農業直接支援対策、人・農地問題解決推進事業、農地集積・集約化対策事業、地域農業経営再開復興支援事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金の交付、農家負担金軽減支援対策事業、国産粗飼料増産対策事業、国産畜産物安心確保等支援事業、飼料生産型酪農経営支援事業、農業者年金事業 等
機関等 (注2)	都道府県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、担い手育成総合支援協議会、登録検査機関、都道府県種子協会、農業共済組合連合会、農業共済組合等、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区 等

経営所得安定対策等交付金に係る営農計画書の記入上の注意について

■ 農業者記入欄

1 「農業共済加入状況（含加入予定）記入欄」

当該年産の水稻・麦・大豆・そば・てん菜・でん粉原料用ばれいしょについて農業共済に加入している又は加入予定の場合に「○」を記入してください。

2 畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の営農継続支払に係る生産予定面積

対象畑作物ごとの生産予定面積は、それぞれの考え方に合った面積を「生産予定面積」の欄に記入していただくこととし、「農地の利用計画記入欄」に記入した対象畑作物ごとに、水田、畑作、二毛作の区分に限らず、作付面積の合計値を記入していただくことを基本とします。

なお、営農計画書の提出後（交付申請後）に、実際の作付面積が減少した場合は、速やかに地域センター等にその旨を連絡してください。

（1）麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）

生産予定面積は、農協等と実需者の間で締結された播種前契約に基づく出荷契約や、実需者と締結した播種前契約を履行する数量を生産するための実際の作付面積を基本とします。（数量払の対象とならない種子用麦、ビール用麦を生産するための作付面積を除いた面積としてください）。

（2）大豆

生産予定面積は、播種前に農協等と締結した出荷契約や、実需者等と締結した播種前契約を履行する数量を生産するための実際の作付面積を基本とします。（数量払の対象とならない種子用大豆、黒大豆を生産するための作付面積を除いた面積としてください）。

（3）そば

生産予定面積は、農協等と実需者等の間で締結された播種前契約や、実需者等と締結した播種前契約を履行する数量を生産するための実際の作付面積を基本とします。（数量払の対象とならない種子そばを生産するための作付面積を除いた面積としてください）。

（4）なたね

生産予定面積は、農協等と実需者等の間で締結された播種前契約に基づく出荷契約や、実需者等と締結した播種前契約を履行する数量を生産するための実際の作付面積を基本とします。（数量払の対象とならない種子なたねを生産するための作付面積を除いた面積としてください）。

（5）てん菜

生産予定面積は、てん菜糖製造業者と締結した出荷契約を履行する数量を生産するための実際の作付面積を基本とします。

（注）なお、数量払の交付対象数量は、国内産糖交付金の交付対象とされたてん菜糖の製造の用に供されたものの数量が上限となります。

(6) でん粉原料用ばれいしょ

生産予定面積は、農協等と締結した出荷契約を履行する数量を生産するための実際の作付面積を基本とします。

(注) なお、数量払の交付対象数量は、でん粉交付金の交付対象として販売されたでん粉の製造の用に供されたものの数量が上限となります。

3 「生産数量目標等（農業者等間調整後）記入欄」（主食用水稻）

(1) 「生産数量目標」の欄には、認定方針作成者又は地域協議会（地域協議会が設置されていない市町村にあっては市町村。以下同じ。）から通知された農業者別生産数量目標を記入してください。なお、個別農業者（法人を含む。以下同じ。）で生産調整方針を作成している認定方針作成者は、自ら決定した生産数量目標を記入してください。また、集落等に係る生産数量目標の通知にとどめ、方針参加農業者への通知を行わないこととされた集落等の方針参加農業者にあっては、当該方針参加農業者の間で必要な調整を行い、集落等の代表者から認定方針作成者に報告された農業者別生産数量目標を記入してください。

(2) 「単収」の欄には、認定方針作成者又は地域協議会から通知された(1)の農業者別生産数量目標を(3)の作付面積換算値で除した値（小数点以下四捨五入。以下同じ。）を記入してください。

(3) 「作付面積(換算値)」の欄には、認定方針作成者又は地域協議会から通知された農業者別の面積換算値を記入してください。なお、個別農業者で生産調整方針を作成している認定方針作成者は、自ら決定した面積換算値を記入してください。また、集落等に係る生産数量目標の通知にとどめ、方針参加農業者への通知を行わないこととされた集落等の方針参加農業者にあっては、集落等の代表者から認定方針作成者に報告された農業者別の面積換算値を記入してください。

(4) 自主的取組参考値がある場合は、生産数量目標欄の下段に予め印字されています。

4 「新規需要米・加工用米・備蓄米記入欄」

需要者、集出荷業者等との出荷・販売契約数量及び生産予定面積を記入してください。

5 農地の利用計画記入欄

(1) 「農地の番号」

農地の番号については、水稻共済との整合性を図る観点から、耕地番号、分筆番号の設定に当たっては水稻共済と一体的な番号を設定するとともに、新たに水田等の追加がある場合は最後に追加し、水田等がなくなった場合は番号の修正をせず欠番としてください。

(2) 「地名、地番、大字、字、集落地番」

作付面積の現地確認等の確認のために必要ですので、必ず記入してください。

(3)「交付対象農地区分」

米及び水田活用の直接支払交付金の交付対象水田は「1」を、米及び水田活用の直接支払交付金の交付対象農地以外の水田は「2」を、畑地は「3」と記入してください。(交付対象農地区分は、地域農業再生協議会に確認して記入してください。)

(4)「作期」

一つのほ場で二毛作を行う場合には、ほ場欄を二段書きすることとし、次により記入してください。

○ 主食用水稲の作付けがある場合

主食用水稲の作付けは「1」を、主食用水稲以外の作物作付けは「2」を記入してください。

(例) 麦「2」－主食用水稲「1」

○ 主食用水稲の作付けがない場合

当年産の作物作付けのうち転作として作付けした作物を「1」を、二毛作として作付けした作物を「2」を記入してください。

(例) 麦「2」－大豆「1」(麦を転作扱いとする場合は、麦「1」－大豆「2」になります。)

6 「面積(本地面積)」

畦畔を含まない本地面積を記入してください。

また、農地転用を行った場合は、その転用面積は本地面積及び作付面積から除いてください。

7 「作物作付面積」

耕地ごとの作付面積を、1㎡未満を切り捨てて記入してください。

(注) 有機栽培等を行うことにより、通常の栽培方法と比べて単収が減少する場合であっても、実際に水稲を作付けする面積を記入してください。

8 「作物名」

主食用水稲(一般米、醸造用玄米、種子用米生産ほ場)、麦(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、ビール用麦、種子用麦)、大豆(普通大豆、黒大豆、種子用大豆)、飼料作物、米粉用米、飼料用米、WCS用稲、バイオ燃料用米、そば(普通そば、種子用そば)、なたね(油糧用、その他、種子用なたね)、加工用米、その他の新規需要米、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ(専用品種、その他)、野菜、果樹等の作物名のほか、不作付地がある場合はその状態(調整水田、自己保全管理、土地改良通年施行)について記入してください。また、必要に応じて品種名も記入してください。

(注1) 改善計画の達成予定年までに作物の作付けが行われない場合の取扱い

調整水田等の不作付地の改善計画を提出した後に、当該計画の達成予定年までに作物の作付けが行われず、翌年も作付けが行われないことが確実な場合には、米及び水田活用の直接支払交付金の交付対象農地から除外します。

ただし、次に掲げる場合を除きます。

- ① 人・農地プランにおいて、近い将来農地の出し手となる者の農地（平成25年度以前において、地域の中心となる経営体に集積する農地として位置づけられたものを含みます。）
- ② その他現在の利用形態を当面維持する必要があると地域センター長等が認めたもの
- ③ 農地中間管理機構が行う事業の対象となった水田で、農地中間管理機構から貸借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けたもの（ただし、農地を所有者自ら農地中間管理機構から借り受けた場合及び農地を農地中間管理機構に貸し付けられる以前に利用権を有していた者が再び農地中間管理機構から借り受けた場合を除きます。）

(注2) 畑地における対象畑作物の作付面積も記入してください。

9 「自家消費該当」

水稻（新規需要米、加工用米含みます。）、地力増進作物及び景観形成作物を除く作物のうち、出荷・販売を一切行っていない作物について当該欄に「○」を記入してください。なお、出荷・販売用に生産する作物について、収穫後にその一部を自家消費するなど自家消費用作物の生産ほ場を特定できない場合には、記入する必要はありません。

10 「多収性専用品種」

米粉用米及び飼料用米の作付において、多収性専用品種を用いる場合は「1」を、多収性専用品種を用いない場合は「2」を記入してください。また、多収性専用品種を用いる場合は「作物名」欄に品種名を記載してください。

11 「耕畜連携助成取組の種類」

①わら利用（わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組）、②水田放牧（水田における牛の放牧の取組）、③資源循環（飼料生産水田へのたい肥散布の取組）の別を記入してください。

12 「再生利用交付金区分」

再生利用交付金の対象となっていた農地に該当する場合は、交付の開始年度を記入してください（交付の開始年度は、地域農業再生協議会に確認して記入してください。）。

13 「地権者（権原を有する者）」

作物を作付ける農地の使用収益権等が本人以外となっている場合、その者の住所地、氏名を記入してください。

14 「転換畑該当年月等」

転換畑とした年月、植栽造成年月、新規開田年月を記入してください。

15 「改善計画の達成予定年」

当該水田について作成した調整水田等の不作付地の改善計画の達成予定年を記入してください。

16 「備考」

備考として特記すべき事項を記入してください。醸造用玄米の生産数量目標の枠外で生産するほ場が特定できる場合には、備考欄に枠外と記入する。

17 提出期限

- (1) 営農計画書は、経営所得安定対策等交付金交付申請書と併せて、毎年6月30日までに、自らが参加する認定方針作成者や申請手続の委託先である農協等を経由して地域農業再生協議会に、個別農業者で生産調整方針を作成している認定方針作成者及び生産調整方針に参加されていない個別農業者等は地域農業再生協議会に直接提出してください。
- (2) なお、内容に変更がある場合には、毎年6月30日までに、自らが参加する認定方針作成者や申請手続の委託先である農協等を経由して地域農業再生協議会に、個別農業者で生産調整方針を作成している認定方針作成者及び生産調整方針に参加されていない個別農業者等は地域農業再生協議会に直接申し出てください。

■ 地域農業再生協議会担当者記入欄

1 「生産数量目標（作付面積換算値）の達成状況」の欄

- (1) 「水稻作付面積①」の欄には、ほ場欄の水稻作付面積（新規開田地の水稻作付面積を含む）の計を記入してください。
- (2) 「新規需要米等の面積計②」の欄には、新規需要米・加工用米・備蓄米記入欄の生産予定面積の合計を記入してください。
- (3) 「主食用水稻作付面積（B）」の欄には、「水稻作付面積①」から「新規需要米等の面積計②」を差し引いた面積を記入してください。
- (4) 「差し引き面積（A）－（B）」欄の値が0以上の場合、判定は「適」になります。

2 「主食用米作付面積（米の直接支払交付金の交付対象農地のみ該当）」

主食用米作付面積を「一般米」、「醸造用玄米のうち生産数量目標の枠内」（醸造用玄米の作付面積から生産数量目標の枠外の面積を除いた面積）、「種子生産ほ場面積」ごとに確認した面積の合計を記入してください。ただし、新規開田地等米及び水田活用の直接支払交付金の交付対象農地に該当していない水田での作付面積は除いてください。

3 「水稻共済突合基礎面積」

ほ場欄の水稻作付面積の計から、各農業共済組合等が引受けを行わない水稻の作付面積（新規開田地の水稻作付面積、青刈り稲、WC S用稲等の作付面積）を除く面積を記入してください。

（注1）この場合、ほ場ごとに面積に0.1a単位未満の端数があるときには、四捨五入により端数を整理した面積を合計してください。

（注2）新規開田地とは、水稻共済引受除外となっている新規開田地（農作物共済引受要綱第4章第1節第3の1の規定により引受除外となっている新規開田地等）のことです。

4 「水田活用の直接支払交付金関係(水田活用の直接支払交付金の対象農地のみ該当)」

戦略作物ごとに確認した面積の合計を記入してください。ただし、新規開田地等米及び水田活用の直接支払交付金の交付対象農地に該当していない水田での作付面積は除いてください。

5 「耕畜連携助成」

耕畜連携助成の取組面積を「わら利用（わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組）」、「水田放牧（水田における牛の放牧の取組）」、「資源循環（飼料生産水田へのたい肥散布の取組）」ごとに確認した面積の合計を記入してください。ただし、新規開田地等米及び水田活用の直接支払交付金の交付対象農地に該当していない水田での作付面積は除いてください。

以 上

経営所得安定対策等交付金振込口座届出書

前年度までに加入されていない方は、必ず提出してください。前年度までに加入された方は、振込口座を変更したい方のみ提出してください。口座名義人は交付申請者名と同じにしてください。

地方農政局長 殿

氏名

印

交付金の振込口座	申請の内容		☐ 新規加入 ☐ 振込口座変更																				
	金融機関(ゆうちょ銀行以外)																						
	金融機関コード(数字4ケタ)		金融機関名																				
			農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金																				
	支店コード(数字3ケタ)		支店名																				
	預金種別(該当のものにレ印をつけてください)		口座番号(7ケタに満たない場合は、右づめで記入)																				
	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 別段 ☐ 通知																						
	口座名義人																						
	フリガナ																						
漢字																							
ゆうちょ銀行																							
記号(6ケタ目がある場合は※部分に記入)		番号(右づめで記入)																					
1 0 ※		1																					
口座名義人																							
フリガナ																							
漢字																							
交付申請者管理コード <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="10">地域協議会等管理コード</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>				地域協議会等管理コード																			
地域協議会等管理コード																							

〈担当者記入欄〉

金融機関コード	支店コード

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード

A



口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。
交付金の振込口座に該当する「通帳表紙裏ページ」のコピーを添付してください。

※収入減少影響緩和対策に加入している方は、同対策に係る交付金及び積立金の振込口座も本届出書の口座となります。

口座名義人に対する委任状

前年度までに提出している方は、代理人を変更する必要がある場合のみ提出してください。

地方農政局長 殿

委任者	住所		印	委任年月日	年	月	日
	氏名						

私は、経営所得安定対策等交付金における交付金の交付申請に関し、以下のとおり代理人を定め、本交付金の受領に関する一切の権限を委任します。

別途口座を使う理由	

※理由を証する書類を添付してください。(添付書類の例:①ブロックローテーションなどの内容、②それに参加する農家名、③生産数量目標の農業者間調整の状況(調整前後の生産数量目標)など)

代理人	住所	
	氏名	

交付金の振込口座	金融機関(ゆうちょ銀行以外)											
	金融機関コード(数字4ケタ)				金融機関名							
					農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金							
	支店コード(数字3ケタ)				支店名							
	預金種別(該当のものにレ印をつけてください)						口座番号(7ケタに満たない場合は、右づめで記入)					
	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 別段 ☐ 通知											
	口座名義人											
	フリガナ											
	漢字											
ゆうちょ銀行	記号(6ケタ目がある場合は※部分に記入)											
	番号(右づめで記入)											
	1					0	※					1
	口座名義人											
	フリガナ											
漢字												



口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。交付金の振込口座に該当する「通帳表紙裏ページ」のコピーを添付してください。

〈担当者記入欄〉	
金融機関コード	支店コード

※収入減少影響緩和対策に加入している方は、同対策に係る交付金及び積立金の受領に関する委任も本委任状をもって兼ねることとします。

調整水田等の不作付地の改善計画

平成 年 月 日

市町村長 殿

申請者 住所
氏名 印

私が使用収益権等を有する水田のうち、調整水田等の不作付地となっている水田の改善計画を下記のとおり作成したので申請します。

記

不作付地の 地番、面積	作物を栽培できない理由	改善計画	達成 予定年

- (注 1) 達成予定年は、改善計画の提出年を含めて、3 年以内を目途に設定します（例えば、平成 27 年に提出した場合には平成 29 年までです。）。
- (注 2) 改善計画の達成予定年までに作物の作付が行われず、翌年も作付が行われないことが確実な場合には、当該不作付地は米の直接支払交付金及び水田活用の直接支払交付金の交付対象農地から除外されます（ただし、①人・農地プランにおいて近い将来農地の出し手となる者の農地（平成 25 年度以前において、地域の中心となる経営体に集積する農地として位置づけられたものを含みます。）として位置づけられたもの、②農地中間管理権が設定されたもの、③現在の利用形態を当面維持する必要があるものとして地域センター長等が認めたものは除きます。）。

平成 年 月 日
上記の申請内容について確認した結果、適当と認めます。

市 町 村 長 印

（実施要綱別紙 2 の 2 の（2）の⑤のエにおけるセンター長等の認定を受けようとする場合は、以下にセンター長等の確認印を受けて下さい。）

平成 年 月 日
上記の申請内容について確認した結果、適当と認めます。
〇〇センター長 印

年 月 日

経営所得安定対策への加入を希望する集落営農の一覧

○○地域センター長
 ○○農政局長
 北海道農政事務所長
 沖縄総合事務局長

} 殿

市町村長 印

経営所得安定対策等実施要綱(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知) IV の第 1 の 1 の (1) の①のイの (ウ) の規定に基づき、○年○月○日現在、下表の平成 27 年度の経営所得安定対策への加入を希望する集落営農については、農業経営を営む法人となること及び地域における農地利用の集積を確実に行うと見込まれるものと判断します。

番号	集落営農名称	代表者氏名	所在地住所	設立年月	26 年度補正対応
1	○○集落営農	○○○○○	○○県○○市・・・	27.3	予定
2	□□集落営農	□□□□	○○県○○市・・・	25.3	

経営所得安定対策等交付金の対象作物の
地域別作付計画面積報告書

平成 年 月 日

〇〇地域センター長 殿
〔 〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

地域農業再生協議会長 印

経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅲの3の（2）の規定に基づき、7月1日現在における営農計画書の内容を取りまとめたので、下記のとおり報告します。

1 経営形態： ※個人、法人、集落営農ごとに別葉で作成してください。

2 営農計画書の提出件数（交付申請者数） 件

3 米の直接支払交付金の作付計画面積（単位：ha）

生産数量目標 （面積換算値）	主食用水稻 作付面積	自主的取組参考値 （面積）

4 畑作物の直接支払交付金の生産予定面積（単位：ha）

作物名	麦				大豆	てん菜	でん粉原料用 ばれいしよ	そば	なたね
	小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦					
生産予定面積									

5 水田活用の直接支払交付金の作付計画面積（単位：ha）

(1)戦略作物・二毛作助成

作物名	麦	大豆	飼料作物 （除くWCS用稲）	WCS用稲	米粉用米	飼料用米	うち生もみを 直接利用 する取組	加工用米
基幹作物								
二毛作								

(2)耕畜連携助成（単位：ha）

飼料用米の わら利用	水田放牧	資源循環 の取組

(3)産地交付金における加算対象（単位：ha）

そば		なたね		多収性専用品種		3年以上の複数年 契約がある加工用米		備蓄米
基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作	米粉用米	飼料用米	H26～	H27～※	

※ 平成27年産から新たに3年以上の複数年契約を結び、加算対象となった面積を記載してください。

(4)産地交付金におけるその他作物の助成（単位：ha）

野菜	花き・花木	果樹	雑穀	地力増進	景観形成	その他

6 米及び水田活用の直接支払交付金の交付対象農地（単位：ha）

※ （うち加入者の面積 ha）	定期的な確認方法 ☐ 実測 ☐ 公的資料との確認 ☐ その他 （実測年度： ）（資料名： ）（確認方法： ）
------------------------	--

※ 協議会の水田情報（水田台帳等）で整理されている全ての交付対象水田（米及び水田活用の直接支払交付金の交付対象となり得る水田）の合計面積を記載してください。

書告報果紹認確積面付別者請母付交の金付交等策技使安得所御終

〇〇地域センター長 殿

(〇〇農政局長

北海道農政事務所長

内閣府沖繩総合事務局長

平成23年4月1日付け22経營第7133号農林水産事務次官依命通知)Ⅲの3の(4)の規定に基づき、その結果を下記のとおり報告します。

農地農業再生協議會

○水田活用の直接支払交付金対象作物面積

[illegible]

(注) しば、なたねは産地交付金の追加配分の対象

○米の直接支払交付金対象作物面積

[illegible]

(注) 共済資格団体でない集落営農の場合は、集落営農としての合計面積及び構成農家ごとの一覽表を作成する。

○加算交付金対象作物面積

[illegible]

交付申請者の農業経営の承継等に関する申出書

年 月 日

〇〇地域センター長 殿
 (〇〇農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長)

交付申請者氏名

経営承継者又は
 相続人の氏名

{ 法人等にあつては、
 名称及び代表者氏名 }
 { 法人等にあつては、
 名称及び代表者氏名 }

印

印

経営所得安定対策等交付金の交付申請者から農業経営の承継又は相続により、私が代わって交付金の交付を受ける承継をすることとしたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 農業経営の承継等に係る事由の発生日及びその内容

事由発生日	年 月 日
内容（該当するものにレ印を記入してください） ☐ 合併 ☐ 移譲 ☐ 相続 ☐ 法人化 ☐ その他（以下に具体的に事由を記入してください） []	

2 農業経営の承継等に係る内容

	〔旧〕承継前の経営体 （対策加入者）	（いずれかにレ印を記入してください） 〔新〕 ☐ 承継後の経営体（経営承継者） ☐ 経営を承継しない相続人
フリガナ		
氏名・組織名称		
フリガナ		
代表者氏名		
交付申請者管理コード		
住 所	電話 ()	電話 ()

※ 経営を承継しない相続人の方で、御本人の口座で交付金の受領を希望する場合は、下記により振込先となる口座名等をご記入ください。

金融機関名（ゆうちょ銀行以外）		支店名		種目	
農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金		支店		☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 別段 ☐ 通知	
口座番号 （右詰でご記入ください）		口座名義			
フリガナ					
漢字					
ゆうちょ銀行					
記号（6ケタ目がある場合は※部分に記入）			番号（右づめで記入）		
1		0	※		1
口座名義					
フリガナ					
漢字					

(備考)

(注意事項)

- (1) 交付申請者の死亡等やむを得ない場合を除き、当該交付申請者は、氏名等を記入するとともに捺印してください。
- (2) 交付申請者と経営承継者が複数の場合は、全ての経営体について記入してください。
- (3) 農業経営の承継等があったことを確認できる書類を添付してください。
- (4) 収入減少影響緩和対策加入者であつて、引き続き対策に加入することを希望する場合は、積立金返納申出書及び積立申出書を併せて提出してください。

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書

農林水産大臣 殿

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付を受けたいので、以下の品質区分別生産量に基づき計算される金額の交付を申請します。

申請者	住所	
	氏名又は法人・組織名	印
	代表者名 (法人・組織のみ)	

申請年月日	年	月	日
-------	---	---	---

交付申請者管理コード									
地域協議会等管理コード									

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード

A									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

麦		品質区分別生産量				
品質区分 (等級/ランク)		小麦 (パン・中華麵用品種以外)	小麦 (パン・中華麵用品種)	二条大麦	六条大麦	はだか麦
1等	Aランク	kg	kg	kg	kg	kg
	Bランク	kg	kg	kg	kg	kg
	Cランク	kg	kg	kg	kg	kg
	Dランク	kg	kg	kg	kg	kg
2等	Aランク	kg	kg	kg	kg	kg
	Bランク	kg	kg	kg	kg	kg
	Cランク	kg	kg	kg	kg	kg
	Dランク	kg	kg	kg	kg	kg

大豆		品質区分別生産量
品質区分 (等級)		
普通大豆	1等	kg
	2等	kg
	3等	kg
特定加工用大豆		kg

てん菜		販売総数量
品質区分 (加重平均糖度)		
度		kg

でん粉原料用 ばれいしょ		販売総数量
品質区分 (加重平均でん粉含有率)		
%		kg

なたね		販売総数量
品質区分 (品種)		
キザキノナタネ		kg
キラリボシ		kg
ナナシキブ		kg
その他品種		kg

そば		品質区分別生産量
品質区分 (等級)		
1等		kg
2等		kg

(注意事項)
品質区分別の生産量を確認できる出荷伝票等を添付してください。

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書
(予定数量報告書)

農林水産大臣 殿

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付を受けたいので、以下の予定数量に基づき計算される金額の交付を申請します。

なお、品質区分別生産量が確定した際には、生産実績数量報告書を提出することを誓約します。

申請者	住所	
	氏名又は 法人・組織名	印
	代表者名 (法人・組織のみ)	

申請年月日	年	月	日
交付申請者管理コード			
地域協議会等管理コード			

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード

A

大豆	
予定数量	kg

そば	
予定数量	kg

畑作物の直接支払交付金における数量払の生産実績数量報告書

農林水産大臣 殿

「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書（予定数量報告書）」において、報告した数量が、以下のとおり品位等検査により品質区分別生産量が確定したので、その実績数量を報告します。

申請者	住所	
	氏名又は 法人、組織名	印
	代表者名 (法人・組織のみ)	

申請年月日	年	月	日
交付申請者管理コード			
地域協議会等管理コード			

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード

A									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

大豆		
品質区分 (等級)		品質区分別 生産量
普通大豆	1等	kg
	2等	kg
	3等	kg
特定加工用大豆		kg

そば	
品質区分 (等級)	品質区分別 生産量
1等	kg
2等	kg

(注意事項)

品質区分別の生産量を確認できる出荷伝票等を添付してください。

年 月 日

畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売 (直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書

(自家加工販売等農業者)住 所
氏 名

1 自家加工販売(直売所等での販売)計画

麦・大豆・そば・なたねについて、自家加工販売や直売所等での販売を予定する農業者については、その数量等について、本様式に必要事項を記載し、交付申請書(様式第1号)に添付してください。

① 原料農産物使用計画(麦・大豆・そば・なたねのうち該当する農産物を記載)

原料農産物名	年間使用量(単位: kg)	左記のうち自ら生産した数量(単位: kg)

② 商品の加工販売計画(直売所等での販売計画)及び販売形態

商 品 名 等	年間販売予定数量(単位: kg)	商品の販売形態 (該当する形態に○を付けてください)
		自社店頭販売・直売所・宅配販売・その他
		自社店頭販売・直売所・宅配販売・その他
		自社店頭販売・直売所・宅配販売・その他
		自社店頭販売・直売所・宅配販売・その他
合 計		

販売形態が「その他」である場合の具体的な販売方法()

③ 商品の主な販売先(該当する販売先に○を付けてください。直売所等の場合は名称等を記載してください。)

一般消費者	卸売業者	小売業者	スーパー等
直売所等 ※ 複数の直売所等に販売している場合は、主な販売先の直売所等の情報を記載してください。	直売所等の名称:		
	所在地:		
	連絡先:		

④ 原料農産物の生産数量を証明する書類

数量払の交付申請書を提出する際には、自ら生産した原料農産物の数量を証明する書類を提出することが必要となります。現時点で、提出する予定の証明書類に○を付けてください。

- ・ 農産物検査結果通知書の写し
 - ・ 品種名・数量が分かる品位等検査結果の写し
 - ・ 製油業者等に製油を委託した原料の数量が分かる伝票の写し
 - ・ 農協等に乾燥・調製を委託した場合の乾燥・調製後の数量が分かる伝票の写し
 - ・ そのほか生産数量を客観的に確認できる書類()
- ※具体的な書類名を()に記載してください。

※ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)第5条第1項の規定に基づき、総合化事業計画に係る認定を受けた者は、本計画書の1及び2を記載し、総合化事業計画の写しを添付してください。

2 自家加工販売(直売所等での販売)出荷・販売等実績報告書

前年産の麦・大豆・そば・なたねについて、自家加工販売や直売所等での販売を行った農業者については、その数量等について、実績を記載してください。

① 原料農産物使用実績(麦・大豆・そば・なたねのうち該当する農産物を記載)

原料農産物名	年間使用量(単位: kg)	左記のうち自ら生産した数量(単位: kg)

② 商品の加工販売実績(直売所等での販売実績)及び販売形態

商 品 名 等	年間販売数量(単位: kg)	商品の販売形態 (該当する形態に○を付けてください)
		自社店頭販売・直売所・宅配販売・その他
		自社店頭販売・直売所・宅配販売・その他
		自社店頭販売・直売所・宅配販売・その他
		自社店頭販売・直売所・宅配販売・その他
合 計		

【注意】自家加工販売や直売所等での販売を行っていた者であって、前年産の当該農産物に係る数量払の交付申請時点において、自家加工販売の原料に供する予定であった数量又は直売所等で販売する予定であった数量について、その後、確実に出荷・販売したことが分かる出荷・販売伝票等の写し等のひとつを提出してください。

なお、出荷・販売伝票等の写し等の書類の提出がなく、出荷・販売したことが確認できない場合には、前年産の当該農産物に係る数量払の交付金を返還していただく場合があります。

年産

様式第11－1号

収入減少影響緩和交付金の交付申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者 住 氏 所 名 (法人等にあつては、
名称及び代表者の氏名) 印

対策加入者管理コード

A | | | | | | | | | |

収入減少影響緩和交付金の交付を受けたいので、以下の生産実績数量に基づき計算される金額の交付を申請します。

なお、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第3号に規定する農地（遊休農地）がないことを誓約します。

対 象 農 産 物	地 域 等 区 分	生 産 実 績 数 量
		kg
		kg
		kg
		kg
		kg

（注意事項）

- ・対象農産物ごと、地域等区分ごとの生産実績数量を確認できる書類を添付してください（畑作物の直接支払交付金における数量払（以下「数量払」と言います。）の交付申請数量と同じ数量の場合は、添付する必要はありません。）。
- ・生産予定面積の申出の有無に関わらず、数量払の交付対象数量がある対象農産物については、生産実績数量として交付対象となりますので、当該対象農産物に係る生産実績数量を全て申告して下さい。
- ・米穀の生産実績数量の記入に当たっては、生産調整方針に従って設定された生産数量目標の範囲内としてください（加工用米、新規需要米及び備蓄米は対象外）。また、種子用に供される米穀、未検査米、自家消費用米その他の当該交付金の交付対象とならない米穀の数量については、生産実績数量には含めないでください。

収入減少影響緩和交付金に係る地域等区分申請書

年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
(地域センター長等経由)

都道府県知事 印

収入減少影響緩和交付金に係る単位面積当たり標準的収入額、当年産単位面積当たり収入額及び共済金相当額の算出について、経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)別紙8の4の(2)により、下記のとおり地域等区分の設定を申請します。

記

地域等区分の方法	区分する理由	販売価格、単収等の採り方

様式第11－3号

収入減少影響緩和交付金に係る地域等区分データ報告書

年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
(地域センター長等経由)

都道府県知事 印

年度収入減少影響緩和交付金に係る地域等区分ごとの単位面積当たり標準的収入額、当年産単位面積当たり収入額及び共済金相当額の算出に必要なデータについて、経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)別紙8の4の(4)の規定により、別添のとおり報告します。

(米穀のうち、食糧法第52条第1項の報告徴収の対象となっていないものの販売価格を報告する場合は、その根拠となった全農等と販売の相手先との相対取引による販売価格及び販売数量が分かる書類(集出荷団体等から徴収した調査票など)を添付してください。)

収入減少影響緩和交付金の積立金返納状況報告書

年 月 日

地域センター長 殿
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長 〕

積立金管理者（組織名）
代表者氏名 印

年 月 日付けで収入減少影響緩和交付金の積立金返納額指示書により通知のあった件について、下記のとおり報告します。

記

1 積立金返納完了年月日

年 月 日

2 積立金返納後の積立金の全額（残高）

円

収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者指定申請書

年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
(地域センター長等経由)

住 所
組織の名称
代表者氏名

印

収入減少影響緩和交付金における対策加入者の積立金の管理について、
下記に掲げる業務を適正に実施するので、当該交付金に係る積立金管理
者に指定されたく申請します。

記

1 積立金管理者が行う業務

- (1) 積立金を適切に管理するための決済用預金又は決済用貯金の口座を開設すること。
- (2) (1)の口座に係る帳簿の整備を行うこと。
- (3) 地域センター長等が積立金を積み立てている者の当該積立金の額を地域センター長等に対して報告するよう指示をした場合には、当該指示に従って報告すること。
- (4) 地域センター長等が積立金を積み立てている者に対して当該積立金を返納するよう指示した場合には、当該指示に従って返納すること。
- (5) 毎年3月31日までに、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理状況報告書」(様式第11－9号)により、積立金の管理の状況を都府県庁所在地を管轄する地方農政局の地域センターの長及び地方農政局長等を経由して農林水産大臣に報告すること。
- (6) その他積立金の適切な管理に必要な事項を実施すること。
具体的には、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金残高報告書」(様式第11－10号)により、(1)の口座の毎月末の残高を都道府県庁所在地を管轄する地域センター長等に報告し、確認を受けること等積立金の適切な管理に必要な事項を実施する。

2 その他
組織の概要等

(注意事項)

組織の定款又は規約の写しを添付してください。

収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書

年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
(地域センター長等経由)

積立金管理者（組織名）
代表者氏名 印

経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)別紙11の1の(3)の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 当座預金口座

金融機関名	支店名	口座番号	口座名義

2 事務取扱責任者

役 職	氏 名

(注意事項)

収入減少影響緩和交付金に係る積立金の管理を行う旨を定めた定款又は規約の写しを添付してください。

収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者変更届

年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
(地域センター長等経由)

積立金管理者（組織名）
代表者氏名 印

経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)別紙11の1の(4)の規定により、変更があった内容を届け出ます。

記

1 変更の理由

2 変更事項 (変更前)

(変更後)

3 変更の時期

(注意事項)

- 1 都道府県知事の意見を添付してください（別紙11の1の(4)に規定する、主たる事務所の移転による住所変更等の軽微な変更を行う場合には、都道府県知事の意見を添付する必要はありません）。
- 2 定款又は規約の変更の場合には、その内容が分かる資料（総会議案、総会議事録、総会で決定した変更後の定款又は規約等）を添付してください。なお、本届出に変更後の定款又は規約を添付することに代えて、積立金管理者報告書変更届（様式第11－7号）の提出の際に変更後の定款又は規約を添付することができます。
- 3 「3 変更の時期」は、総会等で決定した変更の日を記載してください。組織の合併による変更の場合には、合併後の組織に積立金管理者の事業が承継される日とするなど、積立金管理者の総会決定及び合併後の組織の総会決定に基づき、合併後の組織が同事業を開始する日を記載してください。

収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書変更届

年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
(地域センター長等経由)

積立金管理者（組織名）
代表者氏名 印

経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)別紙11の1の(5)の規定により、変更があった内容を届け出ます。

記

1 積立金を管理する口座の変更

	金融機関名	金融機関 コード [※]	支店名	支店 コード [※]	種目	口座番号	(フリガナ) 口座名義
変更前							
変更後							

2 事務取扱責任者の変更

	役 職	氏 名
変更前		
変更後		

(注意事項)

定款又は規約の変更があった場合には、その写しを添付してください。

収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理状況報告書

年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
(地域センター長等経由)

積立金管理者(組織名)
代表者氏名 印

経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号
農林水産事務次官依命通知)別紙11の3の(5)により、年度の積立金の
管理状況について下記のとおり報告します。

記

1 積立金の収支状況

	金 額
期首残高(年4月1日) ①	円
年間収入額②	円
年間支出額③	円
期末残高(年3月31日) ④＝①＋②－③	円

2 その他報告事項

--

収入減少影響緩和交付金に係る積立金残高報告書

年 月 日

地域センター長 殿
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長 〕

積立金管理者（組織名）
代表者氏名 印

経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）別紙11の3の(6)の規定に基づき、積立金の残高について下記のとおり報告します。

記

	金 額
年 月末日現在残高	円

（注）口座の残高及び取引明細を証する書類（通帳の写し等）を添付してください。

上記の金額については、年 月末日現在の対策加入者ごとの積立金残高の合計と相違ないことを確認します。

年 月 日

地域センター長 印
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長 〕

水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書

平成 年 月 日

〇〇地域センター長 殿
〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

報告（誓約）者 住所

氏名

印

交付申請者管理コード

経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第 2 の 4 の（2）の規定に基づき、下記のとおり、出荷・販売状況が分かる書類を提出します。

記

1 対象作物ごとの出荷・販売状況が分かる提出書類

裏面のチェックリスト中、「今回提出」としたものについては、対象作物ごとに、当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの一つを添付して報告します。

「来年の 6 月 30 日までに提出」としたものについては、申告どおり、対象作物ごとに、当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの一つを提出することを誓約します。

（注 1）交付申請している対象作物名の口に✓（チェック）を付けた上で、対象作物ごとの出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等の確認書類の提出方法について、該当する提出方法の口に✓（チェック）を付けてください。

（注 2）畑作物の直接支払交付金（数量払）に交付申請した方で、同交付金（数量払）の交付申請手続において、水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売状況が分かる書類を提出する（提出した）方は、「畑作物の直接支払交付金で提出」の口に✓（チェック）を付けてください（本報告で出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等を提出する必要はありません。）。

（注 3）対象作物について、自家加工や直売所等での販売のみに供する場合には、確認書類として「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売（直売所等での販売）実績報告書」（参考様式 3）を作成して提出してください。

【チェックリスト】

対象作物名	出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等の提出方法
☐ 麦	☐ 畑作物の直接支払交付金で提出 ☐ 今回提出 ☐ 来年の6月30日までに提出
☐ 大豆	☐ 畑作物の直接支払交付金で提出 ☐ 今回提出 ☐ 来年の6月30日までに提出
☐ 米粉用米	需要に応じた米生産の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
☐ 飼料用米	需要に応じた米生産の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
☐ W C S 用稲	需要に応じた米生産の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
☐ 加工用米	需要に応じた米生産の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
☐ 飼料作物	☐ 今回提出 ☐ 来年の6月30日までに提出
☐ 地域振興作物 (産地交付金)	☐ 畑作物の直接支払交付金で提出 ☐ 今回提出 ☐ 来年の6月30日までに提出

2 交付金の返還

正当な理由なく1で申告した時期までに出荷・販売状況が分かる書類を提出しない場合、又は虚偽の報告をした場合には、その作物に係る交付金を返還します。

水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書

地域センター長 殿

地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長

水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の取組について、以下の数量を報告します。

氏名又は 法人・組織名		印
代表者名 (法人・組織のみ)		

年			月			日		
交付申請者管理コード								
地域協議会等管理コード								
「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード								
A								

飼料用米	
農産物検査の受検 ※1	
あり	なし

区分	玄米	もみ
農産物検査において合格又は 3等以上に格付けされた数量※2	kg	kg
生産面積	a m ²	a m ²

米粉用米	
農産物検査の受検 ※1	
あり	なし

区分	玄米	もみ
農産物検査において合格又は 3等以上に格付けされた数量※2	kg	kg
生産面積	a m ²	a m ²

主食用米※3	
出荷数量	kg
生産面積	a m ²

- (注意事項)
- ※1 農産物検査の受検状況について、該当する欄に○を付けてください。「あり」に○をつけた場合にあっては、右欄の数量及び面積を記載してください。
- ※2 農産物検査結果通知書等の写しを添付してください。また、当該等級に相当すると認められるものを記載する場合にあっては、確認者による数量証明書を添付してください。
- ※3 当年産で主食用米の生産も行っている場合、主食用米の出荷数量及び生産面積を記載してください。なお、主食用米の生産面積は、営農計画書における主食用水稲の作付面積(換算値)の値を記載してください。
- ※4 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の変更を伴わない限り、必要に応じて様式を変更することができるものとします。
- ※5 「需要に応じた米生産の推進に関する要領」において、認定方針作成者が新規需要米取組計画の取組主体となっている場合にあっては、方針作成者が方針参加農業者の報告をとりまとめて報告ができるものとします。

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の交付額報告書

平成 年 月 日

〇〇地域センター長 殿
〔 〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長
(都道府県経由) 〕

〇〇協議会長

水田活用の直接支払交付金における産地交付金による交付申請者ごとの交付額を確定したので、経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第 2 の 7 の（2）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

産地交付金による交付額

交付申請者氏名	地域協議会等管理 コード	交付額（円）
計		

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

水田活用の直接支払交付金における水田フル活用ビジョンの承認申請に
ついて

水田活用の直接支払交付金における水田フル活用ビジョンを作成したので、経営所得
安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通
知）別紙 16 の 2 の（6）の規定に基づき、（別記）のとおり承認を申請します。

注：変更の場合は、件名の「水田活用の直接支払交付金における水田フル活用ビジョンの承認申請に
ついて」を「水田活用の直接支払交付金における水田フル活用ビジョンの変更承認申請について」
とし、本文中の「を作成した」を「の変更を行う必要がある」とする。

(別記)

●●県水田フル活用ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

2 作物ごとの取組方針

(1) 主食用米

(2) 非主食用米

ア 飼料用米

イ 米粉用米

ウ WCS 用稲

エ 加工用米

オ 備蓄米

(3) 麦、大豆、飼料作物

(4) そば、なたね

(5) 野菜

(6) 不作付地の解消

3 作物ごとの作付予定面積

作物	平成 25 年度の作付面積 (ha)	平成 27 年度の作付予定面積 (ha)	平成 28 年度の目標作付面積 (ha)
主食用米			
飼料用米			
米粉用米			
WCS 用稲			
加工用米			
備蓄米			
麦			
大豆			
飼料作物			
そば			
なたね			
その他地域振興作物			
野菜 ・ ・ ・			

4 平成 28 年度に向けた取組及び目標

取組 番号	対象作物	取組	分類 ※	指標	平成 25 年度 (現状値)	平成 27 年度 (予定)	平成 28 年度 (目標値)

※「分類」欄については、実施要綱別紙 16 の 2 (5) のア、イ、ウのいずれに該当するか記入してください。(複数該当する場合には、ア、イ、ウのうち主たる取組に該当するものをいずれか 1 つ記入してください。)

- ア 農業・農村の所得増加につながる作物生産の取組

イ 生産性向上等、低コスト化に取り組む作物生産の取組

ウ 地域特産品など、ニーズの高い製品の産地化を図るための取組を行いながら付加価値の高い作物を生産する取組

5 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 地域農業再生協議会が水田フル活用ビジョンを策定する場合には、都道府県水田フル活用ビジョンの後に添付してください。

産地交付金の活用方法の明細

1. 都道府県名

2. 活用予定額の総括表

協議会等名	配分枠 (C+D)			活用予定額 (e+f)					(単位: 円)
	当初配分枠 (C=A+B)			当初配分枠 (e=a+d)					
	産地戦略枠 (A)	従来枠 (B)	追加配分枠 (D)	産地戦略枠 (a)	従来枠 (d=b+c)		追加配分枠 (f)		
					水田分 (b)	畑地分 (c)			
●●県 (①)									
地域農業再生協議会合計 (②)									
○○協議会									
△△協議会									
□□協議会									
合計 (①+②)									

(注)追加配分枠が未定の段階にあっては、該当箇所を空欄により作成することとします。

(参考)国からの配分枠

	配分枠 (C+D)			
	当初配分枠 (C=A+B)			追加配分枠 (D)
	産地戦略枠 (A)	従来枠 (B)		
国からの配分枠				

醒分粹

⌊

※2「実面積」は使途ごとの面積の計でなく、実面積を記入してください。

※3 ⑧の合計は、各使途の合計面積を記入してください。

※4 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)使途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

(2)追加配分枠の活用分

配分枠

円

H26との比較 ※1		取組の種別 ※2	用途 ※3	取組番号 ※4	単価⑨ (円/10a)	面積 (a単位)													所要額 ⑨×⑩ (円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
						戦略作物							そば	なたね	野菜	花き・花木	果樹	雑穀		地力増進	景観形成	備蓄米	その他	合計 ⑩ ※6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
						麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

※1 「H26との比較」は、新規の場合は「新」、H26から継続で一部変更した場合は「変」、H26と同じ設定の場合は「同」を記入してください。

※2 「取組の種類」には、いずれの取組等に係る追加配分枠を充てるのか、以下のア～カのいずれかを記入してください。

「ア」多収性専用品種の導入への取組 「イ」加工用米の複数年契約の取組 「ウ」備蓄米の取組 「エ」そば、なたね（基幹作）の作付け 「オ」そば、なたね（二毛作）の作付け

「カ」主食用米作付面積が生産数量目標の面積換算値を下回ることとなる都道府県に対して、当該生産数量目標の面積換算値より下回った面積に応じた配分

※3 二毛作を対象とする用途は、二毛作への助成部分を他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇（二毛作）」と記入してください。

※4 「取組番号」は、水田フル活用ビジョン4の表の取組に該当する取組番号を記入してください（該当しない場合の記入は不要です）。

※5 「合計（基幹）の実面積」は、基幹作物を対象とした設定の実面積を記入し、「合計（二毛作）の実面積」は、二毛作物を対象とした設定の実面積を記入してください。

※6 ⑩の合計は、各用途の合計面積を記入してください。

※7 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

（注）用途ごとに「産地交付金の活用方法の明細（個票）」を添付してください。

(3)水田における交付対象面積積計（a単位）

合計(基幹)	合計(二毛作)	戦略作物										そば	なたね	野菜	花き・花木	果樹	雑穀	地力増進	景観形成	備蓄米	その他	合計												
		麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米																										
実面積																																		
実面積																																		

※ 「合計(基幹)」は、当初配分と追加配分を含め、基幹作物を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)」は、二毛作物を対象とした設定の実面積を記入してください。

4. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

新規		H26継続(変更あり)		H26継続		助成開始年度	
----	--	-------------	--	-------	--	--------	--

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名				整理番号			
活用枠※1	☐ 産地戦略枠 ☐ 従来枠・水田分 ☐ 従来枠・畑地分 ☐ 追加配分枠			分類※2	☐ ア ☐ イ ☐ ウ		
使途							
対象作物							
単価				前年度の単価			
内容							
具体的要件							
確認方法							
備考							

※1 「活用枠」欄は該当する項目の□に✓(チェック)を付けてください。

※2 「分類」は、実施要綱別紙16の2(5)のA、イ、ウのいずれに該当するか□に✓(チェック)を付けてください。

(別記)

〇〇地域農業再生協議会水田フル活用ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

2 作物ごとの取組方針

(1) 主食用米

(2) 非主食用米

ア 飼料用米

イ 米粉用米

ウ WCS 用稲

エ 加工用米

オ 備蓄米

(3) 麦、大豆、飼料作物

(4) そば、なたね

(5) 野菜

(6) 不作付地の解消

3 作物ごとの作付予定面積

作物	平成 25 年度の作付面積 (ha)	平成 27 年度の作付予定面積 (ha)	平成 28 年度の目標作付面積 (ha)
主食用米			
飼料用米			
米粉用米			
WCS 用稲			
加工用米			
備蓄米			
麦			
大豆			
飼料作物			
そば			
なたね			
その他地域振興作物			
野菜 ・ ・ ・			

4 平成 28 年度に向けた取組及び目標

取組 番号	対象作物	取組	分類 ※	指標	平成 25 年度 (現状値)	平成 27 年度 (予定)	平成 28 年度 (目標値)

※「分類」欄については、実施要綱別紙 16 の 2 (5) のア、イ、ウのいずれに該当するか記入してください。(複数該当する場合には、ア、イ、ウのうち主たる取組に該当するものをいずれか 1 つ記入してください。)

- ア 農業・農村の所得増加につながる作物生産の取組

イ 生産性向上等、低コスト化に取り組む作物生産の取組

ウ 地域特産品など、ニーズの高い製品の産地化を図るための取組を行いながら付加価値の高い作物を生産する取組

5 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

2. 活用予定額の総括表

協議会等名	配分枠 (C+D)				活用予定額 (e+f)				(単位:円)
	当初配分枠 (C=A+B)			追加配分枠 (D)	産地戦略枠 (a)	当初配分枠 (e=a+d)		追加配分枠 (f)	
	産地戦略枠 (A)	従来枠 (B)				水田分 (b)	畑地分 (c)		
〇〇協議会									

(注)追加配分枠が未定の段階にあっては、該当箇所を空欄により作成することとします。

配分率

⌊

※2「実面積」は使途ごとの面積の計でなく、実面積を記入してください。

※3 ⑧の合計は、各用途の合計面積を記入してください。

※4 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)使途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

(2)追加配分枠の活用分

£

[illegible]

※1 「H26との比較」は、新規の場合は「新」、H26から継続で一部変更した場合は「変」、H26と同じ設定の場合は「同」を記入してください。

※2「取組の種類」には、いずれの取組等に係る追加配分枠を充てるのか、以下のア～カのいずれかを記入してください。

「ア」多収性専用品種の導入への取組 「イ」加工用米の複数年契約の取組 「ウ」備蓄米の取組 「エ」そば、なたね(基幹作)の作付け 「オ」そば、なたね(二毛作)の作付け

「カ」主食用米作付面積が生産数量が生産数量目標の面積換算値を下回ることとなる都道府県に対して、当該生産数量目標の面積換算値より下回った面積に応じた配分

※3 二毛作を対象とする用途は、二毛作への助成部分を他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」と記入してください。

※4「取組番号」は、水田フル活用ビジョン4の表の取組に該当する取組番号を記入してください（該当しない場合は不要です）。

※5 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作物を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作物を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(三毛作)の実面積」は、三毛作物を対象とした設定の実面積を記入する。

※6 ⑩の合計は、各使途の合計面積を記入してください。

※7 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注) 便速ことに産地交付金の活用方法の明細(個票)を添付してください。

(3)水田における交付対象面積計 (a単位)

[illegible]

※(三毛作)は、二毛作物を対象とした設定の裏面積を記入していく。二毛作物を対象とした設定の裏面積を記入していく。

4. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

新規		H26継続(変更あり)		H26継続		助成開始年度	
----	--	-------------	--	-------	--	--------	--

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名				整理番号			
活用枠※1	☐ 産地戦略枠 ☐ 従来枠・水田分 ☐ 従来枠・畑地分 ☐ 追加配分枠			分類※2	☐ ア ☐ イ ☐ ウ		
使途							
対象作物							
単価				前年度の単価			
内容							
具体的要件							
確認方法							
備考							

※1 「活用枠」欄は該当する項目の□に✓(チェック)を付けてください。

※2 「分類」は、実施要綱別紙16の2(5)のア、イ、ウのいずれに該当するか□に✓(チェック)を付けてください。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の活用実績報告書

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の活用実績について、経営所得安定対策等実施要綱(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知)別紙 16 の 4 の (3) の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

産地交付金の活用実績の明細

1. 都道府県名

2. 活用実績額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (C+D)			活用実績額 (e+f)			
	当初配分枠 (C=A+B)		追加配分枠 (D)	当初配分枠 (e=a+d)			追加配分枠 (f)
	産地戦略枠 (A)	従来枠 (B)		産地戦略枠 (a)	水田分 (b)	畑地分 (c)	
●●県 (①)							
地域農業再生協議会合計 (②)							
○○協議会							
△△協議会							
□□協議会							
合計 (①+②)							

3. 活用実績

(1)―①産地戦略枠分の活用分

配分枠

--

[illegible]

※1「合計(基幹 実面積)」は基幹作物を対象とした使途ごとの面積の計でなく、実面積を記入してください(「合計(一毛作 実面積)」も同様)。

※2 「取組番号」は、水田フル活用ビジョン4の表の取組に該当する取組番号を記入してください。

※3 「分類」欄については、実施要綱別紙16の2(5)のア、イ、ウのいずれに該当するか記入してください。

※4 「その他」に実績面積がある場合は、「その他」に含まれる作物ごとに内訳を、本様式に準じて作成し添付してください。

※5「助成対象面積計①」は、「交付申請者単位で用途ごとに対象作物すべての実績面積を集計した後a未満を端数処理(切捨)した値」の積み上げ値を記入してください。

※6 単価調整がなかった場合は、「調整ベース」欄の記入は不要です。

※7「所要額⑤(単価調整がなかった場合は所要額③。以下同様)」は、計算式に基づく交付申請者ごとの交付額の積み上げと合わせてください。

ただし、「単価④」が10円未満の端数があり「所要額⑤」が計算式 $(1 \times ④ \div 10)$ の値にならない場合、「所要額⑤」には別途計算した交付申請者ごとの積み上げ値を記入してください。

※8 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

分配率: 1

1001

- ※1 事務処理上必要でなければ、記入する必要はありません。
- ※2 「合計(実対面積)」は使途ごとの面積を記入してください。
- ※3 「合計(実対面積)①」は、「交付申請者単位で使途ごとに対象作物すべての実績面積を集計した後a未満を端数処理(切捨)した値」の積み上げ値を記入してください。
- ※4 単価調整がなかった場合は、「調整後ベース」欄の記入は不要です。
- ※5 「所要額⑤」(単価調整がなかった場合は所要額③。以下同様)は、「計算式」に基づく交付申請者ごとの交付額の積み上げと合わせてください。ただし、「単価④」が10円未満の端数があり「所要額⑤」が計算式(①×④÷10)の値とならない場合、「所要額⑤」に別途計算した交付申請者ごとの積み上げ値を記入してください。
- ※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(2)追加配分枠の活用分

配分率

三

[illegible]

※1「取組の種類」には、いずれの取組に係る追加分枠を充てるのか、以下のア～カのいずれかを記入してください。

「ア」多収性専用品種の導入への取組 「イ」加工用米の複数年契約の取組 「ウ」備蓄米の取組 「エ」そば、なたね（基幹作）の作付け 「オ」そば、なたね（二毛作）の作付け

「力」主食用米作付面積が生産数量目標の面積換算値を下回ることとなる都道府県に対して、当該生産数量目標の面積換算値より下回った面積に応じた配分

※2 「合計(基幹 実面積)」は基幹作物を対象とした使途ごとの面積の計でなく、実面積を記入してください(「合計(一毛作 実面積)」も同様)。

※3 「取組番号」は、水田フル活用ビジョン4の表の取組に該当する取組番号を記入してください(該当しない場合は不要です)。

※4 「その他」に実績面積がある場合は、「その他」に含まれる作物ごとに内訳を、本様式に準じて作成し添付してください。

※5「助成対象面積計①」は、「交付申請者単位で用途ごとに対象作物すべての実績面積を集計した後a未満を端数処理(切捨)した値」の積み上げ値を記入してください。

※6 単価調整がなかった場合は、「調整後ベース」欄の記入は不要です。

※7「所要額⑤(単価調整がなかった場合は所要額③。以下同様)」は、計算式に基づく交付申請者ごとの交付額の積み上げと合わせてください。

ただし、「単価④」が10円未満の端数があり「所要額⑤」が計算式 $(1 \times 4 \div 10)$ の値とならない場合、「所要額⑤」には別途計算した交付申請者ごとの積み上げ値を記入してください。

※8 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(3)水田における交付対象面積計 (a単位)

戦略作物															そば	なたね	野菜	花き・花木	果樹	雑穀	地力増進	景観形成	備蓄米	その他	合計	
麦		大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米																			
合計(基幹)																										
合計(二毛作)																										

※「合計(基幹)」は、当初配分と追加配分を含め、基幹作物を対象とした設定の裏面積(小数点第2位まで)を記入し、「合計(二毛作)」は、二毛作物を対象とした設定の裏面積(小数点第2位まで)を記入してください。

4. 単価調整の実施の有無、方法

--

※1 単価調整がなかった場合は「無」と記入してください。

※2 単価調整を行った場合は、その具体的な手法(計算式)を記入してください(計画で定めた手法に則った計算を記載)。

産地交付金の活用実績の明細

1. 地域農業再生協議会名

2. 活用実績額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (C+D)			活用実績額 (e+f)				
	当初配分枠 (C=A+B)			当初配分枠 (e=a+d)			追加配分枠 (f)	
	産地戦略枠 (A)	従来枠 (B)	追加配分枠 (D)	産地戦略枠 (a)	従来枠 (d=b+c)			
					水田分 (b)	畑地分 (c)		
●●地域農業再生協議会								

(1) — ③ 従来枠・畑地分の活用分

配分枠※1

--

[illegible]

※1 事務処理上必要であれば、記入する必要はありません。

※2 「合計(実面積)」は、使途ごとの面積の計でなく、実面積を記入してください。

※3「助成対象面積計①」は、「交付申請者単位で使途ごとに対象作物すべての実績面積を集計した後a未満を端数処理(切捨)した値の積み上げ値を記入してください。

※4 単価調整がなかった場合は、「調整後ベース」欄の記入は不要です。

※4 手画調書がなかつた場合は、調査員へ「入」欄の記入は不要。

※5 「所要額⑤(単価調整がなかつた場合は所要額③、以下同様)は、計算式に基づき交付申請者ごとの交付額の積み上げと合わせてください。ただし、「単価④」が10円未満の

※3 「所安額③(早期調整金がなかった場合は所安額③。以下同様)」、 $\frac{\text{計算式に基く交付申請額}}{\text{この交付額の積み上げと同等と見做す}}$ を「所要額⑤」に算入してください。ただし、端数があり「所要額⑤」が計算式 $(1 \times 4 \div 10)$ の値と異なる場合は、「所要額⑤」には別途計算した交付申請額を二の積み上げ値を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

平成 27 年 月 日

申請者 住 所

氏 名

印

代表者

農林水産大臣 殿

収入減少影響緩和交付金移行のための円滑化対策交付金交付申請書

交付申請者管理コード

収入減少影響緩和交付金移行のための円滑化対策交付金の交付を受けたいので、以下の生産実績数量に基づき計算される金額の交付を申請します。

(1) 農産物検査3等以上かつ、農協又は主食集荷組合傘下業者へ販売又は販売委託した数量

対 象 農 産 物	地 域 等 区 分	生 産 実 績 数 量
		kg
		kg

(2) 農産物検査3等以上かつ、(1)以外の者(民間集荷業者や消費者等)に直接販売した数量

対 象 農 産 物	地 域 等 区 分	生 産 実 績 数 量
		kg
		kg

(3) 合計((1)+(2))

対 象 農 産 物	地 域 等 区 分	生 産 実 績 数 量
		kg
		kg

生産数量目標

kg

(3) の合計数量と生産数量目標のうち、少ない方が本交付金の対象数量となります。

(注意事項)

- 生産実績数量の記入に当たっては、①生産数量目標の対象とならない加工用米、新規需要米及び備蓄米、並びに②種子用に供される米穀、未検査米、自家消費用米その他の本交付金の交付対象とならない米穀は、生産実績数量には含めないでください。

畑作物の直接支払交付金における面積払(営農継続支払)の作付面積確認報告書

〇〇地域農業再生協議会会長 印



平成27年産経営所得安定対策加入者別の畑作物の直接支払交付金における面積払の作付面積を確認したので、経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)Ⅳの第1の(2)の③のウの(ウ)の規定に基づき、その結果を下記のとおり報告します。

■畑作物の直接支払交付金における農業者別・農産物別作付面積

[illegible]

(備考)

[illegible]

基準単収を大きく下回ったことの理由書

住 所
氏 名

印

農産物名		交付対象数量 (規格外収穫量)	(kg・t kg・t)
当該農産物に係る面積払の交付対象面積			a
減収となった理由	(自然災害等の場合は、そのことを裏付ける書類を添付)		
肥培管理等の経緯	(作業日誌を添付することで省略可)		
有機栽培・特別栽培	(有機栽培・特別栽培を行う農業者は、その取組状況を記載)		
翌年産の作付けに向けた具体的な改善計画			
※地域協議会等・地域センター等が必要とする事項			

(注意) 上記の記載内容等を確認した結果、自然災害などの合理的な理由がないと判断された場合には、交付済みの面積払の交付金を返還いただくとともに、翌年産の面積払は交付しません。

(記載上の留意事項)

- 注 1 : 本様式は、畑作物の直接支払交付金における面積払を受給した農業者で、交付の対象となった農産物(麦・大豆・そば・なたね・てん菜・でん粉原料用ばれいしょ)の出荷・販売数量が、基準単収の2分の1に満たなかった場合に作成してください。
なお、基準単収の2分の1に満たなかった農産物が複数ある場合は農産物の種類ごとに作成してください。
- 注 2 : 交付対象数量は、品質区分に関わらず、数量払の全交付申請数量を記載、規格外収穫量(数量払の対象外となった数量)が分かる場合は、下段()に、その数量を記載してください。
- 注 3 : 減収となった理由には、その理由が分かる書類を添付してください。例えば、自然災害などにより減収した場合には、農業・畑作物共済が発動されたことが分かる書類などを添付してください。
- 注 4 : 肥培管理の経緯には、作業日誌を添付することで記載を省略することができます。
- 注 5 : 有機栽培生産者・特別栽培等生産者の場合は、いずれかに○を付し、その取組状況を記載してください。
- 注 6 : 翌年産の作付けに向けた具体的な改善計画には、湿害を軽減する等の翌年産に収穫量を向上させるための技術的な改善計画を記載してください。

年 月 日

水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売
(直売所等での販売) 実績報告書

自家加工農業者(販売農業者)

住 所

氏 名 _____

1 原料農産物使用実績(対象農産物のうち該当するものを記載)

(単位: kg)

原料農産物名	年間使用量	左記のうち自ら生産したもの

(注) 地域振興作物(産地資金)については、各単価グループごとに最低一農産物記入してください。

2 商品の加工販売実績(直売所での販売実績)

(単位: kg)

商 品	商品の販売形態	商品の主な販売先	年間販売(予定)数量
合 計			

(注1) 「商品」には、対象作物に係る各単価グループの商品ごとに最低一実績記入してください。

(注2) 「商品の販売形態」には、自社店頭販売、直売所、インターネット等注文販売等の販売形態を記入してください。

(注3) 「商品の主な販売先」には、一般消費者、卸・小売店、スーパー等の販売先を記入してください(直売所等での販売の場合は、直売所等の名称、所在地、連絡先を記入してください。))。